

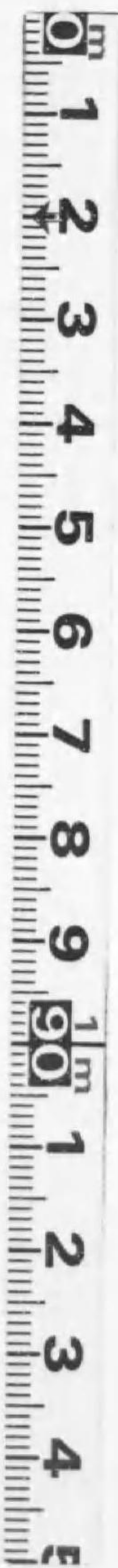
有所權作著

高島易斷
所本部編纂

除神
招福
神
秋
開運法

東京

神宮



始



序

禍福は皆人の所業に依つて別たる故に過去の所業の善悪は現

在の運命の吉凶となり現在の所業の善悪は未來の運命の吉凶

となる此の恰も響の物に應ずるが如し世に法律を設定す

るまた此理に異ならずるなり而して以上の運命の凶禍を轉

て吉福と爲すは必ず陰陽道にあらずんば神佛の法に依るの

外に策あること無し是を以て本書を編するに聖者の所説を基

礎とし補ふに此道の智者の卓説を以てせり希くば讀者は本書

に依り運命を開き無量の幸福を得られん事を茲に一言以て序

と爲す。



凡例

一 本書は世の所謂陰陽道の各科目を擧ぐることに紙數に比し多きを以て説明は簡短明瞭を主とせるも大概その要領を盡せり只宿曜占察法十二分ならざるも普通以上の内容なれば後日更に増補の時を俟て秘説を加ふることゝ爲すべし。

一 陰陽道は五行と十干十二支が明瞭に記載せらるれば十中の七八まで自然に解釋せらるゝものなり故に各章中の重複に亘るものは參照に譲つて省略せる處少なからず讀者之を諒せよ。

一 本書の内容は太陰曆を主とせるを以て舊曆によつて其適用を爲すことを忘れざる事を望む。

一 本書發刊を忙げる爲め校合につき粗漏の點なきを保せず後日を俟つて之を訂正すべし。

目次

本書の秘密……………一

第一章 五行の吉凶……………二

第一項 五行の起源……………三

第二項 五行と萬物……………四

第三項 八身の五行の秘密……………六

第四項 五行の釋義……………七

第五項 五行の生尅……………一〇

第六項 五行の術語と配當と五大……………一二

第七項 五行と吐普加美……………一五

第二章 干支の吉凶……………一七

第一項 干支の起源……………一八

第二項 十干の釋義……………二〇

第三項 十二支の釋義……………二二

第四項 干支六十納音……………二六

第五項 干支納音吉凶……………三〇

第六項 干支生れ年の相性……………三七

第七項 干支年月の吉凶……………三八

第八項 干支獨特の病源……………三九

第三章 淘宮術……………四九

第一項 淘宮術の起源……………五〇

第二項 淘宮術の術語……………五三

第三項 淘宮術干支の配當……………五三

第四項 淘宮術の十干……………五三

第五項 淘宮術の十二支……………五七

第六項 淘宮術十干の變化……………五五

第七項 淘宮術應用の秘密……………五六

第八項 三輪の原理と主眼……………五九

第九項 三輪改癖の手段……………六〇

第十項 三輪の組織と方法……………六〇

第十一項 三輪の應用と判断……………六二

第四章 九星……………六四

第一項 九星の神秘的元機……………六五

第二項 三元九星の密義……………六六

第三項 九星と周易の秘密……………六八

第四項 九星と納音配當圖……………七〇

第五項 九星と納音の秘密……………七三

第六項 九星天盤の元機……………七五

第七項 年月日時の九星天盤……………七六

第八項 九星組織秘密與傳……………七八

第九項 天盤掛りの極意……………八二

第十項 九星の單獨判断の大意……………八三

第十一項 一白二黒の天稟の秘密……………八四

第十二項 三碧四緑の天稟の秘密……………八六

第十三項 五黄六白の天稟の秘密……………八七

第十四項 七赤八白の天稟の秘密……………八九

第十五項 九紫天稟の秘密と應用……………九〇

第十六項 持人、失物、婚姻、旅行、勝負、商賈、九星秘密判断……………九一

第十七項 病人、走人、二九星秘密判断……………九三

第五章 方位吉凶……………九四

第一項 方位の起源と發現の秘密……………九五

第二項 方位境界二十四山の秘密……………九六

第三項 年月と方位との秘密……………九七

第四項 方位の四十五日の秘密……………九七

第五項 方忌と方違の秘密……………一〇〇

第六項 今昔方位の神殺……………一〇〇

第七項 三鏡寶珠の吉方位……………一〇二

第八項 天道神の吉方位……………一〇三

第九項 歲德神の吉方位……………一〇四

第十項 八將神の吉凶方位……………一〇五

第十一項 天徳神の吉方位……………一〇八

第十二項 金神の凶方位……………一〇九

第十三項 年塞り月塞り日塞り凶方位……………一一一

第十四項 土公居座と制尅説……………一一二

第十五項 月建及月破の吉凶方位……………一一二

第十六項 暗劍殺大凶方位……………一一三

第十七項 五黄殺大凶方位……………一一五

第十八項 本命的殺大凶方位……………一二六

第十九項 生氣、比和、殺氣、退氣、死氣 吉凶方位……………一二八

第二十項 婚姻、移轉、建築、動土、賣買、旅行の吉凶方位……………一二〇

第二十一項 移方轉氣及び土砂散敷法……………一二三

第六章 家相の吉凶……………一二三

第一項 家相の眞訣と嚆矢……………一二四

第二項 家相と方位の不離の秘説……………一二五

第三項 黄帝、宅經四神相應の極秘……………一二五

第四項 加茂保憲假説四神の秘傳……………一二七

第五項 安倍泰親清土假説四神の一傳……………一二八

第六項 地形高低古今の口訣……………一二八

第七項 地宅諸家吉凶極秘……………一二九

第八項 地形家屋の缺込凶相見分秘傳……………一三一

第九項 家屋九宮八方の最極秘……………一三一

第十項 安倍晴明、家相三略の極意……………一三三

第十一項 疊間取の吉凶の秘密……………一三三

第十二項 九星方位による家相の吉凶……………一三四

第十三項 竈の座向吉凶の秘密……………一三五

第十四項 神棚佛壇の構所吉凶要訣……………一三六

第十五項 天窓浴室構所吉凶要訣……………一三七

第十六項 井所廁構所吉凶要訣……………一三八

第十七項 門戶建立及方位要訣……………一三九

第十八項 山林の用材柱木等の用法……………一四二

及方位の極秘……………一四二

第十九項 鬼門裏鬼門凶方位の要訣……………一四二

七章 年月日時の吉凶……………一四三

第一項 年月日時の吉凶と暦の關係……………一四三

第二項 有卦無卦十二運の吉凶……………一四四

第三項 厄年の吉凶……………一四五

第四項 十二直破危成納閉の吉凶……………一四六

第五項 天恩天赦大明母倉大吉日……………一五〇

第六項 本命死線の凶歳及凶日……………一五三

第七項 天一天上日遊神の吉凶日……………一五五

第八項 七曜重日復日の吉凶日……………一五六

第九項 滅門大禍狼籍三箇の悪日……………一五七

第十項 三隣亡凶會五墓凶日……………一五八

第十一項 天火遺火血忌忌日……………一五九

第十二項 往亡黒日下食凶日……………一六〇

第十三項 天徳日徳鬼宿神吉日……………一六二

第十四項 六曜佛滅大安赤口吉日……………一六二

第八章 暦日の一斑……………一六四

第一項 暦の起源と其秘密……………一六五

第二項 干支新舊陰陽暦……………一六六

第三項 月の出入と潮汐の干満……………一六七

第四項 春夏秋冬及び土用……………一六八

第五項 土用間日と正五九……………一六九

第六項 二十四節七十二候の配當……………一七〇

第七項 甲子己巳初午……………一七三

第八項 社日、彼岸、庚申……………一七〇

第九項 八專、十方ぐれ……………一七五

第十項 八十八夜、入梅、夏至……………一七六

第十一項 季夏生、三秋……………一七八

第十二項 二百十日、二百廿日……………一七九

第十三項 冬至、小寒、大寒、節分……………一七九

第九章 宿曜占察法……………一八〇

第一項 宿曜占察の沿革……………一八一

第二項 宿曜占察の元機……………一八二

第三項 宿曜占察の極秘……………一八三

第四項 廿八宿廿七宿の秘密應用……………一八四

第五項 廿八宿秘密の諸配當……………一八五

第六項 十二宮各月の奥傳……………一八六

第七項 十二宮性質生月吉凶秘密……………一八七

第八項 東方宿心尾箕の性質毎日の吉凶……………一九〇

第九項 北方宿危室壁の性質毎日の吉凶……………一九二

第十項 西方宿胃昂畢の性質毎日の吉凶……………一九四

第十一項 南方宿柳東井の性質毎日の吉凶……………一九七

第十二項 七曜性質毎日の吉凶……………一九九

第十一章 神佛開運秘密……………二〇〇

第二項 佛敎と神道……………二〇一

第二項 藥師如來萬病全治秘密法……………二〇二

第三項 阿彌陀日來門戸開扉秘密法……………二〇二

第四項 觀世音菩薩未來前知秘密法……………二〇三

第五項 地藏菩薩五穀成就福徳圓滿秘密……………二〇三

第六項 大聖不動明王金縛秘密法……………二〇四

第七項 大黒天七日千座福徳秘密法……………二〇五

第八項 摩利支天兵法九字秘密法……………二〇六

第九項 辨財天男女愛敬成就秘密法……………二〇八

第十項 茶吉尼天福徳如意成就秘密法……………二〇九

第十一項 聖天尊浴油供養病調伏成就……………二〇九

第十二項 秘密法……………二一〇

第十二項 稻荷大神兩部神道五穀財寶……………二一一

秘密法……………二一一

第十三項 猿田彦大神兩部神道土金の………

秘密法 ………………二二

第十四項 神祇伯婚禮愛敬の守秘密法 ………………二二

第十五項 神祇伯家行事安産握神符 ………………

秘密法 ………………二二

第十六項 橘家極福徳の守秘密法 ………………二二

招除 福災 神秘開運法 目次 終

招除 福災 神秘開運法

弘法大師口傳
安倍晴明奧儀
日蓮上人相承

本書の秘密

法運開秘神

人は過去の所爲の善惡の因縁に依つて、現在に吉凶の果報をうけまた現在の所爲の善惡の因縁に依つて、未來に吉凶の果報を生ずるものである、故に世の中に富貴であつて疾病に悩み貧賤であつて健康であつたり或は富貴貧賤であつても災難に苦しむものがある、是が即ち因果應報の三世の實相と稱へられてをる、大凡、人情は吉福を望み凶禍を惡むも中々、思ふやうに行かぬもので煩悶する事が多い而して人は生れてからの過去の因縁は普通、注意周到であれば現在に現はるべき果報の悪い事を避くる用心が出来るが生れぬ前の宿世の事は断じて知ることが出来ない名けて之を運命と云つてをる、而して此運命の悪い地位を去つて善い門戸を開き得る事はドウしても神佛聖者の秘密の本誓の慈悲の救

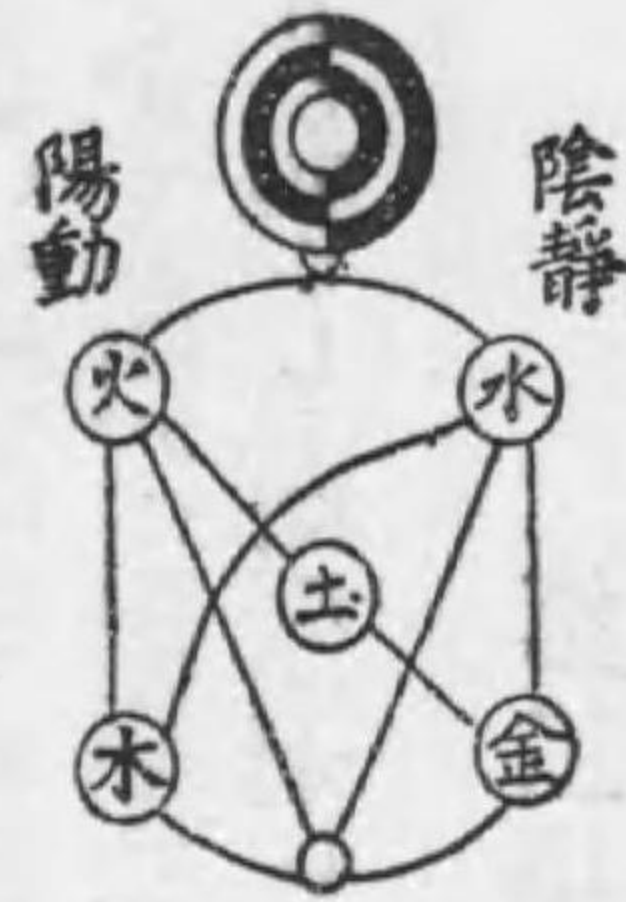
の鍵によらねばならぬ、本書は弘法大師の眞言の口傳によつて息災、増益、調伏の秘密を明かし、安倍晴明の陰陽の奥儀によつて吉凶を前知し、福を招き禍を避くる事を詳かにし、日蓮聖人の天台の相承によつて七難九厄を去り蓮華の泥より出て泥に染まぬ様な境遇の幸を得る方法を述べたものである、故に本書は秘密書のうちの秘密書である事を断言する。

第一章 五行の吉凶

五行は支那人の所謂、水、火、木、金、土である、而して此五行によつて萬物の吉凶があると云ふ事は吉の方には五行の相生で、木、火、土、金、水の順序であるが、凶の方は此の相尅で火、金、木、土水の順序である、又はじめに記した、水、火、木、金、土は此五行の生じた順序である、由來この五行は多くの人は支那特有の思想の様に思ふてをるが決してさうではない、日本の神代の言葉で祓に用へられてをる、吐普加美依身多女を翻譯すると、水、火、木、金、土となる、また印度の太古から唱へて來た波羅門教や佛教の地、水、火、風、空も之を五行になほすと、土、水、火、金、木となる、此の如く三國ともに五行を説き、また之によつて吉凶禍福の生ずる所以を述べてある事も略々をなじである、併し編者は從來よりの此道の慣例に因つて主として支那説を記し日本印度説をつけ加へる事にした、加之その内容は安倍晴明博士の奥儀をよび、其前後の此道の参考書によつて補つた事は特に断つてをく。要するに本章は本書の各章にある陰陽に關する基礎的知識を讀者に與へる考へである

第一項 五行の起源

五行は天地と共に發生したのである、是が人生に必要缺く可らざるものであつて、また人生を助ける

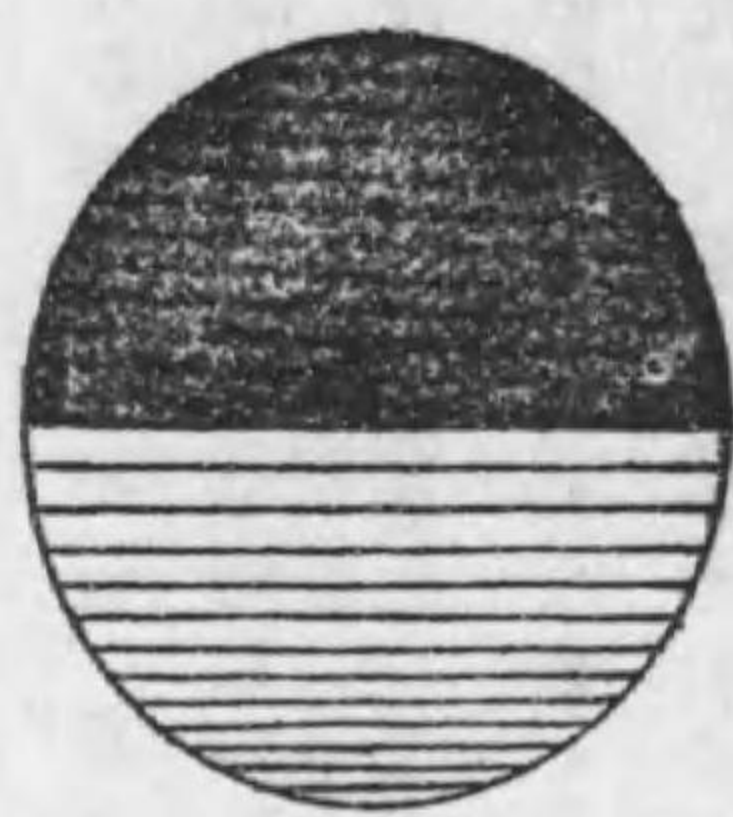


(圖極太開未地天)

事の大なる事は言を俟たないことであるが、是等は此五行を立てた議論としては皮想の見を免れない却説、天地の未だ割れない以前は想像説であるが渾沌として鶏の卵の様なものであつた、之を太極と云つてをる、此太極は有である有は何處から出て來たかと云ふに無から出て來たと云はねばならぬ、之を佛教でも虚空相

と云つてをる斯かる事は人の感覺から推理したゞけで、物質は不滅である云ふ物理からすると、此くなるべきものが皆、無のやうな虚空に含まれてあつた譯であるから本來無でなくて本來有であると信する、かくて無量の時を経て鶏の卵のなかの牙の如く眼の如くなるものが機にふれて動き始め薄く浮くものは靡き上つて先づ天となつた夫は氣で清く澄んだものである次に其後に残つた重く濁つたものは靜かになつて凝ほり滯つて地となつた、而して此動と靜が天と地を成り立てたので又五つの氣が此間に漲つてをつたのが寒、暑、燥、濕、風であつて此氣の五つの形が水、火、木、金、土となつたのである斯くて其妙なる用きは始終究まりないものである事は明かであるが總じてものゝ生ずる事があれば滅すると云ふ反對の理がなければならぬものであるから此出來てをる天地も後には必ず割れ

ぬ以前の様に破壊されて五氣、五行はその氣形を没してしまふ事は想像され易い譯である要するに此五氣五行は以上の如きものであつて其妙なる用を爲すと云ふ根元はその各々に陰と陽の性質があるからである、詳かに云へば陰の寒、暑、燥、濕、風と陽の寒、暑、燥、濕、風は氣となつて存在してをり陰の水、火、木、金、土と陽の水、火、木、金、土は形となつて存在してをるものであるから第二章に述ぶる十干の義は已に此時に起つた事と云はねばならぬ、随つて陰と陽とは反對の性質が同じやうなものうちに包まれてあるから其現はれてをる一部の象を見て直ちに斷定する事が出来な一例すれば、火は原則として熱いものである、されど是は陽の火で陰の火は少しも熱くない等を見ても明かに其眞理が起源に遡つて見ると中々面白いことの多いのが分明する此等はその部分に述ぶる事として斯に一寸しるししたのみである。



(圖之開開地天)

第二項 五行と萬物

天、地、人、これを三才と稱へてをる人は萬物の靈であつて其身體は天地に法つて出来てをる此理は人は全く天地の氣形の結果と云はねばならぬ、而して佛教では萬物の所生を四つに分けてある此眞理は支那の五行と萬物の所生の理によく合つてをるから面白い、四つの所生は第一濕生と云つて濕氣に

よつて生れるものと第二化生と云つて思ひも寄らぬものから殆ど化けて生れるものと第三卵生と云つて卵の殻から生れるものと第四胎生と云つて胎して生れるものがある、最も下等のもののは濕生その次は化生その次は卵生その次は胎生で胎生が最高等のものと成つて居る、而して五行の萬物を生じた古來からの理論を云ふと土地に苔の様なものが生え夫から草が生え木が生えたのである是は濕氣に因て生じた事は疑の餘地がない、併し草木に化生のものも稀にある故、原則として濕生をとり例外として化生を認めねばならぬ、化生は多くは昆蟲の屬である、併し此昆蟲にも餘程、卵生のものもある次に卵生の主なるものは魚、鳥、介等の屬に之を見ることが出来るけれど獸の屬には絶對に之を認むることが出来ない畢竟、獸の屬は胎生である、また人と別にその所生の模様には太さが異なる、編者は更に此の如く五行が人及び鳥、獸、蟲、魚、草、木を生じた原則を調べて見ると草木は陰又は陽の五氣五行の偏つて出来たものである故、其うちに精神と云ふものが宿らない、鳥、獸、蟲、魚等になると不完全ながらも陰の五氣、五行、陽の五氣、五行が配賦されて出来、人は完全に陰



(斑一の生四物萬)

よつて生れるものと第二化生と云つて思ひも寄らぬものから殆ど化けて生れるものと第三卵生と云つて卵の殻から生れるものと第四胎生と云つて胎して生れるものがある、最も下等のもののは濕生その次は化生その次は卵生その次は胎生で胎生が最高等のものと成つて居る、而して五行の萬物を生じた古來からの理論を云ふと土地に苔の様なものが生え夫から草が生え木が生えたのである是は濕氣に因て生じた事は疑の餘地がない、併し草木に化生のものも稀にある故、原則として濕生をとり例外として化生を認めねばならぬ、化生は多くは昆蟲の屬である、併し此昆蟲にも餘程、卵生のものもある次に卵生の主なるものは魚、鳥、介等の屬に之を見ることが出来るけれど獸の屬には絶對に之を認むることが出来ない畢竟、獸の屬は胎生である、また人と別にその所生の模様には太さが異なる、編者は更に此の如く五行が人及び鳥、獸、蟲、魚、草、木を生じた原則を調べて見ると草木は陰又は陽の五氣五行の偏つて出来たものである故、其うちに精神と云ふものが宿らない、鳥、獸、蟲、魚等になると不完全ながらも陰の五氣、五行、陽の五氣、五行が配賦されて出来、人は完全に陰

の五氣、五行、陽の五氣、五行が配賦されてあるから精神が宿つてをる事になつたのである。

第三項 人身の五行の秘密

人は前項に述べた通りで五氣五行で成つたものであるが、是は天地と同じ理である故に六根清淨祇に人は天地と同根であると書いてある、形體より云つても、精神より云つても毫も此理に反對する事が出来ない、寧ろ其眞理を穿つた事に心服せねばならぬ、俗に人身は小天地であるといふてをるのは極めて妥當の説であると思ふ、却説その人身の小天地である事を述べれば、頭の圓いのは天で足の四角なのは地で、身のうちの五臟は五氣の結晶で、その他の空處は虚空である、又腹の温いのは春と夏、背の剛いのは秋と冬で、此うちに四季の土用が含まれてをる、而して手足の四體は四方で身體の骨の大節の十二あるのは十二箇月、小節の三百六十あるのは三百六十日に象つてをる夫れに鼻と口より呼吸するのは、風で兩眼は日月である故、之を開けば晝、とちれば夜となる譯で、眉は星辰、脈は江河に似てをるから骨は玉石、毛は草木、皮肉は土地と謂はねばならぬ、加之、耳に聞く五音、目に見る五色、鼻にかぐ五臭、口に味ふ五味、身體に觸れる五感、守るべき道の五常などは皆この五行五氣に符合してをるものである、之を想ひ考へれば明かに此人身の微妙なことを悟り得らるゝものである、此やうに述べて來ると人身の秘密は五行によつて出來てをるから天の五行の精の五星、地の五行の精の五神の爲めに吾々の人身に影響する吉凶禍福の眞理も必ず眞實であると思はねばならぬ、一例すれば

ば人は五行の氣の陰陽の完全したものの結ばれて出來たものである故、五行の循環の或る一方は烈しく吸引され、排斥されたとすれば身體は必ずその平均を失ひ又精神的にも動搖せねばならぬ、決して目に何も見えないとて此五行の影響を疑ひ輕んじ侮つてはならぬ、其實例は九星、方位、或は洵宮又は男女の性格の調、不調に因て明かに之を證明されてをる、之に因て考へれば徒らに物質的の考のみで天地自然の支配の神秘を知悉する事が出來ない事を斷言すると同時に、精神的の此等の事を知らぬものは萬物の靈長たる理由の一部を忘却して居りはせぬかと思はれる。

第四項 五行の釋義

本項は相生の順序によつて其釋義と相應を略述したいと思ふ、相生は即ち木、火、土、金、水である言葉を換へて云へば、木は火の母で、火は木の子である、又火は土の母で、土は火の子である如く、土と金と、金と水は互に母子となつてをる、却説(木)は方位から云ふと東の方を主つて四季から云ふと春である、風によつて其發生を育を助けられてをる是は氣の應せるものであると思ふ、而して其質は運氣論に木の言たる觸である、木の陽の氣が地の中に觸れ動いて地の閉ぢたる陰の位を冒して温暖になつて草木を發生するものであると説いてある、又其性は朴々として天地自然の化を受けて生長してをる、抑もこの木はこれ水の西の金の方に生じて、流れ移つた結果であるから爪あがりに萬の物を盛ならしむるものである、次に(火)は方位から云ふと南の方を主つて四季から云ふと夏である、而し

金 水 土 火 木

(圖之生相行五)

て其性質は運氣論に火の言たるや化である、證文には燬とあるのも又同様で火炎が燬然として輝いて萬の物を熱させ澎張せしめ變化させる力ある事を説いてある、其夏になつて草木等の茂り盛んになるのは皆これがためであると言はねばならぬ、其性は陽で、中に陰を含んでをるから外が明かで内が暗いのみならず其正しい形を認める事の出来ないのは、水と同じ事である、但、水は其質から云ふと汚を知る事ができ柔であるけれど、火は其汚を見出す事が出来なくて其殺氣は土より剛なものである、次に(土)は方位から云ふと中央で西南を兼ねてをるのみでなく、四季の中の土用と云ふ特殊の時節を主つて春、夏、秋、冬に四回づゝ巡つてをる、而して其質は運氣論に萬の物の出でんとするものは生じ、死れんとするものは其うちに歸すものであるから、萬の物を含吐する用のある物であると説いてある、言葉をかへて云へば土は萬の物の生死して出入する處であるから、極めて大切な重要なものである、此く死生の出入する處である故、九星や方位などより云ふと土氣の崇殺は頗る烈しく酷しいものである、實に火氣ととも恐ろしき本然の性であると思ふ、又この土は金によらなければ縮らない此事は日本でも印度でも同一の理論がある、之を日本では土金の傳と云つて尊重し印度は須彌山の創造の説にこの事を精しく論じてをる、要するに如何なる汚ない物でも地の中に入れては淨化されて清かになる體を具へて居る要するに此神秘は趣味津津たるものであると信する、次に(金)は方位から云ふと西の

水 火 土 金 木

(圖之尅相行五)

方を主つて四季から云ふと秋である、而して秋は氣の最も肅まやかな時であるから天の氣が満ち充てる節と云はねばならぬ、其質は運氣論に金の言たる禁である、水の母の陰の氣が萬の物を禁止して、其長養を息ましめ草木は縮まり鳥獸等は穴に巢くう時が来て收斂の象が著しくなると説いてある、又その性は堅くして清かなるもので殺を好むものであるから、此秋の氣の烈しい年は草木の落葉枯死する事が早い方位に金神と云つて金氣の烈しい大凶殺があつて昔より人の之を恐れる事はみな知れる處である、其理は此の金神は殺氣の純の純なるものであるから其崇が甚しいと云つてをるのも又以上の眞理から出たのである、次に(水)は方位から云ふと北の方を主つて四季から云ふと冬である、日本でも印度でも世界の始は水であつたと云つてをる、故に冬から春、夏、秋と云ふのが四季の眞正な順序で随つて深重の意味のある事を説いて居る人がある、而して其質は運氣論に水の言たる潤である水陰の氣が潤ひ濡れて萬の物を任養するものである事を説いてある、若も世の中に水がなかつたならば萬の物かれ死して終ふ、其理由は直ちに分明してをる又其性は至つて柔かで平準の徳を備へてをる故、建築等には水を盛つて四方の高低を測つてをる、又この水は堅を攻むる力がある其本然は常に西の高い方から東の低い方へ流れてをる、總べて人及び生物無生物は呼吸して生きてをる、而して其呼吸は氣で金に屬してをるが此氣の金をめれば水が生れる其雪の白色の理は是は凝つて水の母の姿の金の色を現

はしたものである、以上で五行の釋義と普通陰陽道の用ふる應用の範圍を述べ終つた猶ほ左に五行の生克を述べやう。

第五項 五行の生克



(圖之背龍圖河)

五行の相生も相克も皆、天地の性と理に基づいて出でたるもので、萬の物が此氣むすばれて出來たものであると云ふ事は從來しばしば述べた通りである、而してこの形を質と云つて其うちに本然の氣を含んでをるのを俗に氣質と唱へてをる即ち其氣が現はれて人に判斷され得る場合にこの言葉を聞くものであつて其五行の氣の根元はよく人及び萬の物に影響する其状態は之を物理的に云つたならば吸引力と排斥性の二になる事も已に説いた處である、故に五行が順行した時は相生と云つて目出度現象を呈するが逆行した時は相尅と云つて不祥なる現象を呈するものである、而して其相生の發明されたのは太昊伏羲氏で其由來は此帝の時に背の毛に此文の旋毛のある龍馬が榮河から出たのを帝が見て天地五行の生成の原理を悟られた、これを俗に河圖と云つてをる相尅はズツト後れて夏禹王の時に甲に此文の形ある龜が洛水から出たのを王が見て天地五行の制尅の原理を悟られたこれを俗に洛書と云つてをる是から五行の應用が廣くなつて來た運氣論に相生も相尅も各々その用を爲して其成制の道を成す

もので皆、自然であると説てある相生は前項に述べた處で大略、解かつてをるが一寸之を一言に云ふと木から火が出た其木を焼いて其殘のものが土となつて火は消えて失くなつてしまふ其土のうちには萬の物が藏まつてをつて其形を滅ぼるのは氣である氣は金で久しくなると形が出来て極めて堅いものとなつて現はれる又金の元の氣をしめれば水となる故、千字文などのうちに金、麗水を生すと云つてをる、また此水の濕潤の氣が久しく滯つて結ばれて土によつて木を生じた、此の如くして以上の五つの物の形質が極まりなく行つて究まりないのが相生の原理で本來である、次に相尅は木、金、火、水、土または火、金、木、土、水の順序で一般に説明されてをる、今、其大要を摘んで云ふと土は金の母であるから金は土の子である、木が來て土を尅すると土の子の金が怒つて母の土のために木を尅して仇を報ひる、それを又木の子の火が見て木の母の爲めに金を尅して仇を報ひる、それを



(圖之甲龜書洛)

金の子の水が見て金の母のために火を尅して仇を報ひ、又其次に夫れを火の子の土が見て其母の火の爲に土を尅して仇を報ひ、最後に夫れを水の子の木が見て其母の水の爲に土を尅して仇を報ひて極まる事のないのを相尅と云ふのである、天地萬物は、相生ばかりで成り立つものではなく、又相尅ばかりで成り立つものでもない、交互ともに複雑になつてをる、總べて窮すれば、通すと云ふ事のあるのは畢竟、悪い相尅ばかりつゞくものではなく、又善い相生ばかりつゞく者でもないから極めて苦しん

だ跡には天地の道は樂を興え、悪い後はまた善ことがあると云ふ理性が含まれてあるが、又此理性に達しないで萬の物や人が介れる事がある、此等は所謂、人が絶對の大凶殺の重なつた場合と、萬の物が土より出で、土に歸へる機會が至つた時であると云はねばならぬ、此神秘を見て轉禍爲福の方法を講ずるのが陰陽道の五行の主眼である、若もそれが行かぬ時にはまた他に無上の妙法がある、即ち以上上の因果を超越したやうで超越しない秘密が此處に存在してゐるが、是は後に述べる、要するに相生相尅は以上の通りであるが猶ほ之にはまた多少術語と配當があるから之を心得ておく必要がある

第六項 五行の術語と配當

邵康節は五行の生尅及和合を述べて我を生じたものは父母である、是を生氣となづけ我を尅するものは官鬼である、是を殺氣となづけ我が生ずるものは子孫である、是を退氣と名づけ我が尅するものは妻財であるが、我と比和するものは兄弟であると説へてゐる、我とは五行、五氣の影響を受けて吉凶禍福を生ずる己れの身である、之は實に巧みに此五行の術語を説いたものと謂はねばならぬ、更に猶ほ以上を簡短に略すと我身は父母が生んだのであるから、父母は生氣である我身は官憲と鬼神に服從せねばならぬ、此く我意の自由を奪はれた以上は必ず服從する、其奪つたものは殺氣である、而して我身は父母によつて生れた如く我身は夫婦の間に子孫をまうけて隠居する事となるから、今度の我の身分は退氣で、衰弱の方面に向ふのである、而して我は夫として妻に對して絶對に服從せしめ得る

能力があるのみならず我が所有の財は必要に應じて何時でも支出し得る自由がある、更に兄弟縁戚ありとすれば互に兩親、或は妻に次で睦まじく助け合はねばならぬ之を比和と稱へてゐる、此等の術語は後に洵宮、九星、方位、五行易等に其應用を見る事になる此の如き術語や種々の微妙な五行は萬の物に對し夫々配當がある、左に最も重要な直接應用の事柄だけを掲げて他を略して置く事にした

五行	五氣	五用	四季	五方	十干	十二支	五色	五大	五神	五常	人身	五根	五臟	五味	五音	五誠	五樂	五星
土	濕	化	土	用中央	戊己	未戌	黃	地	多女	信	足	身	脾	甘	喉	一越	宮	鎮星
金	燥	收	秋	西	庚辛	申酉	白	風	依身	義	喉	鼻	肺	辛	齒	平調	商	太白
木	風	生	春	東	甲乙	寅卯	青	空	加美	仁	頭	眼	肝	酸	牙	双調	角	歲星
火	熱	長	夏	南	丙丁	巳午	赤	火	普	禮	胸	舌	心	苦	舌	黃鐘	徵	熒惑
水	寒	藏	冬	北	壬癸	亥子	黑	水	吐	智	胎	耳	腎	鹹	唇	盤涉	羽	辰星

猶ほ右に掲げた表の外に五行の數や、之に關する陰陽の理などがあるけれど是は洵宮及九星のうちに説いた方が早く分つて宜しからうと思ふから、省いて斯に述べない又廿八宿の五行の配當も必要であるが此もまた廿八宿のうちに説く事にする、要するに陽陰道は五行の相生、相尅の應用が基で右に掲げた表や、其他の萬の物の配當等は皆、此支配を受けて其順逆に因つて禍福を發生するものである事は屢々述べた通り、故に天文や寒、暑、風、雨、災害又は主従、親子、夫婦、朋友の善惡或は交

際、旅行、移轉、建築、開業、賣買、結婚、養子、縁組の吉凶又は失物、疾病、災難、貧賤の悲況、富貴、健康、吉祥等の慶福等は皆以上の表に自然にあて嵌つてをる事を忘れてはならぬ、又其應用の活機はそれを説く處に記すこととして斯には其原理だけにして置かうと思ふ

第六項 五行と五大

支那の五行と印度の五大に同一の原理がある、印度の五大は地、水、火、風、空で、草木土石等及び鳥獸蟲魚等は勿論、人體も皆これに依つて出来てをると云つてある、却説また此草木土石等に識大と云ふものがないから、無心であるが人間鳥獸蟲魚等は有心で識大が五大所成の身體を支配して活動せしめてをる、而して此五大の原理は五行の原理の足らない處を補ひ得る點が多い、夫は五大より云ふと一物質に體あれば相がある、相があれば用がなくてはならぬ、又その所成した五大の箇々を調べて見ると、地大は萬の物に含んでをる堅い性質で千古不壞の勢力である、次に水大は萬の物に含んでをる濕す性質で凝集力である、次に火大は萬の物に含んでをる煥かい性質で熱の膨張力である次に風大は萬の物に含んでをる動く性質で活動力である、次に空大は萬の物に含んでをる無礙の性質で融合力である、要するに人間、鳥、獸、虫、魚、草、木、土、石等は此五大の數量の夫々の過不足に依つて自然に出来たものと云はねばならぬ、猶ほ詳かに云へば此五大が色々になつて天地の間に存在して居つて或は氣となし形となつてをつて若干の不測の時間を經て人間、鳥、獸、虫、魚、草、木、

土、石等になつたのである、而して其五大が互に和合し互に障礙する態は所謂、五行の相生相尅の狀である隨つて此五大の和合の相生のうちにも僅少の微塵の障礙の相尅があつたり障礙の相尅のうちにもまた微塵の和合の相生があつたりするから無礙の礙、有礙の融と云ふ事が認められる、また此原理は五行の相生相尅の上に必ず之を應用せねばならぬ更に五大を形で云ふと地は□水は○火は△風は▽空は◇であつて、之を空、風、火、水、地の順で重ねると五輪の塔婆ができる、此五輪の塔婆△○○□は大日如來の體で、衆生の體も何等異なる處がないと説き衆生の心も佛になり得る性を持つてをる事を明かされてある、又五輪塔の上の空輪は如來寶珠で寶を雨らし一切衆生に福を與へる事になつてをる、是は地大を二つに切つ□た△と水大を二つに切つた▽切れ目が融合した結果で天地和合して草木茂り男女和合して子孫繁榮する態である、之と反對に三角でも自然の形の四角の角と半月の丸い處が合つた時には決して融合を見る事が出来ない故に五輪の塔婆の最下の土地の地大と其上の海水の水大を實在的のものに見、水大の上の三角と半月は之を無生物と見、最上の寶珠は之を生物と見れば世界がこれで出来て無生物生物がその上に存在し生活してをる事となる實に面白い眞理と思はれる

第七項 五行と吐普加美

吐普加身依美多女は我が日本の五行である、高御産靈尊の教ひ給へる龜卜の時に之を唱へ一音づゝ云ふ時は八音を備へてをると云ふ處から支那の八卦に似通ふてをると説かれてある、而して此神言葉は

伊弉諾尊が日向の橘の小門の萩原に禊し給ふた時に始めて唱へ給ふたのである故に如何に汚れたものでも此祓言を唱へる時は自然に清浄になると説かれてをのみならず之に依て一切の願望も成就する事が疑ない、世に之を三種の太祓と云つてを其理由は天の五行即ち寒、暑、燥、濕、風と地の五行即ち水、火、木、金、土と人身の五行、耳、目、鼻、口、身の三才を鎮めて太初の惟神の道に合ふやうに示し給ふた神詞である故、俗に此祓を無上靈寶神道加持と唱へてをるのは眞に尊い事と思はれる却説、此祓の意味を述べますれば吐はトホルまたはトケルと云ふ義で氷雪の火氣にふれて融けて本體の水となつて低きに從つて流れ通ふる意である故、此吐は即ち水となる次に普はヒと通へて火徳に名づけられる説とは靈または日と云ふ義で日の如く明かで熱く且つ靈なるものは火を司するより、此名が出たと云ふ説がある、是は何れにも通ずる事と思はれる而して此火と水とは陰陽の正しき氣であつて根ざしはあるが實の體はない故、其音は一言づつである、次に加身は火の妙なる用を云つたもので木である其譯は加は火の有るが如く無きが如き態を云つたもので身は水でよく充ち實ちて物を潤し生ぜしめる理があつてまた其事實がある故、これを木と名け稱へる事になつてを依美は得水の意である即ち金徳で水を固より得たもので其性は堅く能く土を鎮むる力がある處から見ると、水と土は此金によらなければならぬ事が分る次に多女はトミえ通ふ言葉である其意は土は萬の物を生ずる母であつて人はこの土の上に棲んでをる、見るもの聞くもの食ふもの觸るもの皆この土の恩恵によらない物は無い而して萬の物は生れてまた其歸へる處は同じ土である故、土より尊いものはない、併し木金

土は實の體があつて各々陰陽を具えてをつて、ともに水または火より出来たものである故に此三つは二音をもつてをる此五行の用は神業であつて古事記日本書紀等に皆これを述べてある、想ふに其不思議の活機は以上の國史の上でも支那の五行説と略々同一な點が尠くないから略してをく事にする

第二章 干支の吉凶

干支とは即ち十干十二支にして十干は甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十二支は子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥なるが元來幹枝の文字を崩して其左の方の一部をとつて特



(圖 之 干 十)

殊の術語に用へたのである、此文の幹枝の意義は十干は草木の幹の如く貴く十二支は草木の枝の如く賤しいと云ふ様な干と支の比較を有つてをる故、天は貴と地は賤しい原理から十干は天の氣で十二支は地の形であると云ふ事を説かれてある先づ十干から説けば十干は陰の五行と陽の五行を合せた數であるが之を試みに人の身にとつて云へば人の身は陰と陽の各五行の寄つて完全に氣形したもので

ある、其證據は人の身は右の陽は左の陰よりも剛であるが故にまた左の陰は右の陽より柔である、而して天の道は皆この陰と陽の各五行から出来てをるもので男は陽、女は陰で其間に神秘が含まれてある、却説十干の形を描く時になると干は丸いけれど支は四角である其理由は俱に其自然の象によつ

たので天の丸い事は誰も批難するものはないと同時に天の丸いのに對し、地を四角に見たのである事も首肯される、又此點は印度の天地の形狀を説いてをる佛教と同じであるが、今は地は丸いと云つてをる是は航海上の説から出たので航海上の方向は磁針で定むるから實際の地の方向の子午線とは一致せぬ之がため地の丸いと云ふ誤を生ずる事になつたのである是等は編者は別に論ずることとして、此處には飽まで地の四角の事を主張する、随つて此支の地の理性も矢張、干の天の理性と同じで陰の五行と陽の五行から出來たもので干の方は日の配當であるから日よみで支の方は月の配當であるから月よみと云はねばならぬ、此日と月とが配當されて交互して所謂陰陽位し天地和合の續を擧



(圖之支二十)

げ、人及び鳥、獸、蟲、魚、草、木、土、石等を生存せしめてをる

第一項 干支の起源

干支に自然的起源と發見的起源は前述した外に別に説く人もないやうであるが、發見的起源は黄帝が蚩尤と戰つて勝利がなかつた時、天に精神をこめて祈つた結果、天から此干支が降つて始めて人間に知れたと云ふ説と黄帝の臣大撓氏が天地自然の氣形と四季土用の關係を考へて造つたと云ふ説があるが陰陽道では多く前説を採つて此干支の神聖を一層神聖にしやうと考へてをる、此等の事は此位に措

いて其自然を靜かに思ひ其相尅の五行の眞理を考へて見ると十干の日に應用せらるゝ根元、十二支の月に應用せらるゝ根元は實に一大哲理が偱んでをつて經驗上、なか／＼面白い事が多い、一口に云ふと一日は明るい晝と闇い夜がある、是は一陰一陽のやうである又一年の春夏が陽で秋冬が陰であると云ふのと其一日に異なる處がない而して此陽のうちに陰を含んで居ると同じく陰のうちに陽を含んでをる、朝は陽の五行の生成の始まりで眞晝は陽の最も旺な時で晩は陽の生成の終らうとする時であるから陰の制尅の氣は萌してをる之から陰の制尅が始まつて眞夜は、陰の最も旺な時で晩は陽の制尅の終らうとする時であるから陽の生成の氣は此時に萌してをる此一日は一の干これを主とつて二日で五行のうちの一つが終るのは恰も時の五行が一陰または一陽と積つたのが晝夜明闇と一日づゝ一行の各陰陽が守つて進んでゆく譯である故、時よりも日の吉凶の感應は著しい但、印度佛教



(像の氏轅軒帝黃)

では時は日よりも日は月よりも月は年よりも力があると説いてあるのは格別の事實で之は宿曜に説く事にする、却説また此五行の上から十干を云へば日よりも月に其應用を及ぼすと俱に、時にも及ぼしまた之を歲に及ぼす事を得るものと解釋して日を本位と立てねばならぬ、更に一步進めて日の三十日を考へれば始めは經驗の上から月の白いのが十五日、月の黒いのが十五日ある故、之を合せて此三十日の數を得たのである是以、印度では月の白い明るい時を白月と云ひ、月のない黒い闇の時を黒月と

云つてをるの願ふる原始的である、而して此三十日を十二回くり返しても、元の春の草木の芽のふく様になつて、そのうちに夏は茂げり、秋は散り、冬は枯れると云ふ現象を呈するのが解つて來て之を一年としたのであるまた此一年を一日と見れば、十千の應用も明かに惑を釋く事が出来る、さうして見ると千の甲數と支の子數と合せれば六十回目に、もとの甲子となつて六度くり返へすと一年三百六十日となる事が分明る、已に斯の如く千の日に本位を置かれてる事がわかつた以上は、支の月に本位を置かれる事を述べねばならぬ、自體、十二支の個々は皆これ四季の各箇月三十日間の大概を文字で顯はしたのであつて、是も千の甲乙等の文字と同じく替へた文字であるから、其各々を解く處に讓つて發さぬ事にした、終りに隔んで特に一言したいのは一年は之を七十二候に分たれてをる、是は日の五行を明かに意味してをるので火、水、木、金、土の相生で順番になつてをるのである、之を三候よせて一節となしたのは所謂、一は二を生じ二は三を生じ三は萬物を生じた理由であるから、年中の節は二十四になる干支は斯の如き自然の起源をもつてをつて、五氣五行の天地自然の結果であると云はねばならぬ

第二項 十千の釋義

運氣論に十千は天の道である日も天の道で陽道である故、十千を以て毎日の名として十日を立つてをる意を記してある、此理より割り出して千を天干と稱へ、支を地支と呼んでをる、而して其千と支と

の關係は後に述ぶる事として、此處には只々、十千の義を釋かうと思ふ、此十千の文字は四季の狀に譬を取つて作られてある爲め、其本來の日に配當さるゝと云ふ事を忘るゝ傾を生ずる事がある、是は能く心づけて分別せねばならぬ、併し一日が積つて一ヶ月となり一ヶ月が積つて一年になつたものである故、強ちに十千は日の配當以外に應用されず又險が無いと思ふのは無智である、天地の事は互に前となり後になつて、刹那から起つて居るものであるから印度などでは、此等はみな相互に時、日、月、年の間に連絡がある事を述べて其活機を捉へて人事に用へてをる故に編者は讀者より此心得を十千の場合にも加味して貰たいと思ふ

甲は陽の木であるが、此うちに陰がなほ存じて陽を包み屈がめ押へて伸さぬ氣がある、之を草木に譬へて云ふと、始めて生へた時に頭に皮を冠つて萌え出た象である

乙は甲の陽が漸く進んで其包まれてをる處の陰のうちを出ても陰はまだ退き盡ない爲め陽は陰の爲に屈められ其形は其字の乙の象となつてをる、要するに乙は陰の木で之を草木に譬ふれば其始めて生ずる時に核を冠つて出て來た甲を解き落して車の輪を軋る如く、自から出て幹を抽んでたさまである

丙は陽の火で其文字の一、口に入に從ふのは一は陽氣が上に發する象で、口に入に作るのは陰氣が内に入る徴である故に、此文字は陽の火氣が炎々として上に輝いてをつても内になほ黒い陰の氣があつて濁つてをる、之を一例すれば燈火の様なものである

丁は陰の火である而して此丁はアタルと云ふ義がある、其理由は陽氣が此時になると盛んに進んで強

くなる之が爲め微かに残つてをる陰の氣と此陽の氣がつきあつて陰の氣を損じて、いよく陽氣の方面に進む事になる

戊は陽の土である、萬の物は陽の土より生ずる運氣論に萬の物は之より生え出て萬の物また伐れて之に入ると説いてある、言葉を換へて云ふと陽の土は萬の物の生氣の發し開く事を主とするもので、之を草木に譬へて云ふと枝葉となつて地の上に現はれてをるさまである、總べて生えたものは枯れる事があるから枯るれば、もとの土に歸へるのは眞に造化の妙機であつて、此枯れた時は草木の生氣が根にかへる次第で生えるのは體が枯るゝ事を意味してをる様なものである

己は陰の土である陰の土は萬の物が此陰の爲めに押へられて已んで終ふやうなものゝ、是は一時の休養である故、また起るべき兆が斯に發生してをると思ふ併し原則としては陰の土は働きの無いと云ふ事を忘れてはならぬ

庚は陽の金であるが陰干である言葉を換へて云へば陰干のうちに陽を含んで居るものである而して庚は更である所謂、故きを改めて新らしくする氣であつて殺伐の性がある

辛は陰の金である運氣論に萬の物が肅然として其茂つたのが更つて實つて新らしきものが出来る而して此氣が出ると陽氣は衰へて下り沈んで陰が盛になつて上にのぼつて見はれ庚の陽が辛の陰の位へ來て辛の陰が庚の陽の位の處へ行つて位が轉倒される而して其味は庚も辛も辛いと云ふのは萬の味は陰の收斂を得て成就する故である

壬は矢張り陰干の陽の水で字義より云へば壬は姪である一陽の胎を壬の陰の中に受けて壬るもので言葉を換へて云へば壬んで生るゝ子は一陽である

癸は陰の水である壬が一陽を姪んで癸の位に來て彌々その陽氣が揆然として芽がふき萌え出でる象がある由來、天の氣合は此癸の時になれば萬の物みな癸の陰に閉ぢ籠められて終うが此終はれたものは其陰の下に陽が胚胎して時節を揆つて發生する是が即ち甲であつて夫から乙丙丁と循環して盡くる處がない随つて此十干の釋義は五行十二支の原理と俱に天地萬物の吉凶禍福の判斷に供せらるゝ原則である故、必ず之を輕忽に附してはならぬ

第三項 十二支の釋義

大凡、地の氣は子に始つてをる而して此十二支は地の四方四隅即ち八方の五行より分れ成り立つたものである故、四季土用が其各配當されてある方位より來る點を考へると十二支の年に應用するものが本來である事が分明する併し此十二支も十干と同じく時日年にも配當されて効驗いちじるしい事のある證據は敢て陳々を要さぬ故に讀者は此十二支の釋義を廣く天地萬物の應用して吉凶禍福を判斷して貰いたい却説、洵宮に説いてをる十二支の説明は之を運氣論に記してある事柄で天地自然の蘊奥を極め之を人事に應用して運命の閉鎖は之に因つて開かれておると思はれる今これを説けば

つて草木叢生の義である寅の引
 き伸した氣を受け萬の物を成就
 せしめる性がある其獸の兎にあ
 てゝあるのは月中に兎あり卯の
 屬であると酉陽雜俎に説いてあ
 る處より出たので月は陰で卯は
 陽である故、月中の兎は陰の中
 の陽となる



卯

卯は陰
 の中の
 陽の木
 である
 其言た
 るや苑
 または
 茂であ



辰

電奮ひ民の農時も之より起る一
 説に辰は伸である物みな伸びて
 卯の茂生を一層伸はしめて成育
 せしむるものである之を龍と云
 ふのは易に辰を龍となすどある
 より出たのである

辰は震
 または
 奮で陽
 の中の
 陽の土
 である
 陽氣動
 いて雷



巳

氣盡く布いて巳んで終ふと云ふ
 説と巳は純陽であつて生長の方
 に在る萬の物盛り起つて氣、表
 に浮ぶが故、巳は起である云
 へる説がある後の方が眞理があ
 ると思はれる之より後いろ／＼
 の變化を見やうとするのである
 故萬の物が文章をなす點より考
 えて巳を蛇の象としたのである

巳は陰
 の中の
 陰の火
 である
 其言た
 るや巳
 である
 故、陽

を育つる義を含んでをる又俗に
 子は鼠と云つてをるのは易の説
 卦から出たので良を鼠となす東
 北の卦となす萬の物の終をなし
 又始をなす處であると思はれて
 あるが原因であると思はれる



子

子は陽
 中の陰
 の水で
 ある其
 言たる
 や草々
 として
 萬の物



丑

其體なほ弱い故未だ難澁を免れ
 ない恰かも紐の結ばれて舒るこ
 との出来ない、なほ獸の牛の
 姿に似てをる故である一説に丑
 は蓄である草木の芽を蓄へ養ふ
 形であると思ふ

丑は陰
 中の陽
 の土で
 ある其
 言たる
 や微陽
 が子に
 生して



寅

に紐の結ばれてあつた草木が此
 處に至つて地上に出で伸びる是
 は陽氣が大に進んだ結果で律で
 は泰簇に中て萬の物始て大に簇
 つて地より出つる意を明かして
 をる之を獸の虎に配したの此
 獸は此類の長で寅が一歳の始で
 あるより出たのである

寅は陽
 中の陰
 の木で
 ある其
 言たる
 や演々
 として
 丑の時



午

午は陽の中の陽の火である其言たるや合または互また

は件である互と云ふ時は陰陽交互する事を云ひ件と云ふ時は陰下より上つて陽と相件逆する意を云つたのである即ち陽極つて陰初て萌したのと説いたので之を獸の馬にあてた理由は馬が牛の遅々たる反對の象を採つたのである



未

未は陰の中の陰の土である其言たるや味である萬の物

未の月に至つて滋味をもつて來る是は陽すでに盛りを過ぎて陰が段々殖え來て陰陽交際して實を成して其うちに味を有つてきた譯である而して未を羊と云ふのは陰氣が六月の未に至つて長じ、陽氣を助けともに和合して羊の群居するの意がある故なり



申

申は陽の中の陰の金である其言たるや緩または身

申である緩と云ふ時は未の陰陽和合の後をうけて陰は陽より進んで居る故、萬の物が之より緩漫なる兆が明かになつて來る身と云ふ時は萬の物みな其身體が成就された事になる伸と云ふ時は氣が陰陽物を調へた爲め伸びる事を得る義で之を獸の猿に配したのは陽の中の陰の金氣がよく此獸の性質に似てをる故也



酉

酉は陰の中の金の陰である其言たるや墮または酉である

物この時に至れば老えた物は收歛の理を生じて來る故、陽衰へ陰ます／＼盛んになつて恰かも物の墮するが如き義がある會と云ふ時は此時が陰の首で夷狄の酉長が事を行ふ如くに殺伐のみを主張する事になる之を鶏にあてゝあるのは、此鳥は殺伐の氣があつて方位より云ば西方で、金に位して居る故である



戌

戌は陽の中の土の陰である其言たるや煉または滅であ

る煉と云ふ時は鐵を煉える如く其うちに交れる悪いものを火によつて鍛えて去れて終ふ之を滅と云ふ時は陽氣は此に至つて滅しやうとする九霜をち木衰え水涸るのは之を現はしてをる之を獸の犬にあてたのは犬は土氣烈しく剛なるもの故である



亥

亥は陰の中の陽の水である其言たるや實または核で

ある實と云ふ時は此時、陽の氣は下に藏れて萬の物の種を成す故、畢竟この亥は實のうちの實であると云ふ事になる又核と云ふ時は百物の核が懸て芽を發しやうとしてをるのである或は萬の物の終つた此時の亥は又萬の物の始を成す處である、而して

之を獸の猪にあてたのは此獸の突進する性が恰も陰極つた姿にとつたのである、而して以上の子より亥に至るまで夫々、其運氣に應じて用へられて居るのは支那で日本の舊曆も之に準じてをる、而して支那では歲首即ち正月を寅に取つてある故子は十一月、亥は十二月で、その他は之に準じて數へれば分明する、夫を斯の如くせなければならぬ理由は之に依らなければ草木の榮枯や氣候の盛衰を知る場合に自然に悖つて不合理になつて來る爲である

第四項 干支六十納音

人の身體が、五行で出來てをるとすれば、精神も又五行で出來てをらなければならぬ、又此五行の氣を精神にうけても、多少偏僻があつて和平になる事が出來ない、而して此五行の氣を精神で云ふと木氣は仁愛、火氣は猛烈、金氣は殺伐、水氣は溫柔、土氣は寛大となる、要するに此等はみな天地化生の自然の性質で、本命納音の據る處である、言葉を換へて云へば、本命は天の性の魂で納音は地の性の魂である、由來人の本性は正善であるけれど、動もすると人欲の私に曳かれて邪惡を姿にしやうとする、是れ魂魄に優劣ある所以で、また本命納音に強弱ある原因である、要するに天の道の干と地の道の支と合して人の魂魄に感通しつゝあるものである故、人の自然の賢愚善惡を決して、之を免れ得ぬものである故、其判断にも五行の相生、相尅を離るゝ事が出來ない是以、本命納音の相生するものは慈なく思慮明かで決斷も速かであるが、之に反して相尅するものは思慮重く疑をばく事を決

することを出來ない、又比和するものは思慮その中庸を得て何事にも柔順であつて頑固でない體格がある、所謂、予は何性で彼は何性であるか云ふのは此本命納音の事である、よく其眞理を會得して個人の天稟の特性を矯めねばならぬ、而して其起源は之を自然に求むるより外はない、今この納音の世間に廣く應用される様になつた起源を考へまするに、昔、支那の黃帝の臣大撓氏之を發明せられ、之をまた春秋戰國の時、兵法家の鬼谷先生が應用を考へ之を三十に撰んである。左表に現はして一目瞭然に供しましょう。

甲子	海中金	丙寅	爐中火	戊辰	大森木	庚午	路傍土
乙丑	劍鋒金	丁卯	山頭火	己巳	澗下火	辛未	城頭土
壬申	劍鋒金	甲戌	山頭火	乙酉	井泉水	丙戌	屋上土
庚辰	白蠟金	癸未	楊柳木	甲申	井泉水	丁亥	屋上土
辛巳	霹靂火	庚寅	松柏木	乙酉	井泉水	戊子	沙中金
己丑	霹靂火	辛卯	松柏木	壬辰	長流水	甲午	沙中金
丙申	山下火	戊戌	平地木	癸巳	長流水	乙未	沙中金
丁酉	山下火	己亥	平地木	甲辰	長流水	丙申	沙中金
甲辰	覆燈火	乙未	天河水	丙申	大驛土	丁酉	大驛土
乙巳	覆燈火	丙午	天河水	丁酉	大驛土	戊戌	劍劍金
壬子	桑柘木	癸丑	大溪水	己未	天上火	庚申	劍劍金
癸丑	桑柘木	甲寅	大溪水	庚申	劍劍金	辛酉	柘榴木
庚申	柘榴木	辛酉	大海水	壬戌	大海水	癸亥	大海水
辛酉	柘榴木	壬戌	大海水	癸亥	大海水	甲子	海中金

以上は一定の法則によつて魂の數を繰出したのである故、讀者は其生れ年の干支に合せ其性を知つて

後、次の項の説明を熟讀して貰いたい

第五項 干支納音の吉凶

六十干支の魂の納音を簡短に本項に説明しやうと思ふ、此他、この鬼谷先生の當て符められた文字の本來の自然の性質に應用せらるべき事は本項の説明以外に必ず研究して解釋してもらいたい只々此處では其原理を述べただけである

一 海中の金、甲、乙は氣の始で未だ其質は強くない、子、丑は幽陰の地につて陰の中に包まれ水底に沈む理がある一口に云へば世用を達しがたい金氣である、兎角、此年の生れの人には短氣で事を損じ易い、萬事時節を待つ方がよろしい

二 爐中の火、丙、丁は火氣や、成長して、之より旺んにならうとする、寅、卯は東の木で木生火の理がある、木は火の母で陽氣盛んに燃ひ付き將に其功用を爲すこと恰かも爐中の火の様である、併し此年に生れた人は人に引あげられ自分で發達せぬ性質であるが、衣食に少しも不自由せぬ

三 大森の木、戊、己は土で木の由つて生ずる處である又辰巳は東南の方に位して木を長養させ得る地である故、其よろしきを得て木は茂つて森となる譯である、此年の生れの人には心かしく人に愛せられ、親族もおほく家業繁榮の運勢である

四 龍勢の土、これは昔の三世相大難書に瓦甕の土と云つてをる、此方が眞理がある、庚、辛は金の

氣で午は陽の火、未は陰の土である陰の土が金の力によつて縮つて堅くなり干の離の火によつて形が出来て屋上にあげられ雨露を凌ぎ萬人に仰がれてをる此年の生れの人には知慧あつて萬事に敏く人を助け一生安樂にすこす事が出来る

五 劍鋒の金、水は金より生ずる壬、癸は水の終りて申酉は西方金氣の位に居つて其時を得て旺に萬の物を枯らし殺伐を逞ましくしてをる故此名がある、此年の生れの人には心は正しいが烈しく短慮で争ひを好み爲めに其徳を損する事がある、慎しまば必ず劍は人を殺さないで身を守る寶となると同じ理を生ずる

六 山頭の火、甲、乙は氣の始であるが、また火氣を含んでをる、然るに戌亥は金氣の休息の位に在る故、火も其用を爲す事が出来ない只々、微かに陰々たるのみで物を焼き滅する事ができない之を山頭の火と云つたのは當を得てをる此年の生れの人には氣位高く無用の財を費やす弊がある

七 澗下の水、丙、丁は火である子は水である水火は反對であるが其原始に遡つて見ると水より火を生じた理がある印度の吠陀などに之を明してある大凡、水の水たる所以は火を得て其性を完うしてをる此點より云ふと子丑の水は壯なるもので溢れて流るゝ質がある故に澗下の水と名けてをる此年の

生れの人には志さがしい、量見は狭い惜い事だが人と争い逆ふ性がある併し福分は大にあると思ふ

八 城頭の土、戊、己は土氣で寅は山、卯は木である故これを山林と見なし戊、己の土これに在る處より見ると明かに山城の土である此年の生れの人には身分高き人は宜しいが農工商業家には感心せぬ若

も農工商業者であつたならば人の見る處だけよく内所は苦しい
 九 白蠟の金、庚 辛は西方で金氣の正位である辰巳は木で火を生ずる金は火に遇ふて用を爲すもので能く之に因つて和らぐ故この名がある而して此金の鐵は鉛の事である此年の生れの人には和かて人と睦しく優しい爲め時に女色に惑ふ事がある

十 楊柳の木 壬 癸は水氣の終りて木氣に移らうとする位である、午未は南の火の方を司つてをる故、水より生ずる木も火氣のため脆弱になつて幹枝ともに強くない此名は誠に、適當である此年に生れた人は女はよろしいが男は弱柔でよろしくない常に恐怖を抱いてをる傾がある

十一 井泉水 甲乙は木で其母の水氣は極めて弱い申酉は坤の方で水の母の金の地位である幼稚の水氣が其母によつて養はれ去つて遠く遊ぶ事の出来ない態である、只々温しく其分に安んずるだけである此年に生れた人は心静かで正直で長上に愛せられる

十二 屋上の土 丙 丁の火は木を燃して土を生ずる理で戌亥は金氣の休息する處である而して此成は五行の墓と云れる程の用のない土であり又亥も水の用を爲さぬ點より大難書三世相には之を墓の土と云つてをる此名の方が成の五行名から見て正しいと思ふ此年の生れの人には進んで取ると云ふよりも退いて守る傾がある之に反すると大害をうける、萬事控目になせば宜しい

十三 霹靂火、即ち雷の火である戌 己の母は火で子、丑の水は頗る微弱で振はない事をびたゞしい之が爲め反つて變化を生じて霹靂の火となつた譯で彼の玄德が迅雷風烈必ず變ありと云つたのは此理

の反對の變化で其裏を云へば此理と同じ事になる此年の生れの人には靜中に動ある質で知恵分別はあるが危険を犯す傾がある故、慎しまなければならぬ

十四 松柏の木、庚辛は金氣で、寅卯は木氣の旺なる位である木の金氣の影響を受けないものは常盤木即ち松柏等のはかはない、此年の生れの人には心正しく人に約したる事を變じない性質で故障や艱難を以て屈せぬ貞女勇士の相がある

十五 長流の水、壬 癸は水氣の終る處であるが辰巳は東南で水の流るゝ地、木の生ずる位である即ち西は高く東は低い故、此名がある此年の生れの人には心廣く交際家であるが、只々人の爲めに無駄骨を折る事が多い

十六 沙中の金、甲 乙は木で風これを育て助くる力がある風は氣で氣のものは金である午未は火生土である故、相生である、されど甲乙を助育する氣の金は火生土に遇つて對抗する力がない恰かも沙中に埋もれて居る金に同じい、併し沙の中の金は誰か之を見付け出して呉れる運がなければならぬ見付け出して呉れる人があれば其天分力の知恵を發揮する事が出来る此年の生れの人には本來才能があるけれど内氣で自發の力がない勤めて其業を勵むべきものと思ふ

十七 山下の火、丙 丁は火氣で申酉は秋の金氣である火氣盛んならんとするも時已に可ならずで陰陽の中につまれて只々、氣の旺んに燃ゆるのみである故、これを季の衰ふるとつて山下の火と名けた此年の生れの人には萬事意の如くならず、運氣は閉ざされて開く事が出来ない煩悶に煩悶を重ねて日

を返る象がある此等は運命を開く秘密の鍵が必要であると思はれる。

十八 平地の木 戊 己は土氣で木の生ずる處である戌亥は土金の休息の地である故その土より生ずる木は金氣の殺伐を蒙らず平穩無事で朴々として成長する點より之を名けたのである此年の生れの人
は心靜かにして争を好まず進んで爲さず又退いて爲さざるにあらす只々、石橋主義で親の跡を大切に守ると云つた様な體である

十九 壁上の土、庚 辛は金氣であつて子丑は水氣である而して庚 辛の金氣は土氣を成就せしめやうとする 子丑の水氣が妨げる故、萬の物を生ずる功用がない處の壁の土で只々、風雨を防ぐだけの用に供せられる此年の生れ的人是才藝は本來拙い、學ばなければ生涯浮ぶ瀬がない性質である

二十 金箔の金、壬 癸は金氣の終りで水氣の絶えんとせる處である故、鍛えた金である寅卯は東の木で金氣には絶對の位である 是以、用を爲しても力のない金箔の金と云ふ事になる此年の生れ人は人に用えらるも性質虚弱の 傾がある故、健康に注意せねばならぬ

二十一 覆燈の火、所謂燈籠の火である甲 乙の木が火氣を含んで辰己の東南の木之母に養はれる象がある而して東南の木は巽の風に助けらるゝものであるが未だ旺ならず微かに在るが如くなる火であるからこの風を恐れる故この名がある此年の生れ人は性質はよわいが本來よく才智藝術の天稟が能く體質を鍛え精神を煉つたなら完全に其地位を得る事が出来る

二十二 天河の水、丙 丁は火氣で午未は火土の氣である丙丁の火旺の上に午の陽の火は燃え水氣

蒸發して雲霧を生ずる其雲霧は空中に於て冷氣にふれ雨となると云ふ易の理がある故、のぼつて此河の水の象になつたのである此年の生れ人は心高くして廣い人に敬はれ尊はれるが物思が絶えない事は水氣の火力によつて上昇する様である但し色に溺れる事に注意せねばならぬ

二十三 大驛の土、戊 己は土氣旺んな位で申酉は西の方金氣の地であつて土生金の相生である此年に生れた人は財は集まり人馬常に群聚すること大驛の如く踏るれば踏まるゝだけ土も其用を爲すものである故、此年の生れ人は福分備つてをる上に萬事心を温しく持つたならば上乘である

二十四 劍劍の金、庚 辛は金氣の成就の位で戌亥は金氣の休息の地である故、金も其本来の用をせなくなるが斯く温しい金は金の易の卦の乾は無く頭圓しと云へる處より之を裝飾の具としたのである此年の生れ人は温しく藝能あつて人の上に立つ事が出来て福徳がある併し人の嫉視は免れない

二十五 桑柘の木、壬 癸は水の終りで子丑も水氣であつて木の母である久しくして木を生ずる徳をもつてをる故に此木は春候に發生するものとせられ此名がある但、三世相大雜書に桑の老木であること云つてをるのは當らない此年の生れ人は心靜かで度量大きい運氣は爪先あがりであるが能く其功を收むる様になして誤まつてはならぬ

二十六 大溪の水、甲 乙は木の氣で寅卯も木の氣であるが寅には山の象があつて卯の木の爲めに水源が涸渴せぬ事になる而して此水は草木を養ひ人用に供えらるゝもので、壬 癸によつて甲乙の草木が生いたとすれば此水は眞に目出度ものと云はねばならぬ三世相大雜書では山澤の水としてあるが之

は大溪の水より正しいと思ふ此年の生れの人には萬事さどく人の信用を受けて立身する質である
 二十七 砂中の土 土は萬の物の出入する藏である 丙丁は火で辰巳は木である、東南の青氣即ち草木
 は火氣旺んなれば枯死して土に化し、もとの土中に埋もれて終ふ、斯うなると土は物を養ふ事が出来ず
 死灰の如く其本分の精力を失つて暫らく休息する體になる此年の生れの人には才氣薄く交際乏しく殆ん
 ど隱遁の姿で世間に效用を有せざる向の人が多い故この性質を矯め直さねばならぬ
 二十八 天上の火、戊 己は土で火氣の化したのである午未は火水で萬物みな上より昇る性質があ
 る故に天上の火と名付たのである此年の生れの人には勢力旺んで物の上長となる力はあるが驕る心が
 あれば宜しくない。

二十九 柘榴の木、庚 辛は金氣で申酉も金氣である俱に金氣である故その性質どほりに行くもので
 秋の收實も十二分に出来、草木が其根に歸へる仕度をしてをる所謂、殺伐の氣行はれた象であるから
 其萬の物の成熟によつて其實の多い點より此木の名を取つたのである此年の生れの人には人に愛せられ
 財寶をほく子孫も衆く目出度徳がある

三十 大海の水、壬 癸は水氣で戌亥は金氣休息の地である即ち水が他に流れ行く事の出来ない態で
 ある併し窮すれば達すると云ふ事が天地の道である故、此老水は貯水ではない急波逆浪の性質がある
 より此名が出たのである此年の生れの人には心廣く少しも怒ることなく柔和なのが本來である故に怒れ
 ば人を驚かせる特質がある、よく性に從つて萬事をせねばならぬ

第六項 干支生れ年の相性

男女の生れ年の干支による相生は五行の相生相尅である併し此は前項の六十納音の魂の數による自己
 の生れ年の本然の性格と同じでない此處では此運の天地の氣の影響による相互の意氣の調不調で之を
 主従縁組または朋友商業等にも應用し得るものである標題を相性と爲したのは從來の慣習に由る事
 強ち男女の間にのみ拘束さるべきものではない却説これを表に作れば左の通りである

十	干	十	支
甲	木	寅	木
乙	木	卯	木
丙	火	巳	火
丁	火	午	火
戊	土	辰	土
己	土	未	土
庚	金	申	金
辛	金	酉	金
壬	水	子	水
癸	水	亥	水

右の表によると相性の大吉は木生火、火生土、土生金、金生水、水生木、水
 生木、寅卯の人で比和の中吉は木と木、寅卯の人、火と火、巳午の人、土と土、辰未未成の人、金と金、申酉の人、水と水
 亥子の人で相尅大凶は木尅土、未戌丑辰の人、火尅金、巳午の人、土尅水、辰未未成の人、金尅木、寅卯の人、水尅火、巳午の人
 である。讀者はよく之を調べて吉福を得るやうにせられたら宜しからうと思ふ

第七項 干支年月の吉凶

干支の年の吉凶は其當年の傾向を明したのである、是は天地の理より其大要を云つたのである故、詳細に就ては説明の限りではない、先づ年の吉凶を述べれば

- 一 壬癸、子、亥の年は霜、雪は例年より早く降つて寒氣は厳しい是は壬子も癸亥も俱に水である故その影響によるものである、此干支に當る日が大概、冷風、風雨、曇天の多いのは之が爲めである
- 二、甲乙、寅、卯の年は時節は穏かでも時折風雨がある、是は木氣の旺する爲め此變を見る事があるので、日時も此傾向を免れない
- 三 丙丁、午巳の年は寒中は温かい事が多い而して夏は厳しい暑さで疫病流行の兆がある、日時には晴天が多いが数日續いた晴天であれば變化がある
- 四 戊己、丑、辰、未、戌の年は雨天勝で、地震雷鳴または天變地妖が屢々ある凶しき年である、日時も此傾向がある
- 五 庚辛、申、酉の年は風が起つて 晴天が多い間々、雨天になる氣味がある、日時も大概、異なる處はない

第八項 干支獨特の病源

干支の病源は、

- 一 甲乙、寅卯の人は肝臓を支配されてをる是は木氣で木は風によつて成長する風は氣である、氣に屬するものは肺病または動氣或は黄痰などで又脚氣、逆上、胃病等を生ずる質である、最も注意せねばならぬ
- 二 丙丁、巳午の人は心臓を支配されてをる、心臓は火である故に春、夏、秋、冬の氣候の變化より逆上、頭痛、熱病、神經病、胃病を生ずるものである
- 三 戊己、丑、辰、未、戌の人は脾臓を支配されてをる、是は土氣で四時の氣候の變化の度に胸いたみ、鬱血、神經病、胃病、眩暈等に悩む質である
- 四 庚辛、申酉の人は肺臓を支配されてをる、干も支も俗に金氣である故、肺病その他の呼吸器病、眼病、動物等の備はつてをる身體である務めて攝生を怠つてはならぬ
- 五 壬癸、子亥の人は腎臓を支配されてをる、腎は水である四季の時變による水に縁ある疾病即ち水腫、冷症、痲病、子宮病筋骨等の故障は生じ易い極めて注意せねばならぬ

第三章 淘 宮 術

淘宮術は十干と十二支を利用して人の其胎内に宿つた年、月、日に遡つて各々天より賦與されてをる性癖を知り、其悪い點は必ず之を矯正して善い方に導き全然、生れ變つた様な完全運命をつくるのが

目的である、而して此術では十二支を十二宮と云つてをる處より此各が出来たのである、言葉を換へて云へば人が胎内に宿つた年、月、日の如何によつて當然受けねばならぬ天性を淘汰し我が入るべき不幸の天宮即ち凶い運命を轉じて幸福の多い宮即ち吉い運命に爲やうと云ふのが此術の主意である然るに此術を一種の占のやうに心得てをる人があるのは大なる誤りで卒直に云へば天の道、地の理に従つて人の性癖を改良し、徳分を享有せしむる一法である、故に之が爲めには工夫鍛錬の必要がある彼の修身の道語、道歌などは此術には必ず唯一毛二の好參書であると思ふ、而して此術と裏表してをる法に天源術と云ふものがある是は佛敎の宿曜敎が土臺で支那の天文の十二宮を應用して之を説いたもので、人は此十二宮に自然に配せられた生、年、月、日、日の差によつて運命を異にし吉凶、禍福を生ずるものとしてある、要するに天源術は人は天の力に制せらるゝものとしてあるが、此淘宮術は人の力によつて天を制する事が出来ること云ふ事になつてをる、想ふに天人唯一の神秘が此淘宮術の間に潜んでをる事と思はれる

第一項 淘宮術の起源

人は天の道、地の理に則つて生存して居るものである、故にその總ての起源はまた同じく天地の道理に歸さねばならぬ、而して見ると淘宮術の自然的起源は、此天地の外を出ない、之に因つて考へると是非とも次章の九星は本章と、車の兩輪の如き關係を持つてをるものと信する、其仔細は此淘宮術は

人の力で天を制することが出来ると俱に九星は各々人の制し得ない天分であるから、只々、慎んで凶を避け吉に趨く譯である、一説に人の身は天地と同じ器である、其造化の支配を受くる點は天地と異なる處がない故に、人は天地の虚靈清朋の様に心身ともに清淨潔白にせねばならぬ、是が天意に適ふと云ふものである、此くなれば生來の氣質の悪い處は變化して善い點ばかりになる、之が淘宮術の本旨であること云ふてをる、此説も天、地、人三歳の同根であること云ふ説と同じであると思ふ、想ふに我が神道の六根清淨の戒は此術と異なる處がない、而して我神代以來、國民は知らず／＼のうちに其道理に遵つて來たのであるが、次に淘宮術と云ふ名目の付たのは前述した天源術が發端であつた、天源術は人各々の吉凶禍福の自然の因果應報であつて弘法大師、安倍晴明は此天源術の聖者であつた彼の忠臣、楠正成、兒島高德なども之によつて軍陣の駆引を爲し、徳川家康も天海僧正より之を傳授され、三百年の幕府の基礎をつくつた後、約二百年を経て徳川十一代將軍家齊の文化文政の頃、旗本に奥野南北と云ふ人があつて、此天源術をよくして人々の吉凶、禍福を判断することが掌を見る様であつた時に同役横山三之助の身上を判断して能く之を云ひ當てたが、此横山氏極めて不幸で五十歳にならないうちに死んで了ふと云ふ事であつた、そこで横山氏、奥野南北の門人となつて天源術を研究して其奥儀を得一日フト人は天賦の氣質を變化せしむるには必ず品性を保ち、其惡癖を淘汰して新しい幸福な運命を開拓し得ない事はなからうと云ふ考を起して、工夫鍛錬して感應を得て之を世に發表したのが横山氏五十五歳の時であつた、そうして見ると横山氏は天源術の天運より已に五年いき

延びて居つた譯である、因つて横山氏は之より名を春龜齋丸三と改め、此術を鼓吹した之を世に洵祖と稱へてをる、支那の陰録と云ふ書物に善を作し、惡を止めれば必ず過去の業報の凶い事を轉じて吉くする様に如何なる事は幾善、此様なる事を幾善と論じて、之を數字の上に積らせて、善を勧め惡を止めさせた結果、これに因つて天與の凶い運命を去つて、吉い運命を開いた人が極めて夥しかつた、此洵宮術はこれを好一對の話である

第二項 洵宮術の術語

洵宮術は懐胎の年、月、日の干支、五行によつて各々、人の天賦の性質を判断する事は前述の通りである、之が爲め、何時しか支に術語と云ふものが出来て、色々の事を云ふものがある、畢竟これは一種の略語に過ぎない、而して此略語の文字も意義も前章の十二支の釋義に述べた通りで、みな運氣論に出てをるのである、之をザット云へば、子は滋で之をジと呼び、丑は結でケと呼び寅は演でエと呼び、卯は豊でホと呼び、辰は奮でフと呼び、巳は止でトと呼び、午は合でゴと呼び、未は老でロと呼び、申は緩でクと呼び、酉は墮でダと呼び、戌は練でレと呼び、亥は實でヂと呼んでをる、此外、人々の吉凶禍福を知るに、其胎つた年を大輪、胎つた月を中輪、胎つた日を小輪と名づけてをる、是は後に三輪の原理、主眼組織等のうちに審かである、而して之を事件に應用する事になると其事の起つた年、月、日も之に準じて大輪、中輪、小輪と云つてをる、人は之によつて一代の運勢の大體を知る

事が出来る、又一法に八品説の立て方もある、是は甲、貝、草、木、虫、魚、鳥、獸の八つの分類によつて人の性質を知る法であるが是は餘り世間に知つてをる人がないと同事に三輪だけで澤山であるから之を省いてをく事にする

第三項 洵宮術干支の配當

五行の原理は相生相尅である是は本章の洵宮術にも之を應用する事が出来る、次に干支は前章の補遺として、多少これを述べやうと思ふ、併し洵宮術は三輪組織で、其吉凶、善惡を明らかにする事が出来る故、本書にも最も分明し易い様、應用の出来る様に説く事としやうと思ふ、却説、這に十干と十二支の性質の配當を述べれば、甲は寅と同じく、乙は卯と同じく、丙は午と同じく、丁は巳と同じく、戊は辰及び戌と同じく、巳は未及び丑と同じく、庚は申と同じく、辛は酉と同じく、壬は子と同じく、癸は亥と同じくである、干もまた十二支と俱に五行の陰陽であるが、一寸これを述べれば、甲乙は陰陽の木、丙丁は陰陽の火、戊己は陰陽の土、庚辛は陰陽の金、壬癸は陰陽の水である、十支もまた之に準じて其大略を知る事が出来ると思はれる

第四項 洵宮術の十干

洵宮術の十干と云つた處で、前章の十干の釋義の外の事を云ふのではない、只々此處では特に其應用

を述ぶると云ふだけで、其原理法則は決して變りはない、屢々云つた如く第一章の五行、第二章の干支は陰陽道全體に共通してをる、基礎的智識である故、これを忘れてはならぬ却説、本項の内容を述べれば、

甲は十二支では寅であつて、ヨロシと訓む、草木が種のまゝ地の中にあつて、未だ地の上に生へた事が出来ず、皮を冠つて居る態が甲を着た様である云ふ喩である故、其陽氣は盛大である創業者となつては人の頭に立つことができる、其性質より云ふと凛乎として雄々しい處があつて勇敢で剛直であるため物に激し怒り易い圭角のある傾きがある、之を慎めば人に畏敬せられ地位をつくる事が出来る病氣は逆上つよく腦病胃病などになり易い故氣をつけねばならぬ

乙は十二支では卯であつて、カバムと訓む、甲のヨロヒが發達して屈んで草木の皮を破つて將に生え出やうとする様な姿で、屈折して活潑でない形があるが、所謂此の屈むは伸びる基である故、温順にして在つて甲の性質の如き態さへなく萬事忍耐して控ひ目にしてをれば、次の丙の運命を開くことが出来る兎角、乙の性質は開けないで因循姑息で斷乎たることを爲し得ない、一口に云ふと内心何となく躊躇して不平が多い先づ成れるを守る方だから、親代々の跡を守り新しい事をせない向が宜しい病氣は胃病、僕麻質斯、瘍などに罹り易い

丙は十二支では午であつて、サカンと訓む草木が炳然として生れる象がある、枝葉盛んになり花は爛漫として開く運命であるゆゑ、此性質の人は其氣を得て活潑で果斷に富んでをる、併し奢侈に流れ女

色に親しみ女は一寸、お轉婆の傾きがあつてならぬ、萬事新らしく企つる事を好んで古いことが嫌ひで、親讓などは餘り喜ばん風がある、此上に最も慎しまなければならぬ事は物事を氣軽くする事と交際人は人を選び善良なものど永く睦ましくする様にしたら宜しいと思ふ、只々生涯、洒々落々たるのが此干の人の持前であつて圭角は無いが神經質であつて取越苦勞をせぬ徳がある、病氣は熱病、腦病の方が多い

丁は十二支では巳であつて、アタルと訓む草木の枝葉が盛んになつて陰氣臭い處は其陽氣な運勢のため、丁つて破られ圓滿の氣が充ちてをる、而して其心が丁寧で親切である故、此等の人は親代々の跡をよく守るものである、保存永續などは此干に生れた人の性質である但、一寸粉装することを好む傾がある、品位備つて萬事が奥床しい穩かな義理も人情も知つてをる、之を天賦の上から云ふと申分がない上乘の人であるがドウカ此性質を變化させぬ様にしたい、其上病氣はなく健康で幸福が多い徳がある

戊は十二支では辰で、シゲルと訓む草木がよく茂つて盛なる象で、性質は活潑で運勢も開けて盛大である故、因循姑息の風を嫌ふ傾があつて何事でも着手して雷の様に取運ばせたいと仕組むため、時に意外の事起ることもある、能く注意して行へば、必ず總ての事が成就する先づ創業者の資格は此氣を受けて生れた人である、慎しむべき事は傲慢で我意を通はし時に之が爲め義理人情を缺き、尊大のため人に愛憎をつかさされる事がある、氣をつけねばならぬ、而して其病氣は痛風、肺病等である

己は十二支では未、丑であつて、ヲキルと訓む、春、秋の土用の氣である故、變化を司る様な風がある、性質は勉強家であつて、温和で義理を重んじ、寸時も倦まぬ質であるが、但し身上に變動の多いのが瑕である、一定の見識を持たなければならぬ時に、或は此支の生れの人は變化して嫉妬猜疑の念の多いものになる事もある、之がため妄想奸智に長け身を破るやうになる漢まなければならぬ、病氣は腦病胃病、神経病、癩疝氣眼病などが主たる傾がある

庚は十二支では申で、カワルと訓む、草木が秋になると色が變る如く、運勢は引締つて充分して來る此氣を受けて生れた性質は活潑で姑息の風が見へない、金錢に縁があるが慎まないと其業に變動を生じて、秋の木の葉の様になる萬事に心を落ちつけ萬能あつて一心足らずの誅を免れる注意が肝腎である、兎角、話合でも意馬心猿の態があるため、極めて損の事があつて幾度も妻をかへるは、此人の他性ある故、氣をつけねばならぬ、病氣は腦病癩麻質斯眼病等である

辛は十二支では酉で、カネルと訓む、萬事新らしきを好む性質で、物事を守るに堅くはあるが廣い氣象に乏しい、先づ屋の方であるから、金錢に縁がある守銭奴の嘲を受けられない様にせねばならぬ、之が爲めに人格を卑く成つたり、迷いふかく愚痴つぱく、取越苦勞が絶えない癖でありながら尊大にならうとする風があつて、義理人情に薄い向である慎んで此弊に陥らない様にせねばならぬ、病氣は疝氣胃病女は子宮病等である

壬は十二支では子で、ハラムと訓む、草木の種が土の中に入つて來年の春に生える種な意味が

ある、此氣を受け生るゝ人は絶家、廢家を起すか分家するか遠方へゆくか自己で獨立して世に立たうとする性質で、物事に當つて泰然自若として進取の風に富んでをる、而して人格があつて小事に拘泥しないで上下の分を守つて忍耐の力があり寛仁大度である故、此人は人の頭となる事のできる資格である、病氣は痔疾肺病胃病等である

癸は十二支では亥で、ハカルと訓む、土の中に妊んだ草木の種が一陽來復の氣運で芽を出す云つた性質である故、此氣を受けて生れた人は、智慮分別があつて毅然として實力がある、少し專斷短氣の傾さへ注意すれば萬全の人となる事が出来るまた意思は剛く勇氣があつて英勇である、概して此等の人はお世辭は下手で男女の關係などは細かでないかも知れぬ、病氣は胃病や下の病が多い、要するに十千の人の性は先天的な傾があるが之と反對に十二支の人の性は、後天的の向があつて十千の性は十二支よりも直し難くい又、十千が重なると變化であるけれど十二支の重なつたのには變化がない

第五項 淘宮術の十二支

淘宮術の十二支は矢張、前章の十二支であるが、此處には其應用を述べたのである、而して此十二支は其生れ年の運勢の大略を知る事ができる却説、

● 子年の人の運勢は滋で物を孕育する氣がある、其性質は利口で萬事に氣を配つて細かく締つてをるが之が極端に進むと吝嗇になり易い、兎角、虚榮の傾きがあるため、本來の氣分と衝突して時には



(人の年卯)



(人の年寅)

愛敬せられ、官祿に縁のある徳があるため心に緩みが生ずる癖がある、若も邪智があつたならば、上

酉は大吉、丑、辰、巳、午、戌は中吉、子、亥は凶、寅、卯は大凶である

●寅年の人は演である、其性質は虎が千里の竹箴に棲んで居る様に、己れの志は何處までも演ばし、利刀の竹を割つた如く、權威をもつて豪氣である爲め、物事を仕損する事がある、餘りに盛んなため、反つて害がある注意せねばならぬ、自體、此生れは高貴の人は宜しいが、卑賤の人は宜しくない、卑賤の人は學んで地位を得る様に心がけ、萬事に氣をつけ猛進せぬやう眞面目に行けば、天運の官祿は、必ず其身に獲つて、初、中年ともに運氣がある故、幸福の門戸の鍵は注意深い人に授つてを、容貌は身體細ながく活潑で眼光鋭く顔は丸がかつて黒い方が多い病氣は逆上、腦病等である、而して相性の生尅は巳午は大吉、寅、卯、子、亥は中吉、丑、辰、未、戌は凶、申、酉は大凶である

●卯年の人は豊である、其性質は草木の大に茂るが如く發達するが反つて失敗し易く變る故、注意せねばならぬ、而して衆人に



(人の年子)



(人の年丑)

は中位であつて上等の方の人は少くない、職業は役人、著述業、教師、僧侶、畫家などが宜しい、容貌は多くは温和の様でも、愛嬌に乏しく色が薄黒く頬骨が出てをれば益々よろしくない、何處となく憂を含んでをる相である、病は肺病、胃病、胸いたみ、痰、喘息、水腫等が多い、相性の生尅は申、

爪で拾ふて箕でこぼす事がある、但し福祿に縁がある、概して幼中晩年を比較すると晩年の方が良運がある、是は世の中の事が經驗と成つた賜である心正直であつて温和で義理人情を考れば開運することが早い、職業は農業商業は最もよい色慾の念を慎まなければならぬ、容貌は多く柔和で、色は黒いが福相の人が多病は腰より下である相性の生尅は寅、卯は大吉、申、酉は中吉、巳、午、亥は凶、丑、辰、未、戌は大凶である

●丑年の人の運勢は紐である、其物が結ばれた態である故、萬事に苦勞が多い、總てが陰性で遠慮が過ぎ思ふた事を中間に止める事も少くない、又、古い物を好んで耐える力があつて、何方かと云ふと疑性で本來が剛性である、怒れば遠慮勝の平生と打つて變つた様になる、併し下方に向つては、平生でも六ヶ敷ひ人と云はねばならぬ心の持ちやうで、初年でも、中年でも、晩年でも相應に運氣は開けるが、其多くは運氣

達せぬのみでなく衆人に指彈される様になる。萬事につき正直に物事等關にせず心を用ひて注意し、チキバキ處置すれば開運疑がない先づ初年より中、晩年に通じて宜しいのは此氣を受けて生れた人である、職業は官吏、僧侶、醫師もよろしいが、勞働に従事するのも悪くない容貌は愛嬌があつて生白い方が多い病氣は腰の下の病、水氣の病である相性の生尅は巳、午は大吉、丑、辰、戌、未は中吉、子、亥は凶、寅、卯は大凶である



(人の年辰)

●辰年の人は奮である、性質は至つて強く怒氣を含んでをる人によつては盤りがあつて勝氣であつてよろしくない、圭角の最も多い爲め普通の事が何日も議論になる而して反覆表裏は此生れの人にありがちである故、これは特と慎しまなければならぬ慈悲ふかく怒を押へて忍耐の力を養ひ萬事に注意すれば、本来の大膽は極めて調和されて何者も對抗する事が出来なくなる故、真に上乘の運勢を生ずる、忘れ

ても性急となり慢心したり争を爲してはならぬ、職業は勇氣のある方が向きである、容貌は形よりも肉が少い反對に筋骨は強い色は青くつて顔は長大で眼は大きく額に青筋が現はれてをる人が多い、劍難、火難は之を避ける様にせねばならぬ運勢は中年が最もよろしい、病氣は腦病、脚氣、癩癧等の神經的疾疢である、而して相性の生尅は申、酉は大吉、丑、辰、巳、午、戌、未は中吉、子、亥は凶、寅、卯は大凶である。

●巳年の人は止の巳である、其性質は温和で静かである故、文學藝術等に縁がある、併し疝癧が強い傾が此性質のうちにあるのが缺點で、時に嫉妬と變化する事がある、本が遠慮があつて萬事を胸に疊んで置くのが障を爲すのである故に、自然に備つた大吉の官祿を失はぬ様に注意せねばならぬ、職業は前述した外に教員、僧侶、醫師はよいが勞働はよろしくない、容貌は美麗の人が多い但、男女の關係を慎しまない



(人の年巳)

と爲めに大難を醸して開運せぬ事がある、運は初、中、晩年ともに平等であるが、其運勢の善悪は性質を善用したと悪用したとの結果である、病氣は肺病等の氣症、神經的、疾患が多い、相性の生尅は丑、辰、未、戌は大吉、寅、卯、子、亥は中吉、巳午は凶、申酉は大凶である

●午年の人は合である、性質は悠々として勇み賑かな風があるが一寸虚飾を帯び易い、之が爲め心に表裏を生ずる事がある、併し愛情は深く人望があつて短氣我儘を慎しめば申分がない、また女色に溺れ易く資産を傾ける事もあ



(人の年午)

るが注意して此危きに近寄なければ萬全である、自體、人の氣心に合ふのが此年の人の本来で福分は十二分にある、散財の心が常に絶へず又多辯をつしみ言行一致せぬ嘲を受けぬ様にせねばならぬ、初、中年の運勢は最も中年に開ける、職業は飲食業、仲買

出入の多い商賈が適當である、容貌は面は赤味を帯びて肉は肥滿して大きい病氣は腦病、熱病、眼病、就中、腹中の疾病が多い、相性の生尅は丑、辰、未、戌は大吉、寅、卯は中吉、巳、午は凶、申、酉、子、亥は大凶である

●未年の人は老の味である遠慮深く謙遜の美德がある故、凶くはないが兎角、泣性がある、諸事器用で孝義に富んで居る人は宜しい、之に反して若も一步誤つて自己の天稟の質に任せて事を爲せば、



(人の年未)

福祿は薄くなる大凡、物の味を持つのも色々の暑さ寒さを經なければならぬもので、能く長上の意見に従つて辛苦艱難して萬事つゝしめば性質の悪い處は淘汰されて善い點ばかり残つて幸運の人となる事が出来る、此氣の人は艱難の後に運命が向いて來るので初より牡丹餅が轉んで來る様な事は殆ど無いと云つてよろしい、
●申年の人は緩慢である、性質は強く剛性であつて義理人情に薄いのみでなく、萬事に終始完くない傾がある故、最も此氣を矯なければならぬ、若し人を憐んでも恩を仇で返へされる様のある事がある、但しよく長上の人に取り入る事が上手である故、心を正しく温しく勉める様にすれば、上達する、



(人の年申)

相性の生尅は子、亥は大吉、丑、辰、未、戌は中吉、巳、午、酉凶、寅、卯は大凶である
●酉年の人は墮である、墮は老物收斂の性質である故、劍の様な點がある、併し靜かに心を持ってば天稟の智謀はよく行はれる、而して此生れの人は時々其身分を忘れる癖がある之を矯めねばならぬ、



(人の年酉)

夫れのみでなく、萬事に決斷が早い爲め破れる憂がないでもない多淫であつて苦勞の多い傾を持つて居るのが瑕である、慎んで惡意を起さず是非でも押し通す様な氣質を鎮むれば保ち安く又、出入の多い福祿も之を止めて囊中に納むる事が出来る、初、中、晩年のうち、中年以前は凶いが、以後は落付て住居することゝなる、萬事に心をつけ喧嘩、口論して人の怨を受けない様にせぬと思はぬ事があつたり非期のことがある、職業は音楽家、書、寫、畫工、醫師、藝人などがよろしい、容貌は瘦せぎすの方で色白の上品な人が多く病氣は頭部の疾が多い、而して相性の生尅は子、亥は大吉、丑、辰、未、戌は中吉、巳、午

萬事が器用であつて、頓智がある、淫情が深いため身を過まる事が多い、常に金銭の出入はあるが、差引は福分のある方である、

初、中、晩年のうち晩年に成功する方で、職業は世才を要する向が適當である、容貌は面が薄赤く眼は丸く耳はヤ、上部に上つて

をつて身體の大きい人が多い、病氣は頭部と腰より下の病が多い

夫れのみでなく、萬事に決斷が早い爲め破れる憂がないでもない多淫であつて苦勞の多い傾を持つて居るのが瑕である、慎んで惡意を起さず是非でも押し通す様な氣質を鎮むれば保ち安く又、

出入の多い福祿も之を止めて囊中に納むる事が出来る、初、中、晩年のうち、中年以前は凶いが、以後は落付て住居することゝなる

申は凶、寅、卯は大凶である

●成年の人は煉である、性質は心至つて強く壯で急である、意地の悪い弊に陥り易い故に一克



(人の年戌)

剛情で劍難の相がある時に之が爲め死も厭はぬやうな事を思ひ立つ事があるから、之を矯めなければならぬ、之を放て置くと頑固我慢、變屈などに變化して家を破り身を亡ぼすことがある、凡て人は満足であると云ふことは稀で不平が多い、是が世の中と思ふ働ぐに貧乏は追い付かないと云ふ筆法は何處にも應用されるが、

特に此年の人に應用したい、又この生れの人は終局は正義のもの、勝と云ふ考えで事を行へば福祿は保たれ、十二分に開運する事が出来る、而して其運勢は初、中、晩年のうち何れにも存して居る只々心の持ち様一つである職業は文學家、僧侶、美術家などは宜しいが怒を發し易い、辯護士や軍人などは爲めに成功せぬ、容貌は面は灰色で平らで角があつて艶が薄い人が多い病氣は脊髄病、胃病、脚氣神經的の疾である注意せねばならぬ、其相性の生尅は申、酉は大吉、丑、辰、未、戌、巳、午は中吉子、亥は凶、寅、卯は大凶である

●亥の人は實である、其性質は道徳心があつて竹を割つた様に潔白である、而して進取の氣に富んでをる、是は運氣が開かうと云ふ自然の影響を受けた結果である、世の人は亥は猪である故進む事を知つて退く事を知らぬ性質であると説くものがあるのは、聊か當を得て居らぬ陽氣が勝つて

戌は大凶である



(人の年亥)

をる爲め多少、剛性短氣の傾がある、之を矯めなければならぬ、福分は中以上で初、中、晩年のうち晩年に運命が開ける、而して其悪い癖を直したならば陽發して上位の福分を得ること疑がない、併し物事には悟り早く、又生命のながひ徳がある之を利用して幸福を得る様にしたら宜しからうと思ふ、職業は凡て人を支配する位地で如何なる職業でも悪い事が無い容貌は眼細く、目口に一種の特有な愛嬌がある人が多い、病氣は腰より下である又相性の生尅は寅、卯は大吉、申、酉は中吉、巳、午、子、亥は凶、丑、辰、未

第六項 淘宮術十干の變化

淘宮術は三輪組織即ち受胎の年月日の三つが重つて其各々の干支が五行の相生尅によつて吉凶、善悪を判断せられる之が爲め同じ干支が重なる事がある、是が本項の説明で之を如何に應用したら宜しか又其變化を説かうと思ふのである

●甲と甲と重なる、其働きは己と同じ事となつて、其人の舉動は重々しく口不重寶になつて活潑の風が失せて終ふ

●乙と乙が重なると其働きは庚と同じ事となつて、其人は快活になるが目的事業住處等が落付かぬ

●丙と丙と重なるると其働きは辛と同じ事となつて、其人は萬事に注意綿密となるが、狹量で野卑で偏屈家となる

●丁と丁と重なるると其働きは壬と同じ事となつて、其人は性質圓滿で穩かな好人物となる

●戊と戊と重なるると其働きは癸と同じ事となつて、其人は疴癆強く剛性となつて人と衝突し時にボツヤリする事もある

●己と己と重なるると其働きは甲と同じ事となつて、其人は活氣充滿して胸中に閑日月ある成功者の資格を得る事になる

●庚と庚と重なるると其働きは乙と同じ事となつて、其人は不得要領で、何時も曖昧模糊の事が多く色情より争を生ずる事がある

●辛と辛と重なるると丙と同じ働きのなつて、其人は餘り氣が廻り過ぎて人に即たり離れたりする事が早く八方美人主義となる

●壬と壬と重なるると其働きは丁と同じ事となつて其人は萬事穩かな丁寧な用意周到のものとなる

●癸と癸と重なるると其働きは戊と同じ事となつて、其人は活潑で、大事を好み注意せぬため失敗する事が多くある

第七項 淘宮術應用の秘密

此秘密は三輪の活用で一口に云ふと五行を干支と受胎の年月日に配當する理である

●大吉の三輪、人は相生ばかりの三輪の五行があるとすると、夫は極めて意氣地のない人物であつて世の中に何の役にも立たぬ因つて大吉には相生と相尅が互に交つて居らねばならぬ大凡三輪の都合が十一ある而すると、その中に相生が五つ比和か一つ相尅が五つ位あるとすると、此人は艱難、汝を玉成せしめて大に成功者となる事が出来る、總じて陽は相生(比和を含む)の陰は相尅である故、陰陽ともに調和して一年に四季土用があつて自然の榮枯盛衰を出現すると同じ事である、其様して見ると人は相生と比和ばかりでも運勢を開く事が出来ない夫は只々、吉又は時に凶の事もあつて考へて見ると餘り宜しくない、随つて凶の相尅の三輪が三つ出来てをたならば、是は大惡で世の中に大害の人となる、之に因つて大人物の受胎の年月日は以上の大吉の相生五つ比和一つ相尅五つまたは之に近い五行の關係が認められる

●相生比和と相尅は以上の通りであるが、更にいふと相生や比和は温順柔和を意味して居るもので相生比和の多い人は活動力に乏しい爲め順境に有つても逆境に有つても大差なく思はしい運命を迎へる事が出来ない、世間でお人よし、愚圖トンマなどと云はれる人此例に洩ない、併し以上は男子に就て云つた事であるが女子は三界に家なく嫁に行く事を歸ぐと云ふ様な風で、幼い時は父母に従ひ、中年には夫に従ひ、夫の死んだ後は自己が生んだ子に従はんければならぬ様な、柔順服従の位地である故、反つて相生比和ばかりの方が吉運であるとしてある、相尅ばかりであると其人間は慘忍暴戾で

三輪は互に何日も争闘して休止せる姿である、而して此惡凶の人は生涯逆境に沈んで浮む瀬がない
 ●陰陽和合は三輪ともに剛柔その中庸を得て、天地の性理にかなつてをる事を云つたのである、此事は屢々云つた如く、人は小天地で天地の氣形したものである故、陰陽和合の相生、相尅の神秘がなく
 てはならぬが、併し男は陽、女は陰である結果、一寸三輪の應用上その和合の運命の活機を判断を異
 にせねばならぬ、而して見ると一に述べた大吉の三輪の相生五つ比和一つ相尅五つは男で女は相尅六
 つ相生四つ比和一つの位が大吉の三輪で、陰陽の和合を見る譯である、猶ほ相尅が六つ比和二つ相生三
 つでも凶いとは云はない、それ以下の相生相位比和は女子は柔順過ぎて宜しくない

●絶對陰陽、五行に各陰陽があつて十干十二支ともに之を有つてをると云ふ事は屢々のべた通りで
 ある、その五行の各陰各陽が片寄つて三輪が盡く陰、盡く陽なのは大に凶い陰の片寄つた人は物事は
 何によらず、片寄り過ぎて頑固偏狭で意地悪く最も惡い姑の嫁に對して惡い事をして樂しむ様なもの
 で、始末に終えない難物である、又陽の片寄つた人は以上の陰の片寄つた反對で物事が粗忽で亂暴で
 注意と云ふ事は薬にしたくともがない癖に、元氣ばかりよく、少しも締め括りが無い萬に一つも成功
 する事の出来ない、厄介ものであるの判断ができる

●活機、三輪の干支を縦横十文字に懸け合せると干支の五行に陽と陽とが懸合つてをるものがあれ
 ば是は争闘の姿であつて凶い運氣が其間に生ずる又、陰と陰とが懸け合つてをると沈滞となつて凶い
 運氣が其間に生ずる、故に人と交際する時に彼と我が三輪の陽の干支が多い場合には彼我の間に忽ち
 相互に衝突が起き到底事業などは共に共にする事が出来ない、又陰の干支の多い場合には意思の疎通
 などは断じて行はれない而し民事は主従、親子、夫婦、兄弟、姉姉、公衆等の萬事應用し得る秘密で
 結婚などは特に活斷し得る機微であると思ふ

第八項 三輪の原理と主眼

人の母の胎内に宿つて、天然の影響を受けた事の長いのは年で其次は月で其次は日で其次は時である
 而して見ると時は最も短かく、年は最も長い、運命の支配は之に因つて生じて居るが顯はれて來る影
 響は日は最も早く、日の次は月で、其次は年である、而して母の胎内に宿つた年を大輪と云ひ、月を
 中輪と云ひ、日の小輪と云つてをる、日の小輪の影響は二十歳前に顯はれ、月の中輪の影響は二十歳
 後より四十歳前に顯はれ、年の大輪の影響は四十歳以後に現はれてをる、故に小輪を初年、中輪を中
 年、大輪を晩年とも云ふべきものと信する、而して母の胎内に宿つたのは洵宮術では生れた年、月、
 日より二百六十五日前と定めてをる、是はダルウイン氏の遺傳論の所説に能く符合して居る、之が此
 術の原理である、又其主眼は惡い、干支、五行の生尅に依て受くる凶禍を改むべく人為的に道義と自
 然とを工夫し、各々の精神を鍛錬して善い干支の五行の生尅に依て受くる吉福と同一な運命を開くこ
 とになる譯である、一口に云へば、人の力で能く天を制する方法で其手段は之を次項に述べましよう。

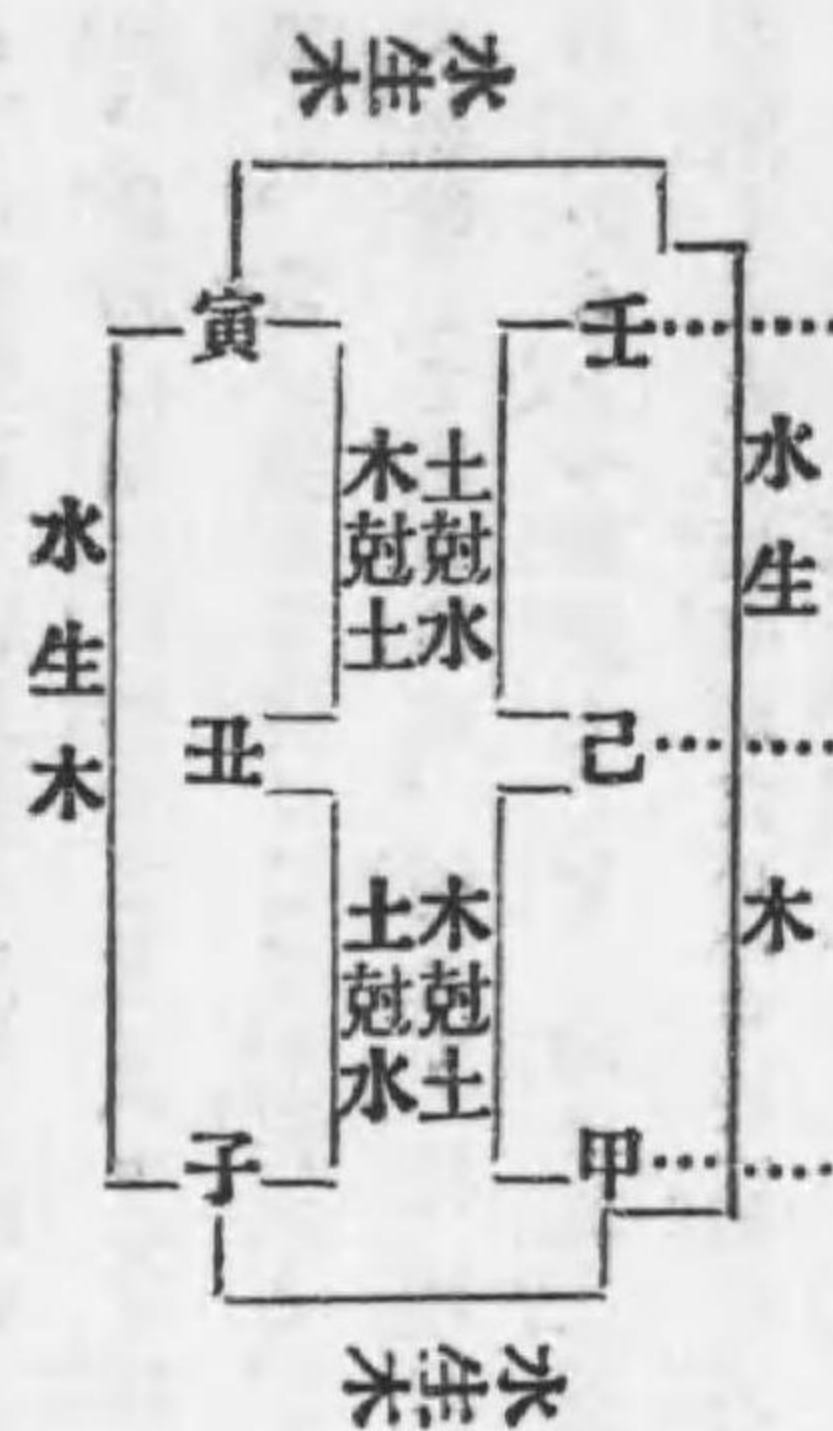
第九項 三輪改癖の手段



人に嫌はれ、厭がられる悪い點を矯め、改めれば人に愛せられ引立られ必ず吉福を得ることが出来る、其胎内に宿つた、三輪はドウして之を改め悪い癖をなほし得るか、圖の如く丑年の午の月の未の日に母の胎内に宿つた人があるとすると、丑と未は陰氣で物事に碍の明かない因循姑息な人であるから之を午の活潑で物事を速かに運ぶ氣質に改めなければならぬ之を改める様にすると其人は必ず開運する、併し三輪の干支の具合も之を考へなければならぬが、此處には十二支の十二宮の場合を例にあげたのである、而して十干の重なつた場合に變化を生ずるが、其重ならぬものは之を動かしかへる事が出来ない、只々、十二宮だけを之に改めることが出来るから都合よく改めて、其本來の悪い癖をなほさねばならぬ、次に三輪の組織を説かうと思ふ

第十項 三輪の組織と方法

淘宮術の公則は、十干を天と爲し、長上と爲し、親と爲し、十二支を子と爲し、部下と爲し、臣と爲してある、而して三輪は、晩年を大輪、中年を中輪、小輪を少年時代としてある、由來三輪は圖の如



(圖の尅相生相織組輪三)

く十二歳から成り立つて居るもので、縦横、上下、筋違の十文字で出来てをる、是は人には上下の關係、または複雑した縦横の事情を意味してをるのである、更に一步を進めて其組織の内容を述べれば一 横の關係は(イ)十干から、十二支に向つて、相生若くは比和して居る時は、天運は長上の保護引立を受けて、運勢を開くことが出来て發展する、但、比和の運氣は相生に劣つてをる(ロ)十二支から十干に向つて相生、若くは比和して居る時は、部下のものから補助をうけ、運勢を開くことが出来て發展する、但、比和の運は相生に劣つてをることは當然である(ハ)十干から十二支に向つて相尅する時は、長上から壓制に遇つて居るか、又は時勢に沮害されて運氣を開く事が出来ない(ニ)十二支から十干に向つて相尅してをる時は、部下に禍されて運氣を開くことが出来ない、さうして見ると圖の三輪は大輪の癸の水と卯の木は水生木で、十干から十二支に向つて相生して居るから、晩年になつて長上(大輪)に愛せられて天運を開くことが出来る、又中輪の丁の火と己の火とが比和して居るから、中年時代にも長上に對しても中位な天運を持つてをる、次に小輪の乙の木と丑の土は木尅土で、十干から十二支に向つて相尅して居るから、長上と意見が合はないで衝突ばかりしてをる、少年時代は宜しくない

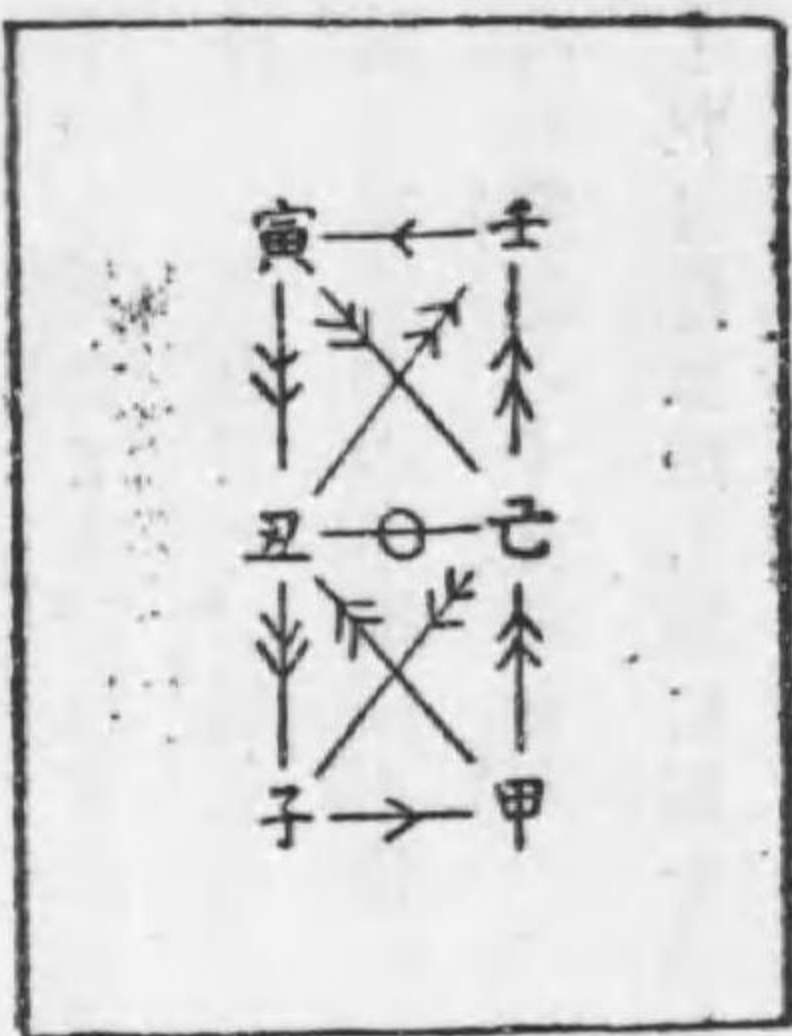
二 上下の關係は(イ)三輪の大、中、小の各々の上か

ら下に相生若くは比和して居る時は、天運は順調で、長上から愛せられて運氣を開くことが出来る、但、比和は相生に劣つてをる(ロ)三輪の大、中、小の下から上に相生若くは比和して居る時は自から我と、我が運命を開くことが出来る、但、比和は相生に劣つてをる(ハ)三輪の大、中、小の上から下へ相尅して居る時は、絶えず逆境に沈んでをつて運氣を開くことが出来ない(ニ)三輪の大、中、小の下から上へ相尅してをる時は其人の性質は快活で抵抗力は強い爲めに、長上の氣嫌を損じて運勢を開くことが出来がたい(ホ)三輪の大、中、小の直線の干支が相尅して居る時は、其人は到底浮ぶ瀬のない極めて逆運の人と云はねばならぬ、圖の三輪の此ニの場合は一の場合に準じて判断し、又筋違の十文字の上下の場合も一ニの方法と同じである、此處には只々、其組織と方法の雛形を説いたのであるから、讀者は之を實地に行ふ時には、必ず各々の三輪を作つて、之を判断して貰ひたい之を一に三輪の懸合せと云つてをる

第十一項 三輪の應用と判断

人の性質は、必ず一定して生涯變るものでない様ではあるが決してさうではない、先天性は後天の理によつて性と化せられる、言葉を変えて云ふと性質は所有、經驗によつて時に生れ變つた様に化ける事がある、所謂、境遇は人をつくる譯である、そうして見ると初、中、晩年の性質と運勢の吉凶、善悪は此三輪の干支の相生、相尅、比和の上に顯はれて居る故、其善い處の三輪の干支または支を善い

干支は支に更へる様に心がけ其性癖を矯め直すことが大切である、淘宮術者の判断に望んで三輪を組



(子圖尅相は矢二性相は矢一) (くよに向方の矢もど和比は)

織する時は圖の如く相生は一重の矢、相尅は二重の矢、平比和は團子○で符號を作つてをる、是は應用上一目瞭然に分かる方法であつて面白い、而して三輪の十一線の、縦横上下、筋違の十文字の相生、相尅、比和の數によつて之を男女に見て、其本來の性癖の善悪または事件の吉凶等を判断せねばならぬ、猶ほ三輪の應用判断につき述べて置きたい事は以下の事である

- 一 男女とも三輪の十二支の中に子または亥の附いて居る人は親または兄弟に縁が薄い、又其小輪に亥があれば二十歳前後、中輪に亥があれば四十歳前後、大輪に亥があれば六十歳前後に、親、兄弟に生別れ、又は死別れする
- 二 女の三輪の十二支のうちに寅があれば、其女は一度で縁がなくて再嫁せねばならぬ、是は大、中、小の輪ともに同じ
- 三 女の三輪の十干のうちに癸があれば、其女は男勝りであるが、夫を尻に敷く弊がある
- 四 男女とも三輪のうちに、午があれば、色情盛んなるため、失敗する事が多い
- 五 男女とも三輪の干支に金相生してあれば、金に縁があつて初中、晩年その輪に運勢を開くことが

出来る、又、縦横、筋達の十文字に懸合せて見て、其金の干支が相生してをれば、よろしいが相尅して居れば、金に縁がない、支出多く時に金の爲に禍を蒙むる事がある

六 男女とも三輪の十干のうち甲があれば、必ず初、中、晩年その輪に應じて一度は必ず運勢を開くものである

七 男女とも、陽の干支または陰の干支が、大、中、小の三輪に多い時は、其人は初、中、晩年のそれ／＼に應じて事を行ふに陰の日に爲す時は、好結果を得ることが出来る是は陰陽調和の法則である

八 男女とも子または、亥が大輪であれば、其人の一年中の善い月は秋より冬春で、夏は凶い

九 男女共、申または酉が大輪であれば、其人の一年中の善い月は秋より冬春で夏は凶い

十 男女とも丑、辰、未、戌が大輪であれば、其人の一年中の善い月は夏と秋で、春冬は凶い

十一 男女とも、巳または午が大輪であれば、其人の一年中の善い月は冬より春夏で秋冬は凶い

十二 男女とも、寅または卯が大輪であれば、其人の一年中の善い月は、冬より春夏で秋は凶い、而して以上の判断は小輪から判断を爲し中輪、大輪と順序を追つて上下の關係を見た後に縦横を考へ次に筋達の十文字を明かにせねばならぬ、此外に多少なは説きたい事もあるが、是で本章の要領を盡したと思ふから斯に局を結ぶ事にする

第四章 九 星

九星は日本でをほく云ふ名で、支那では星命と云つてをる、是は人の運命は天から授かつたもので、九つの星が之を支配して其吉凶を司つて、生尅を爲して居ると云ふ事を云つたのである、之を又佛教の宿曜家などは天にかゞやく九曜(但、九曜のうち計都、羅喉は形がないが氣があつて應驗があるとしてある)の變名で、その廻り巡る有様で禍福を人に生ずるので、支那では九星と云つて居るのは面白い、其事實をしらべて見ると真によく符合してをる、而して之を支那の九星の原理から云ふと木、土、金、水の用であるから、第一章第二章は是非とも通讀し、其善惡の判断を爲す時は、必ず遺憾なく應用しなければならぬ、而して九星は天地の盛衰を宰つて居るから、年、月、日、時の吉凶または人事一切の善惡は方位の禍福など、俱に不思議に靈應を生じてをる、之を起源から考へれば自然の外にないと斷言せねばならぬが知らずく太古の人が其自然の原理によつて生活したと云ふ、以上は以後之が世に知られた事も起源と云はねばならぬ、其世に知られた起源は洪範九疇である

第一項 九星の神秘的元機

洪範九疇は洛書から出たのである、洛書は三白寶海に禹が水を治めた時に神龜が文を負ふて洛水から出た、其文は一から九まであつた之を見た禹は其叙序によつて九疇をつくたと説いてある、之を陰陽家は後天と云つてをる、後天に對しては必ず先天と云ふものが無ければならぬ、先天の文は河圖である河圖は此夏の禹王からズット以前の昔の帝、太昊伏羲氏の時に龍馬が滎河の上に現はれ、其旋毛に

文があつた、帝これを見て五行の生成を知つたと云ふ事は第一章、第五項の五行の生尅のうちに述べ
てある通りである、而して見ると河圖の五行の生成に對しては、洛書らくしよの五行は制尅であると云はねば
ならぬ様であるが、俱ともに五行の生尅が備はつてをるのが不思議である、順序から云ふと、本章では時
代を逆に洛書を説いて次に河圖を述べなければ、能く其神秘的元機を明かにするに都合が悪い故、
まづ洛書を説かうと思ふ、洛書は其形は四角で、地の形を代表して二、四、六、八、の偶數を現はし
て、一と九を合せて十、二と八を合せて十、四と六を合せて十その中央は五を二個合せて十である、又
河圖は其形は丸い天を代表して一、三、五、七、九の奇數を現はして一と六を合せて七、二と七を
合せて九、三と八を合せて十一そのうちから盈數十を去つて、一、四と九を合せて十三そのうちから
盈數十を去つて、三その中央は矢張り五を二個合せて十である其理由は次の三元、九星の密義に述べ
ましよう

第二項 三元九星の密義

老子は一は二を生じ二は三を生じ三は萬の物を生じたと説いてをる、是は天、地、人の三才が備つて
萬の物を生じ、又其生じたもの、目的を成就したのは、此三才の力であると云ふ意味である故に、三
の數は萬の本で天の數である、之を形に現はすと○である、而して此天の數に對して地の數は二で、
之を形に現はすと□である、前項の例によつて洛書から説けば三天二地ともに、一の太極から生じたも

のであるから、順に太極の數の一と天の數の三を乗すれば一三が三碧の木となつて、東に位し易では
震と云つてをる、次に三三が九紫の火となつて、南に位し易では離と云つてをる、次に三九二十七の
うちから盈數の二十を去つて七赤の金となつて西に位し、易では兌と云つてをる、次に三七廿一のう
ちから、盈數の二十を去つて、一白の水となつて北に位し、易では坎と云つてをる、此くして、また
一三が三碧と繰返し、繰返して盡くる處がない、之に反して逆に太極の數の一と、地の數の二を乗す
れば一二が二黒の土となつて、未申に位し、易では坤と云つてをる、次に二二が四緑の木となつて、
辰巳に位し、易では巽と云つてをる、次に二四が八白の土となつて、丑寅に位し易では艮と云つてを
る、次に二八十六のうちから盈數十を去つて、六白の金となつて、戌亥に位し易では乾と云つてをる
次に二六十二のうちから、十の盈數を去つて、また二黒と繰返し、繰返して盡くる處がない、而して
其中央には天の數の三と地の數の二を合せて五が五黃の土となつて不動の位をしめ、陽の數は四方に
正しく位し、陰の數は四方の隅に位して居る、又その積數は陽は五五二十五で、陰は四五二十である
から、洛書の數は天地總て四十五になる、之を河圖の五行の數に配り付ると、坎、乾の一六の水は
坤、兌の二七の火を尅し、二七の火は巽、離の四九の金を尅し、四九の金は震、艮、三八の木を尅し
三八の木は中央の五の土を尅し、中央の五の土は坎、乾の一六の水を尅する事になつてをる、此く各
々が相尅して、逆に廻はる次第は、變を貴ぶ意で、數の用を爲からである、猶ほ河圖の事を述べ様と
思ふたけれど、本章に大した必要もなく、第一章のうちに説いた原理を應用すれば宜しいと思ふから

略して置くことにする、因に本項を讀んだ後、第一章、第六項の五行の術語と配當を見て五行に當て箱め、本章第三項以下の應用の時に其判断の材料に供へて貰たい

第三項 九星と周易の秘密

九星を周易で説き、周易を九星で述べると、一寸、五行易に似た様な事になる、否その眞理原理は決して異つてをらぬ故に、古來から周易の原理を知つて居らないと、九星の深義は分明らぬと稱へられてをる、是は干支でも洵宮術でも同じ事である、而して之を、詳に用ゆることになる、周易の説卦が最も早解りて宜しいが、多少この事は専門の智識を要するから、斯にザツト述べる事にする却説
一 乾は君、天、貴人、武士、君子、夫等の象がある故に、其位に當らぬものが之に會ふと位まけして其人は高慢で、剛情つよく、性質奸佞の上に情弱の小人である、五行では金、十干では癸、十二支では戌亥、方位では戌亥、四季では晩秋である

二 兌は澤、少女、妾妓、或は小人、幽人、または口前ばかりの象がある故に、人格の高い人は之に會ふと、卑屈になつて耻辱を蒙る事になる、五行では金、十干では辛、十二支では酉、方位では西、四季では秋である

三 震は雷、長男、侯龍、勇士等の象がある、若も卑賤のもの、臆病ものなどが之に會ふと、また位まけして一層弱いものとなる、概して此卦は心氣快活で立身出世するものであるから、大人には吉で

(巽) 四緑 長女	(離) 九紫 中女	(坤) 一二黑 母
(震) 三碧 長男	(極大) 五黄 中女	(兌) 七赤 少女
(艮) 八白 少男	(坎) 一白 中男	(乾) 六白 父

(圖係關の星九と易周)

小人には凶である、五行では木、十干では乙、十二支では卯、方位では東、四季では春である
四 離は雷、日、火、明、中女等の象がある、男子此に會ふときは、女難がある、女子は其位貞しくて上乘である、五行では火、十干では丙、十二支では午、方位では南、四季では夏である
五 巽は風、長女、直の象があつて、女子の位であるから男子では小人で、其性質は常に白眼を爲すもので争を好む事となる、又男子には女難がある、五行では木、十干では丁、十二支では巳、方位では辰巳、四季では春である

六 坎は雲、中男、惡人、盜、鬼等の象があつて、惡人の位である、高位の人、有徳の土が之に會へば、其位徳を損する、又女子これに會へば勞して羞を受け陥らるゝことがある、五行では水、十干では壬、十二支では子、方位では北、四季では冬である

七 艮は山、少男、僧侶、狗等の象がある故に、大人は其位ではない、少女これに會へば侮をうけ大人また益する處がない、併し少男まさに長せんとするが故に、勇氣を含んでをる、五行では土、十干では甲、十二支では丑寅、方位では丑寅、四季では冬春の間である

八 坤は臣地、小人、母、妻等の象がある故に女子または人の部下の位に當つてをる故に、賢者に對しては小人、夫に對しては母、または妻である、之に反する時は宜しくない、總じて此卦は萬の物の變化を主とする處で決斷に乏しい五行では土、十干では庚、十二支では未申、方位では未申、四季では夏秋の間である、因に本項の九星配當の周易の圖は兌、坤、離、巽の四宮は女子の位であるから、人々この星の宮に入つた時は縁談、離縁、色難等を生ずるものである

第四項 九星の納音配當圖

納音は六十干支の納音の事である今、便宜のため各九星の其吉凶を述べる前に之が圖解を示して一目に明瞭になる様に致さうと思ふ

癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	千支	癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	千支
酉申	未午	巳辰	卯寅	丑子	上元	卯寅	丑子	亥戌	酉申	未午	上元
一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金	中元	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	中元
四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土	下元	劍鋒金	路傍土	大森木	爐中火	海中金	下元
七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	納音性	癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	千支
劍鋒金	路傍土	大森木	爐中火	海中金	千支	卯寅	丑子	亥戌	酉申	未午	上元
癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	上元	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	中元
卯寅	丑子	亥戌	酉申	未午	中元	一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金	下元
七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	下元	四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土	納音性
一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金	納音性	劍鋒金	路傍土	大森木	爐中火	海中金	
四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土							

以上、上古から今に至るまで、六十年毎に上元、中元、下元と三段に分れて納音の性も從がつて變るのである、而して元治元年から大正十二年までの六十年は、上元の人で、延享元年から享和三年までの六十年は、中元の人で、文化元年から文久三年まで、六十年の人は下元の人である、すべて納音は此例による一に之を三元本命星の納音配當圖と稱へてをる

癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲
巳辰	卯亥	丑子	亥戌	酉申	未午	巳辰	卯寅	丑子	亥戌
八白土	九紫水	一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土
二黑土	三碧木	四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土
五白金	六赤土	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金
長流水	松柏木	霹靂火	屋上土	井泉水	楊柳木	白鐵金	城頭土	澗下水	山頭火
癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲	癸壬	辛庚	己戊	丁丙	乙甲
亥戌	酉申	未午	巳辰	卯寅	丑子	亥戌	酉申	未午	巳辰
五白金	六赤土	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金
八白土	九紫火	一白土	二黑土	三碧木	四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土
二黑土	三碧木	四綠木	五白金	六赤土	七赤土	八白土	九紫火	一白土	二黑土
大海水	柘榴木	天上火	砂中土	大溪水	桑柘木	劍劍金	大驛土	天河水	覆燈火

第五項 九星と納音の秘密

六十甲子納音と九星との秘密關係は中々をもしろく且つ重要なものである之を説明すれば

●一白の人は水星である故に納音が太溪の水天河の水であれば比和であるから、男は柔弱、女は其位を得て宜しい楊柳の木松柏の木であれば、水生木の吉であるから、其人の運勢は吉で、短氣で正直の生れである、霹靂の火、山下の火であれば水尅火であるから其人の性質は、粗忽で怒り易く分別思慮は浅い大驛の土、壁上の土であれば、土尅水であるから氣儘で亂暴の傾があつて宜しくない、海中の金、劍鋒の金であれば、金生水で生來智識あつて賢者である

●二黒の人は土星である故に納音が屋上の土、大驛の土であれば土と土が重なつて比和するから、男は陰氣で、女は吉である、山下の火、覆燈の火であれば火生土で、長上の愛を蒙り、其天稟の智識を發揚する事が出来て上吉である、大溪の水、大海の水であれば土尅水で人を害ひ自れの徳を損する事の多い質である、松並の木平地の木であれば木尅土であるから少しも考へなく人に迷惑をかける事が少くない性である、劍鋒の金白鐵の金であれば土生金の相性があるから本命は短氣で正直であつて元來が緝りあり智識がある

●三碧の人は木星である故に納音が大海の水天河の水であれば水生木であるから運勢もよく質も申分がない平地の木桑柘の木であれば比和して男は凶、女は吉であるが、其性は震動する様な傾がある、

沙中の金白鐵の金であれば、金尅水で頗る剛情我慢な生れである、覆燈の火霹靂の火は木生火であるから吉であるが、智識は中庸を得てをらず沈思黙考の人か頭から湯氣を立て、研究する人である、屋上の土、路傍の土は木尅土であるから思慮浅く分別に乏しい人である

●四緑の人は木星である故に、納音が桑柘の木、柘榴の木であれば本命と比和して凶でない云ふだけで宜しい方が少ない沙中の金、金箔の金であれば、金尅木で剛情我慢で人を凌ぐ質である、天河の水であれば水生木で本命を助くる故、その生れは恰惻である、霹靂の火、山下の火であれば木生火で吉である、但し短氣であるから正直の生れだ、路傍の土、城頭の土であれば木尅土であるから遠慮なく只眼の先ばかりである

●五黄の人は土星である故に納音は、山下の火、覆燈の火であれば火生土で本命を助くるから心賢く天賦の本命を發揮する事ができる、城頭の土、屋上の土であれば比和して柔和であるから男は凶、女は吉であるが物事に傾き易い質である、柘榴の木、大森の木であれば木尅土で性から本命を尅して自分で自分を縊る様な事になる、金箔の金、劍劍の金であれば、土生金であるから、本命短氣で萬事に隠し立てする事なく、順路に運ぶ方である、長流の水、井泉の水であれば、土尅水で本命から性を尅する理で、人の邪魔だてする事を好み、分別なき人である 爐中の火、山頭の火であれば火生土で性が本命を助けて漸々その目的を達する様になつて磨けば磨くほど光る質である

●六白の人は金星である故に、納音は洞下の水、長流の水であれば金生水の順境であるから幸運の生

れ、智慮分別も備つてをる沙中の金、劍劍の金であれば比和して凶でないと言ふだけの生れである、壁上の土、屋上の土であれば土生金で母子の間睦まじく、萬の事に悪い事のないやうな福がある、覆燈の火、天上の火は其火本来の性質から考へると、火尅金であるが、其金を尅すとも其形を變ずる程でないものと極めて惨酷の別があるが故に、此性は一體が剛情の質と云つてよろしい、大森の木、楊柳の木であれば、金尅木で凶であつて、天性は本命に劣る譯で、爲めに考の足ざる點がある

●七赤の人は金星である故に、納音は松柏の木、楊柳の木であれば、金尅木で深思熟慮の力に乏しい、洞下の水、井泉の水であれば金生水で頗る善良の性質である、智勇備つて分別あり、立身出世する沙中の金、金箔の金は比和して萬事に凝り固まり易い、壁上の土、大驛の土であれば土生金であつて、運勢上乗で學術技藝上達する性質である、天上の火、爐中の火であれば、火尅金であつて一端云ひ出した事は跡へ引かぬと云ふ生れである

●八白の人は土星である故に、納音は大驛の土、沙中の土であれば、比和して利益のない生れで苦勞が多いのみでなく、又一方に心を注ぐ質である、沙中の金、金箔の金であれば、土生金で本命が性を助けて、其天分を成就せしめ立身出世せしむる生れである、智識技藝等十二分に學び得る力がある、長流の水、井泉の水であれば水尅土であるから凶である、此納音の本命は萬能あつて一心足らざる方と思ふ、爐中の火、山頭の火は火生土であるから、萬事順にして幼少より切瑛琢磨の功ますく、現はれて能く其績を收める事が出来る松柏の木平地の木であれば、木尅土でよろしくない何事にも我を

通して是が非でも自分の云ふ通りにせねば濟まぬ方である

●九紫の人は火星である故に、納音は大海の水、長流の水であれば、水尅火で争を好み慢心が強い、海中の金、白臘の金であれば火尅金でよろしくない考の鈍ことは此生である、壁上の土、路傍の土は火生土で本命短氣であるけれど吉運で且つ正直である、霹靂の火、山頭の火は比和してをるから陽氣であるが實がない、平地の木、楊柳の木であれば木生火の相生で萬事よろしく、性質は伶俐で智恵あり創業の志に富んでをる、以上の外に六十納音配當圖を引き較べて、其洩れたる判断はともに五行の相生、相尅、比和の法則により本命と本性との關係を知つて、其凶い點は之を矯めなければならぬ、決して其自然に任せて置くのはよろしくないと思ふ

第六項 九星天盤の元機

九星の判断には必ず天盤を要する、天盤と云ふのは圖の如きもので、一二三四五六七八九が色々に變動するもので之が根元となつてをる、而して其真中から右の側の下へ飛び、其中に上り更に左の側の下に移つて更に中央の上を飛び中央の下に移つて各々、右の側の上に飛び更に左の側の中に飛んで終に其上に及んでをる、而して其判断をしやうと思ふ人の星が圖の天盤の一つに入ると運勢が定つて終るので、之を詳かに述べれば、

一 中宮へ其人の星が入れば心に迷を生じて、物事が不十分で運勢や物事が一轉する

二 乾宮へ其人の星が入れば、前半は逆境、後半は順境に向ふのであるから年にて云へば前後半ケ年

坤宮	申七	兌宮	西三	乾宮	亥二
離宮	南五	中宮	中央一	坎宮	北六
巽宮	巳九	震宮	東八	艮宮	寅丑四

此は天盤井田九宮の法である此四隅を斜にとれば八角の方位となる

づ、月に云へば、前後半ケ月は是非とも慎んで吉い運勢の時を待つ方が萬全である

三 兌宮へ其人の星が入れば萬事順境になつて物事が都合よくなる

四 艮宮に其人の星が入れば、吉凶ともに變動を生じ易い、只々、順境も逆境も其人の心がけ次第である

五 離宮に其人の星が入れば、兎角、運勢は逆境に向ひ勝になる

六 坎宮に其人の星が入れば忍耐が第一で、逆境の爲に志を轉じてはならぬ

七 坤宮に其人の星が入れば、今まで不如意勝であつた運勢も追々開けて順境になる、變化の多いのは此宮の特色である

八 震宮に其人の星が入れば、吉運となつて志を遂げ名を揚げ蘊蓄した心を伸々として幸福の人となる

九 巽宮に其人の星が入れば、其人に變化を生ずる、事業または心が定まらぬ、前半は順境、後半は逆境であるから前半ケ年はよろしいが、後半ケ年はわるい、月の前後も之に準じて同じ事である

第七項 年月日時の九星天盤

九星神断には、必ず年、月、日、時の四つの天盤を要する、此天盤の作り方は

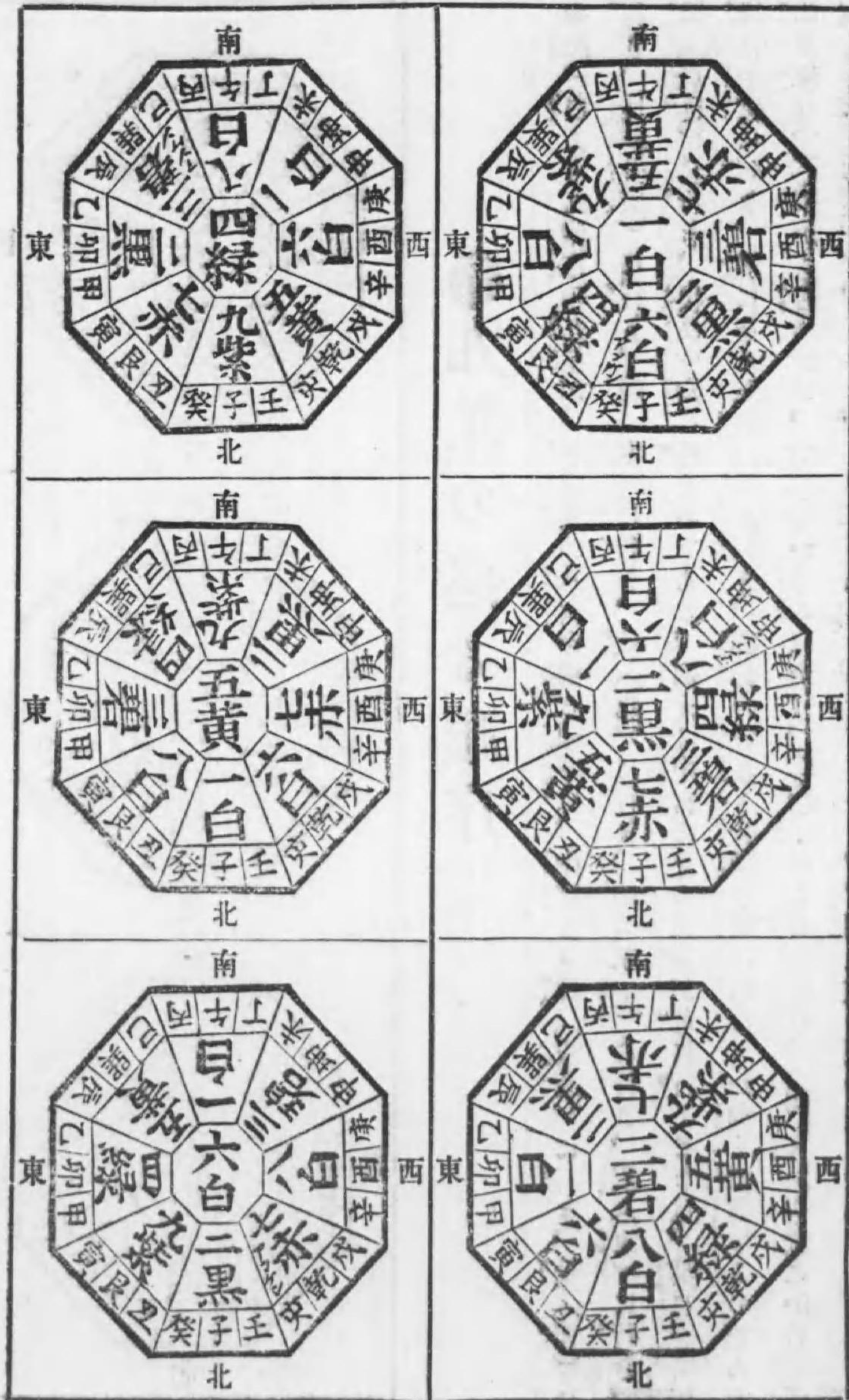
一 年の天盤は前項の圖に準じて其當年の九星を中宮に入れて一、二、三、四、五、六、七、八、九の順々に其九星を次第に配置するだけである

二 月の天盤は年の天盤の作りかたと同じである、但しこの月の天盤は舊曆によるべきもので、年の天盤にも此注意を忘れてはならぬ、而して月の天盤は舊曆の干支によつて之を明らめる方が早い

三 日の天盤は一寸六ケ敷ひ、冬至から夏至までを陽遁と云つて順に繰り夏至から冬至までを陰遁と云つて逆に繰る、順逆は天地の數であつて、陰陰相反して居ると云ふのは、此理である試に之を表につくれば左の通りである

遁陰			遁陽		
小霜	秋處	大夏	小穀	春雨	大冬
雪降	分暑	暑至	滿雨	分水	寒至
大立	寒白	立小	芒立	清啓	立小
雪冬	露露	秋夏	種夏	明整	春寒
元下	元中	元上	元下	元中	元上
六白	三碧	九紫	四綠	七赤	一白
五黃	二黑	八白	五黃	八白	二黑
四綠	一白	七赤	六白	九紫	三碧
三碧	九紫	六白	七赤	一白	四綠
二黑	八白	五黃	八白	二黑	五黃
一白	七赤	四綠	九紫	三碧	六白
九紫	六白	三碧	一白	四綠	七赤
八白	五黃	二黑	二黑	五黃	八白
七赤	四綠	一白	三碧	六白	九紫

四 時の天盤は年、月、日の天盤の作りかたと同じであるが普通、曆を見て、其日の干支を見定め之



後至夏 通陰			後至冬 通陽			當日時刻
申寅	未丑	卯子	申寅	未丑	卯子	
亥巳	戌辰	酉午	亥巳	戌辰	酉午	子刻
三碧	六白	九紫	七赤	四緑	一白	丑刻
二黒	五黄	八白	八白	五黄	二黒	寅刻
一白	四緑	七赤	九紫	六白	三碧	卯刻
九紫	三碧	六白	一白	七赤	四緑	辰刻
八白	二黒	五黄	二黒	八白	五黄	巳刻
七赤	一白	四緑	三碧	九紫	六白	午刻
六白	九紫	三碧	四緑	一白	七赤	未刻
五黄	八白	二黒	五黄	二黒	八白	申刻
四緑	七赤	一白	六白	三碧	九紫	酉刻
三碧	六白	九紫	七赤	四緑	一白	戌刻
二黒	五黄	八白	八白	五黄	二黒	亥刻
一白	四緑	七赤	九紫	六白	三碧	

第八項 九星組織秘密奥傳

前項に述べた通りに、年、月、日、時の四つの天盤ができたならば、其判断をしやうと思ふ人の星が各盤とも何れの宮に入つてゐるかを見定め、而して後に掛けるのである掛けると云ふのは一種の方法である

を十二刻に當て替めてから作るのである、而して此時刻は昔の縁かたであるから、之を今の時間に直すと、夜の十二時が子の刻、二時が丑の刻、四時が寅の刻、六時が卯の刻、八時が辰の刻、十時が巳の刻、晝の十二時が午の刻、二時が未の刻、四時が申の刻、六時が酉の刻、八時が戌の刻、十時が亥の刻で十二刻は各々今の二時間づゝを領してをる、猶ほ冬至後の陽通、夏至後の陰通は此時にも應用されるものである、而して日の例に據つて時の表を作れば左の通りである

以上（一）の判断は、一白の人が二黒の年、三碧の月、四緑の日、九紫の刻に其吉凶を知らうとするのである之を詳にすれば

一 刻の天盤の一白は月の天盤の四緑に當つてをるから、水生木で、而も月盤と刻盤の九星と相生して居るから、自から運勢は大吉である

二 日の天盤の一白は年の天盤の八白に當つて居るから、水尅土で、餘り運勢に任せて事を爲して失敗する傾がある、即ち本命は日の九星を尅するのであるから慎しまなければならぬ。

三 年の天盤の一白は日の天盤の三碧の木に當つてをるから、水生木で運勢は、また回復して成功の緒につく。

年 盤			月 盤			日 盤			刻 盤		
八白(七)	六白(五)	一白(九)	九紫(七)	七赤(五)	二黒(九)	一白(七)	八白(五)	三碧(九)	六白(七)	四緑(五)	八白(九)
四緑(三)	二黒(一)	九紫(八)	五黄(三)	三碧(一)	一白(八)	六白(三)	四緑(一)	二黒(八)	二黒(三)	九紫(一)	七赤(八)
三碧(二)	七赤(六)	五黄(四)	四緑(二)	八白(六)	六白(四)	五黄(二)	九紫(六)	七赤(四)	一白(二)	五黄(六)	三碧(四)

●九星の巡る順序

●此一白より九紫迄の九星が、中宮及び八宮を巡る順序は、中宮より乾（戌亥）に行き、兌（酉）に行き、艮（丑寅）に行き、離（南）に行き、坎（北）に行き、坤（未申）に行き、震（東）に行き、巽（辰巳）に行き、復び中宮に行くのである、例えば中宮にをる五黄が乾に行くときは、巽にをる四緑は中宮に行き、震にをる三碧は巽に行き、其餘の各星も皆動き環の端なきが如く循環するのである此方法は（一）刻から月にかけて、（二）日から年にかけて、（三）年から日にかけて、（四）月から刻にかけて其各々の五行の生尅と比和せるを見て、吉凶禍福を判断するので、實例は左の圖の通りである



● 月(ツキ)の天盤(てんぱん)の白(しろ)は刻(とき)の天盤(てんぱん)の七赤(しちせき)に當(あた)つてをるから、年(とし)と日(ひ)との天盤(てんぱん)に於(お)けるが如(ごと)く、進(すす)んで水生木(すいせいぼく)の大吉(たいきち)であるから、始(はじめ)終(しまひ)の効績(きうせき)を收(こ)める事(こと)が出事(で)ると云(い)はねばならぬ、此(こ)判断法(はんぱんぽう)は一箇年(いっくわねん)以上の事業(じぎやう)相場(ちやうばい)その他(その他)一切(いっせつ)のものに應(お)用(よう)せらるゝものである

第九項 天盤掛りの極意

● 一白(いちぱく)が二黒(にこく)を犯(をか)せば訴訟(しよすい)争論(そうろん)または入獄(にゅうごく)の虞(おそ)がある、病(びやう)は腫物(しゅぶつ)または、喘息(ぜんそく)、溜飲(りゅういん)等(とう)を受け、また一白(いちぱく)が五黄(ごわう)を犯(をか)せば、火難(くわなん)、盜難(たうなん)、劍難(けんなん)等に遇(あ)ふ事(こと)がある、慎(つ)しまなければならぬ、忘(わす)れても喧嘩(けんか)口論(こうろん)などを爲(な)すことはせぬ方が宜(よろ)しい、又一白(いちぱく)のものと五黄(ごわう)のものと夫婦(ふうふ)になれば其(その)子の心(こゝろ)は宜(よろ)しくない、又(また)日(ひ)の盤面(ばんめん)本宮(ほんきやう)に一白(いちぱく)のある人(ひと)は散財(さんさい)が多(おほ)い、概(おほ)して一白(いちぱく)は最(も)もつゝしむべき星(ほし)で二黒(にこく)のものに合(あ)へば腹(はら)に凝(こ)りが出来る

● 三碧(さんぺき)の人(ひと)が本宮(ほんきやう)に在(あ)つた時に、八白(はちぱく)のものと會(くわい)合(ごう)すると、その人(ひと)は五輪(ごりん)五體(ごたい)の具足(ぐそく)して居(ゐ)らぬものである、又(また)三碧(さんぺき)が八白(はちぱく)中宮(ちゆうきやう)の日(ひ)の盤面(ばんめん)、刻(とき)の盤面(ばんめん)に來(き)れば肺病(はいびやう)の人(ひと)がある

● 四綠(しりよく)本命(ほんめい)の人(ひと)、二黒(にこく)八白(はちぱく)七赤(しちせき)にかゝれば産後(さんご)の死去(しよきよ)のものあつて、其(その)死靈(しりやう)の崇(たか)りがある、また此(こ)四綠(しりよく)或(ある)は三碧(さんぺき)の中宮(ちゆうきやう)の日(ひ)時(とき)に來(き)る人(ひと)は、其(その)身(み)または親族(しんぞく)に疑獄(ぎよく)の災(わざひ)がある

● 五黄(ごわう)本命(ほんめい)の人(ひと)が四綠(しりよく)の中宮(ちゆうきやう)に東(ひがし)の二黒(にこく)をついて縁組(えんぐみ)すれば、必(かならず)入獄(にゅうごく)等の辱(はづかし)めを受(う)くる

● 六白(ろくぱく)本命(ほんめい)が四綠(しりよく)にかゝれば親族(しんぞく)のうちに中氣(ちゆうき)または、剃髮(ていはつ)或(ある)は普請(ふしん)等(とう)がある

● 八白(はちぱく)本命(ほんめい)の人(ひと)が巽宮(げんきやう)にかゝれば、一家(いっか)離散(りさん)または業務(ぎよく)閑散(かんさん)となる、又(また)此(こ)本命(ほんめい)が中宮(ちゆうきやう)にかゝれば一家(いっか)和合(わがっ)せず、離散(りさん)或(ある)は損失(そんしん)する、乾宮(けんきやう)にかゝれば、浪人(らうにん)また良宮(りやうきやう)に掛(か)れば失物(しつぶつ)を生(しょう)じて妻子(さいし)が路傍(ろばう)に迷(まよ)ふ事(こと)がある、七赤(しちせき)中宮(ちゆうきやう)の日(ひ)に此(こ)本命(ほんめい)の人(ひと)が來(き)れば色情(しきじやう)にて心配(しんぱい)する様(よう)な事(こと)が出来る、また此(こ)本命(ほんめい)中宮(ちゆうきやう)の日(ひ)時(とき)が免(めん)にかゝれば争論(そうろん)ごとがあつて、坎(かん)にかゝれば家族(かぞ)不和(わがま)合(あ)である此(こ)等(とう)の事(こと)は是非(しぜい)判断(はんぱん)の時に参考(さうかう)にせねばならぬ

第十項 九星の單獨判断の大意

● 本項(ほんきやう)は俗(ぞく)に本年(ほんねん)の九星(きゅうせい)は、干支(かんし)との關係(くわい)が斯(しか)ふであるから吉(きち)、または凶(きやう)であるとか、此(こ)月(つき)の九星(きゅうせい)この日(ひ)の九星(きゅうせい)は、どうかなど、云(い)ふ様(よう)な場合(ばあひ)、または自己(じこ)が今日(こんにち)の九星(きゅうせい)はどうか、今(こん)月(げつ)の九星(きゅうせい)はどうかと云(い)ふ場合(ばあひ)の九星(きゅうせい)判断(はんぱん)は即(すなは)ち本項(ほんきやう)の單獨(たんとく)判断(はんぱん)である、言(げん)をかへれば自己(じこ)の本命(ほんめい)星(せい)と其(その)時(とき)、其(その)日(ひ)、其(その)月(げつ)、其(その)年(ねん)の九星(きゅうせい)との五行(ごぎやう)の相生(さうせい)、相尅(さうこく)、比和(ひわ)を見て、其(その)主客(しゆかく)の關係(くわい)を明(あ)らめて吉凶(きちう)禍福(くわふく)を考(かん)えるのである、是(こゝ)は毎(まい)日(にち)の新聞(しんぶん)などに出(で)てをる、日(ひ)々の九星(きゅうせい)の吉凶(きちう)等の判断(はんぱん)で原理(げんり)法(ぽう)則(そく)は一つ(ひとつ)のもので永久(えいきう)かわりがない、然(しか)るにそれ(それ)を文句(もんぐ)だけ多少(たうしやう)別に換(か)へて書(か)いてあるから、其(その)譯(わけ)を知ら(し)ないものは一寸(いちじゆん)、迷(まよ)ふ事(こと)がある、干支(かんし)は六十年(ろくじゆんねん)あると未(み)來(らい)永(えい)久(きう)役(やく)に立(た)つと同(おな)じ事(こと)で、九星(きゅうせい)全部(ぜんぶ)が陰陽(いんやう)の順逆(じゆんぎやく)に百八十(ひやくはちじゆ)回(かい)づゝ循環(じゆんくわん)するだけであるから、其(その)内容(ないよう)は毫(ご)も異(い)なつ事(こと)がない讀者(たか)者は其(その)意(い)で是(こゝ)から至急(しじゆ)の時(とき)は當直(たうちやく)の九星(きゅうせい)と自己(じこ)本命(ほんめい)の九星(きゅうせい)とを照(あ)り合(あ)せて、以(い)上(じやう)の説(せつ)に基(もと)いて判断(はんぱん)して事(こと)を行(おこな)はれる時(とき)は必(かならず)成功(せいこう)して災禍(さいくわ)を免(めん)はる

を避くる事が出来る

第十一項 一白、二黒の天稟の秘密

一白の天稟 是北方の長宮の水星である、此星は上中流の生れの人には相應して宜しいが下流の生れの人には不相應である、それは北方は萬の物の始を爲す處で、元氣の源であるから、萬事に氣高い故に、下流の生れの人には位負けする事となる、若も下流の人で、此星に生れたならば、其好む學術、技藝を學んで、上流の位地を占める様に志を立てねばならぬ、而して此生れは坎は陷るで、水陰の氣があるから能く氣を付けないと邪道に踏み迷ふて剛腹の人となる、心を用へれば智謀のある生れで誠實であるから、物の始めを爲す、本來の性質の若勞も皆よく成就するものである、兎角、水は方圓の器に従ふ様でも密度が進んでを爲す、如何なる小さな穴からでも洩れると云つた様な、自然に人に對して我慢の氣味と平生の閑靜の陰性が時に打つて變つて水の激する様な短氣となる慎しまなければならぬ、殊に表裏を有する事は、必ず之を避けねばならぬ、併し初、中、晩年のうち經驗なくまた精神修養を爲して善につき惡を去る様にすれば、必ず中年より運勢が開ける晩年は安樂である、病氣は水氣の多い病で、北方に不潔の物を置けば、爲めに一生落裏する、反對に清く掃除すれば、無病長命で、福德を得る事が出来る、又北の方に築山、土藏などを築いてはならぬ、丑寅、未申の方に向つて争ひ事を爲さぬ様に慎しまなければ失敗することが多い、職業は金屬類を取扱ふ時は金生水

の相性で發展する、材木類も水生木であるから大に宜しい、土氣火氣は大に凶い、相性は男女ともに六白、七赤の人は大吉、三碧、四緑の人は吉、二黒、五黄、八白の人は大凶、九紫の人は凶である

一黒の天稟 是西南の間の坤宮の土星で、此星は柔和の性質である、其理は黒土の固まらざるものであつて、萬の物の氣は天に始まり萬の物の形は地に生じたものであるから、坤の地は萬の物の母で、天を夫として、柔和、温順の徳を持つてをる、女子には貞しいが、男子には決斷、進取の氣が乏しい、併し土氣は剛なるものであるから、内心に剛情の氣を含み物事に緩慢で事業に成功しない傾がある、而して思想は動き易い故に此星の人は自己が獨立經營を爲すよりも、相性の長上とにもに事を爲した方が反つて成績がよからうと思ふ、餘り地の萬の物を生ずる氣によつて自づから人の世話をするを好む、これは大に慎んで實際も相性の人を選んで一定の方針を定め獨斷専行を爲すことを避け、一心に辛棒して勉強すれば、吉運が向いて来る、又、女難に心をつけないければならぬ、而して初、中、晩年を通じて心の用ひ様で運勢が向いて来るから、正義を踏む事を忘れてはならぬ、本命の未申の方に不潔物があれば多病で、運が向いて來ない、必ず之を清潔にして壽命ながく幸福を享くる様にしたら宜しからうと思ふ、又、病氣は多く腹部で職業は金氣に屬するものは大吉、火氣も吉である相性は男女とも九紫の人は大吉、五黄、六白、七赤、八白の人は吉、三碧、四緑の人は凶、一白の人は大凶である

第十二項 三碧四緑の天稟の秘密

三碧の天稟 は東方の震宮の木星である、二龍、珠を争ふの象で、聲あつて形のない意がある、此震宮を二つ重ねると易の震爲雷の卦となる、上、中流に適してをる星であるが、下流には應じてをらぬ、若も下流の人が、此星に生れたならば、心を正しく其本性の剛氣を慎しみ、相性の職業に就べく、勉學すれば必ず吉運が向いて来る、而して本来が才能あつて決断早く、木の青々として陽春の氣を得て發し顯はるゝ如き位があるから、迅雷のやうな短氣と輕卒を慎んで漸々、草木の成長する如くに秩序的に進めば必ず其目的志望を成就する事が出来る、但し此星は勇氣に富める上から粗暴になり易く、破竹の勢がある、争論、喧嘩は此性來に見る處で色情の難もあるから慎しななければならぬ、要するに一朝の怒りに其身を忘れ、其終を完くせぬのが、此星に多い、俠氣を起し世話事をせぬやう萬事順を旨とすれば益々吉しい、また本命東の方を不潔にし井戸等があれば、一生多病で不運である、慎しんで此方を清くせねばならぬ、又病は熱病、腹部、神經系等が多い、職業は火氣、水氣のものは大吉、金氣のものは大凶で土氣はよろしくない、相性は男女とも九紫の人は大吉、一白、三碧、四緑の人は吉、六白、七赤の人は大凶、二黒、五黄、八白は凶である

四緑の天稟 は辰巳の巽の木星である、而して此星の生來は木の秀長して繁茂せる位であるから、其種かな氣立は進み易いが南の火に移らうとする勢があるため變化を生ずる、時に破れを

生ずる事あるが、巽の風の吹ては止み、吹ては止む様な飽つばい意を矮め、屈せず撓まず正直に事を爲せば、順潮に帆をあげる時節が来る、自體この星を易の卦で見ると、女性であるから、陰で物を疑ふ氣味がある、また負をしみ強く迷ふ處から、時々損害を受ける事がある、併し多才且つ愛嬌あつて堅固である、それは巽の二陽一陰の學術技藝に熟達する天稟があるので頼母しく思ふ、又、女について口説は慎しまなければならぬ、慾深は此星の生涯を誤るもので萬事、長上の相性の人と、共に爲せば大吉である、初、中、晩年は中年から開運の質である、其本命東南の方に不潔物や井戸があれば多病で運もまた開けぬ病氣は神經、熱病等が多く職業は火氣は大吉で水氣も吉であるが金屬等の金氣は大凶である、相性は男女とも九紫は大吉、一白、三碧、四緑は吉、二黒、五黄、八白は凶、六白、七赤は大凶である

第十三項 五黄六白の天稟の秘密

五黄の天稟 は中央の太極の土星である故に不動の地位につて、八方を睥睨する象だから氣高い生れである故に、此星は上流の人の位である、中、下流の人は當らぬ所謂中、下流のものが此星に生るれば位負して凶い、自體、此星は性質、大度で運氣は強く好い輔佐をうる徳がある、一寸物に杜撰の傾があつて、外は弱い様で内は強い、また權柄に富んでをつて、人の上に立つ位徳がある、男子は吉で、女子は凶い、併し男勝りで、男を男とも思はぬ癖がある、短氣を慎しみ不愛敬に

せぬ様によく物事を考えて早まらなければ最もよろしい、先づ普通の人が此星に當れば初、中、晩年のうち、中年最もよく、初年あしく、晩年は平運である、本命中央に不潔物、井戸等あれば、多病、衰運の基となる、必ず此處を清潔にし、井戸等を去つて、長命安樂の自然の應報を得なければならぬ、職業は金氣は大、火氣等も悪くないが水と木氣のものは大凶である、病氣は頭痛、胃病、神経病等が多い、其相性は男女とも六白、七赤は大吉、二黒、五黄、八白、九紫は吉、一白は凶、三碧、四緑は大凶である

六白の天稟 は戌亥の乾宮の金星である、龍變化を示す象があつて、萬の物の天から始まる意がある、此星の人は心がけが第一で、善良の人は吉しいが、奸佞の人は凶い、本性は乾の極陽の氣は底心つよく剛情であるから、我慢と云ふ悪い結晶ができる、併し乾は天で健であるから、正直

なのが多い、たゞ／＼萬の物が天から生れ始まる氣である故、表面吉の様でも内心は苦勞が絶えない終始、不足、不満勝で、心に怒氣を含んで焦つく事が多いため、意外の災害に遇ふ事がある、利慾に迷ふて我身の危険を顧みない事や義侠の振舞などがあつてはならぬ、分を守つて批難を受けない様にしなければならぬ、又人を蔑視すると人の爲に怨をうける事が多い、氣隨、氣儘は忘れてはならぬ、すれば自縛自縛の結果を生ずるまた初年は吉、中年、晩年は凶い、此凶い運命は一つに謙遜と罷勉と、忍耐によつて取消ことが出来る、又本命戌亥に不淨物があれば、一生衰運に陥る、之を除かなければならぬ、病氣は呼吸器病や腰下に多い、職業は水氣あるもの陰性なものは大吉、土氣

を含めるものも吉、火氣は大凶である其相性は男女とも一白は大吉、二黒、五黄、八白は吉、六白七赤も半吉、三碧、四緑は大凶である

第十四項 七赤、八白の天稟の秘密

七赤の天稟 は西方の兌宮の金星である、此星は乾の鑛金から北へ延長した世用をなす金

氣であつて并澤があるから、其性は通貨で、何となく人を悦ばす徳がある、併し心急しく短氣で一時に勇み進む心のあるため半途に事を爲し遂ぐることの出来ない弊がある、是は兌の秋の物の變はる様な根氣であるが、併し金の締まり堅い意は頼母しい、兌は口であるから多辯で、かけ引上手である爲めに、性來の滯り易い意も打ち消される、口は禍の門とも云ふから控ひ目にして柔順謙遜の徳を守れば吉である、而して此星は同情心がある、秋の萬の物が凋み枯るゝ氣をうけて人の愁ひ傷むを見るに忍びなくなるが、時に利害の爲めに殺伐の氣を生じて一轉して凶い現象を呈することがある、慎んで事を行ひ身を顧みれば初、中、晩年のうち中年から運が開け、田畑財寶に縁がある、殊によると中年に住所を離れる事がある、又本命の方が不潔であれば一生多病不運に終はる、但し庚辛にある剛は此限りではない、職業は土氣に宿んでをるもので、其次は水氣である、相性は男女とも二黒、五黄、八白は大吉、一白、六白は吉、九紫は大凶、三碧、四緑は凶である

八白の天稟 は丑寅の艮宮の土星である、故に氣運は一口に云へば山上の關を鎖さすの象

萬萬その身を纏ふ意で止まるに宜しく、進むに損がある、而して此星に篤實の性と片意地の強い性の人がある、篤實の性については心底剛氣で丑に生じ、寅に延びる結果、時に獨斷專行の傾きを呈し、爲めに其目的を達することが出来ない弊があるから、之を慎しみ嬌め萬事熟慮深思の上にせぬと宜しくない、相性のよい長上の人の意見を聞き、従へば大吉である、氣儘の我意のみを通してはならぬ、片意地の強いものは土氣の變じた爲めで土陰の氣をうけて義理を辨へず、表は正直の様で裏には邪智があつて氣高い、また惡事醜行を爲してお念佛を唱へると云ふのは、此の凶い方の人柄である、併し艮の山岳の土はよく身を慎しみ、忍んで事を行へば福分を得て初、中、晩年のうち晩年最も宜しい、而して本命の丑寅の方へ神を祀つり清潔にして置けば、運命を開くことが出来る、之に反すれば一生不運である、未、丑、戌、子に母の胎内に宿つたものは、父母、兄弟に縁うすく、獨立して家をもち廢家を中興するものが多い、職業は二黒と五黃に同じく病氣は頭部、呼吸器病等多い、相性は男女とも六白、七赤は大吉、二黒、五黃、九紫は吉、一白は凶、三碧、四緑は大凶である

第十五項 九紫天稟の秘密と其應用

九紫の天稟 は南方の離宮で火星である、此星は物事に細かなる性質で文才があつて花やかで移り氣があるから易の卦面から云ふと一寸、虚言を云ふ傾があつてならぬ、併し聰明の生來であつて物事に細りさへあれば此上もない發達をなし且つ和合性膨張力に富んで居るからよろしい、而して義侠や世話事には何日でも迷惑する事が多い、物に飽すして暇すれば運を開くことが出来る、親子、兄弟、朋友に縁が薄い、初年は可もなく、不可もなく、中年に變心するため、散財をほく、晩年になつて福運が来る、職業は木氣の強い方か又は土氣に富んで居るものがよろしい、又病氣は頭部及び神經系、呼吸器等で、相性は男女とも三碧、四緑の人は大吉、二黒、五黃、八白の人は吉、一白、六白、七赤は大凶である

九星の年、月、日、時の應用は、己に屢々のべし如く、五行の相生、相克と比和によつて、其當直の星の人の吉凶、善惡を判断する事は勿論、方位の吉凶をも知ることが出来る、併し是は次の第五章に説く事にする、又この九星の應用の上に心得てをらねばならぬ事は、男は陽で、女は陰である、陽の性が陰の人に當れば凶く、陰の性が陽の人に當れば凶い故に、男は右で女は左りで、剛柔その徳を異にして居るから判断の上にも此斟酌がなくてはならぬ、要するに男女の二體を合せれば天地合體で太極いまだ割れざる形と云ふ事にもなる

第十五項 九星判断、待人、失物、婚姻、旅行、勝負買賣

●待人には待人の星が、第七項の圖の乾宮に入つてをれば速に來る、坎宮に入つてをれば來らぬ、坤宮に入つてをれば遅く來る、離宮に入つてをれば手紙が來る、震宮に入つてをれば急いで來る、艮宮に入つてをれば故障のため遅い、巽宮に入つてをれば來ない、兌宮に入つてをれば怠つて遅い

●失物には失つた人の星が乾宮に入つてをれば外に出てをる、坎宮に入つてをれば盗人は内の方にあり、坤宮に入つてをれば藏つて忘たので、離宮に入つてをれば外へ出ない、震宮に入つてをれば遅るれば外へいつて出ない早い出る、艮宮に入つてをれば失ふたのではない、兌宮に入つてをれば怠つて自から失ふたのである、巽宮に入つてをれば外から知れて来る事がある

●婚姻に其人の星が乾宮に入つてをれば成りがたい、坎宮に入つてをれば勞して功がない、坤宮に入つてをれば速に成り立つ、離宮に入つてをれば成否ともつかず或は成りがたい、艮宮に入つてをれば故障があるが成り立つ、震宮に入つてをれば争がある、巽宮に入つてをれば久しくなるが成り立つ、兌宮に入つてをれば末途ない縁である

●旅行には旅行する人の星が乾宮に入つてをれば障はない、坤宮に入つてをれば獨り行けば損がある震宮に入つてをれば怠つて油断すれば損害をうける、巽宮に入つてをれば遠く行けばそれだけ益がある、坎宮に入つてをれば盗難、水難がある、離宮に入つてをれば早く行つて早く歸へる舟で行けば宜しい、艮宮に入つてをれば半途で歸へる、兌宮に入つてをれば遊興に耽れば歸へる事が出来ない

●勝負即ち投機その他の勝負ごと相場などを爲るには其人の星が乾宮に入つてをれば勝つ、坎宮に入つてをれば負ける、坤宮、離宮も坎宮に同じい、震宮に入つてをれば先に勝つて後に負ける、艮宮に入つてをれば勝負なく、巽宮に入つてをれば大に勝ち、兌宮に入つてをれば必ず勝つ

●賣買には其賣買する人の星が乾宮に入つてをれば高く賣るに利がある、坎宮に入つてをれば下つて後になる、坤宮に入つてをれば安く買うに利がある、離宮に入つてをれば上つて後に下がる、震宮に入つてをれば爪上りの氣味である、坤宮に入つてをれば賣るに利がある、巽宮に入つてをれば將に下らうとする、兌宮に入つてをれば買ふに利がある、以上の原理は五行の生克によつて明らかたのであるが、此處には其應用だけを記してをいたのである

第十六項 九星判断、病人、走人、二心ある人

●前項の例によつて病める人の星が乾宮へ入つてをれば喉病である、坤宮に入つてをれば瘡毒の類である、震宮に入つてをれば動氣、風邪、癩狂である、巽宮に入つてをれば長病、氣鬱勞症である坎宮に入つてをれば傷寒、血の病、寒濕である、離宮に入つてをれば逆上、眼病、疫病、中風である、艮宮に入つてをれば頭痛、腰痛、腫物である、兌宮に入つてをれば痰、食傷、酒毒、逆上である

巽宮	離宮	坤宮
震宮	中宮	兌宮
艮宮	坎宮	乾宮

(断判るあ心二)

●走人には走人の星が乾宮に入つてをれば遠く行つて追ひ付く事が出来ない、坎宮に入つてをれば近隣に隠れて遠く行かない尋ねて見るも来ない、兌宮に入つてをれば近隣に隠れて遠く行かない尋ねなければ遠くゆく、巽宮に入つてをれば遠く行つて尋ねるも功がない、離宮に入つてをれば手紙が来るまた舟で近くにをる、艮宮に入つてをれば歸つて来る、兌宮に入つてをれば歸へらぬが手紙か口傳がある

●二心ある人を知るには、天盤の四すみの〇印に其人の星が入つてをれば、其人には二心がある、家ならば二軒、用事ならば二件で何でも二つの事を兼ねてをる、此等の人には油断してはならぬ

第五章 方位吉凶

方位の吉凶もまた其年、月、日、時によつて其向ふ處の吉凶あるを云へるものである、大凡、方位の事は極めて分明し易い禍福の理のあるもので、一言に云へば春、夏、秋、冬の四季土用は、東、南、西、北、中央から來ると云ふ事、をよび四季の此土用に著しい氣候等の變動が行はれてをるのを見ても、方位に吉神、凶殺の無いと云ふ事が出来ない、人は五行の氣の結ばれて出來たもので、一切萬事みな氣の結ばれて出來たものであるとすれば、其方位の正氣、偏氣の影響を受けると云ふ事は勿論である故に、支那でも日本でも方位の重んずべき事は太古から説かれてある、我が朝の陰陽道の太祖吉備大臣は、先づ毎朝をきて己の顔を見、曆を見て氣色と方位とを考へて其吉凶を知ると云ふ事を説かれて居る、故に舊曆では王朝時代否、日本の曆と云ふものが現はれて以來、この方位と年、月、日時の干支は必ず載せられてある、夫れより以後、加藤保憲などの陰陽の大家が出て、其弟子に安倍晴明博士が現はれ、其秘書の金鳥玉兎集、即ち笛筥内傳のうちに詳かに之を説明されてある、而して其今日まで世に行はれる様になつたのであるが、斯に一寸斷つて置かなければならぬ事は、支那の五行家の陰陽説も唐以後、著しく佛敎の影響を受けて變化した結果、舊曆の記載されてある事には一行

阿闍梨などの唱導された事柄が多い、是等は皆佛敎經典のうちにあるからである、舊曆は支那陰陽道ばかりでは明瞭せぬ必ず佛敎を加味せざるを得ない、以下それらのうちに之を述べやうと思ふ

第一項 方位の起源

方位の起源は自然による事は勿論ではあるが、其世に知られたのは彼の三元家は、一白星を以て起源としてをる、さうして見ると洛書に基を開いた事になるが、其表裏を爲してをる河圖もまた其起源を爲してをると云はねばならぬ、是等は屢々のべてあるから、更に斯に贅さない事とする、随つて九星的方位も其眞理ある事を悟らねばならぬ、而して支那では此原理法則の備つて來たのは、晋の郭璞の元經である、此元經を知れば九星、方位の精髓を會得する事が出来る、其後に唐代に至つて此法發達して、また後に陽明按察、佐元直指、坤寶典、堪輿經、通德類情、通書大全など、云ふ書物が出來て方位の事が委しくなつた爲め、此方も彼方も悪い、今日も明日もよくないと云つた調子で、方位を信するものは活動力がかけて、一年中貧乏してをる、川柳に之を嘲つて「陰陽師の家に草が生え」など、悪口を云ふてをつた是は方位の吉神、凶殺の輕重を互に混合した弊を云つたのである、本章は之に鑑みて必要の方位だけを説いてをく事にしやうと思ふ。

第二項 方位發現の秘密

佛敎家は世界を説明して世は過去と、現在と、未來で界は方位であると云つてをる、是は盡した現窟で毫も異論はない、而して見ると此方位は、地球上の東、西、南、北及び其四隅を各國の人々が占て晝夜の時間を送迎してをると云ふ事になる、夫ればかりでなく此時間と方位は天地と、もに發現したのであるから、矢張り支那では人の世に知られた起源を河圖、洛書にとつてをる、そうして見ると本章も、第一章、第二章は極めて必要な好参考で、陰陽、五行の應用であるから、之を知らなくては、毛筋ほども、解釋する事が出来ないと思ふ、是は素から當然のことである、尙ほ此應用が擴められると、家相、地相、結婚、建築、普請、旅行、臨産、納胞その外、方位に拘るものには總て吉凶、禍福を生じて來ると云ふ事になる、此く知つて見ると、方位は實に大切なもので、注意周到に之を察しなくてはならぬ、いま一步進め其秘密を云へば、人は小天地である、八方にある五行の陰陽の氣を受け吉凶、禍福を生ずるものであるが、今此八方の該氣を一寸云ふと春は東から陽氣の風が吹いてきて、草木に芽が出て、夏は南から温かい風が吹いて來て、萬の物が成熟じ、秋は西から冷かな風が吹いて來て、總ての物が實つて枯れ、冬は北から寒い風が吹いて來て、萬の物が凍る、其うちに四季の土用に其季の氣分が變化著しく、此くグルグルと遷つてゆくことが際限がない、是等は皆氣の爲である、そうして此氣の精が八方にあつて、常に人身に善惡の影響を爲して、一種の神靈的になつてをる故に小天地の人身の居家、またその家の中央が所謂、太極を象どつてをるもので、家外に出ては自己一身が、家と同じ關係をもつてをる、之が此方位の根本の秘密である

第二項 方位境界二十四山の秘密

金鳥玉兎集、其他の昔の陰陽書などでは、方位は十二支で分たれてある、明治の初年までも大概この割方であつた、併し是は方位の選擇の上から云ふと、應驗が少い、否間違つてをる、此事を舊幕の末ころ唱えたものがあつたが行はれなかつた、而して今その十二支と二十四山の境界の利害の實例を説



(圖之四廿位方)

を用へねばならぬ、却説二十四山の原理は十干のうち戊と己は中央の土で、定つた位がない、之を十干から引くと残り八干になる即ち甲、乙、丙、丁、庚、辛、壬、癸、となる之に子、丑、寅、卯、等の十二支と四維の乾、艮、巽、坤を合すると此二十四の數が出る、方鑑家は名けて一卦三山を管ると云つてをる、即ち三八、二十四は此義であると同時に只今の一晝夜二十四時、一年二十四節に

よく合つてをるのも面白い。

第三項 年月と方位との秘密

刻が積つて日となり、日が積つて月となり、月が積つて年となつたのは誰しも當然だと思ふ、而して此時間の最もながく、陰陽、五行の影響を受けてをる人身乃至草木土石は以上の例によつて考へると年が一番ながく、其次は月、其次は日、其次は刻である、故に陰陽家は譬へて云へば、年は君の様に月は宰相、日は官吏、刻は下輩のやうであると説いてをるのは巧みな譬である、故に年の吉神、凶殺は月よりも重く月の吉神、凶殺は日よりも重く、日の吉神、凶殺は刻よりも重く、刻の吉神凶殺は極めて軽い故に日が年または月の吉神凶殺に遇ひ重なる、打ち消されて終う譯になる、方位の判断の時には、必ず此大小、軽重の關係を誤つてはならぬ、誤つたならば方災をうけ、又は吉祥を失ふ事になる、慎んで記憶すべき事であると思ふ。

第四項 方位の中央と時間の秘密

中央の磁石の置き處は居間である、居間は主人の最もながくをる室であつて氣分の多い處である、一軒のうちの真中が、磁石の置き處であると云ふ説もあるが、今は一般に行はれぬ、但、人は決して傍偶の室にをるべきものではない、傍偶に居るのは恰かも人にて云へば片輪ものと云つても宜しい、堂々

たる一家の主人が好んで片輪もの、眞似をしなくとも宜しからうと思ふ、編者の中央と云ふのは全く間取の正しい家屋を云つたのである、此様に云ふと何んでも家の真中と云ふ説が正しい様に聞える故に、此等は全く斟酌すべきものである、次に時間の秘密から云ふと其地の時間に從つてもよろしい、是は大に理のある事で一口に云ふと其地の磁石の南北の子午線は、よく八方位二十四山にかなつて居て、陰陽五行の氣もまた自然に、その支配を受けてをる結果があるからである。

第四項 方位四十五日の秘密

王朝時代即ち平家、源氏の世盛り前から、方位に四十五日と云ふ事を云つて居つた、これは移轉しても四十五日間は方位の氣を受けないと云ふ譯である、但し六次凶殺は此限りではない、而して此四十五日の數は何處から出たと云ふに、よく洛書の四十五の理に通つてをる事が分る、更に言葉を換へていふと、此四十五は一白から九紫までの積數である、又一説に五日は一候で、三候を一氣と云つて居るから、三氣は四十五日である、此勘定で一個年三百六十日を割つて見ると、八の數が出る八卦九局の意は、また此間に明かに含まれてをるから、一年の二十四節、七十二候も中々面白く纏まつて出てをる、そうして見ると、天地の氣の轉ずるのは、極めて凶惡な大殺でない限りは、四十五日の後に其輕重にしたがつて應驗が現はれて來るものである、又一説に洛書九星の四十五の數は、萬の物の由て出る處であるから、移轉した時からの氣は之から改まるものであると云ふものもある是は尤だと

思はれる故に、吉方を選んで建築等をするものが、其向に凶方があつたならば、吉方へ四十五日間移つて後に建築すれば極めてよろしいと思ふ

第五項 方忌と方違の秘密

天一神、その他の方塞りで、其方位の處へ行くことが出来ないなど云ふ事があれば、其方位に向つて「大威徳功徳自在通王佛」と十遍となへれば障りがないと拾芥抄に出てをる、此書物は吉備大臣の著されたものであるから、古今ともに珍重されてをる大難書である、又方違は簾中抄のうちに四十五日に一夜違ふべきものであると記してある、是は四十五日の間は方塞りで、普通は其方位に行くことが出来ないのが原則で一般に四十五日の間、之を慎しんでをつた譯であるが、それを明日東の方へ行かうと思ふ時に、東の方位が其年の金神に當つてをるか天一神或は太白神などに當つて居つたときに其方位へ行けば凶い様な場合は前の日の宵に出て、吉い方位の人のうちへ行つて一夜とまつて、明日そこから東の方へ行ので、凶い方位と吉い方位を引違へて行ふ事となる故、昔の方塞りは、皆この方法でよけられて居るのである、方塞りの事は年、月、日の三つある、是は後に委しく述べるから、其處には之を應用する眞理だけ説いてをく

第六項 今昔方位の神殺

昔の方位は、安倍晴明博士の説で、今の方位は只今の流行の方鑑家の説である、而して吉い神の事を吉神と云ひ、悪い神の事を凶殺と云ふのが普通の言葉である、安倍晴明博士の神殺は、天道神、歳徳神、八將神（太歳神、大將軍、大陰神、歳刑神、歳破神、歳殺神、黄幡神、豹尾神これを八將神と稱へ、舊曆のうちに昔から之れを記されてある）天徳神、天一神、金神、方伯神、指す神、斗賀神、天官神、八岡神などである、而してまた只今の流行の方鑑家の神殺は天道神、天徳神、太歳神、歳破月破、暗劍殺、五黄殺、本命的殺、大將軍、金神、土公、都天、小月建等は最も大切なものとしてある此他清朝で撰んだ協紀辨方によれば、夥だしい神殺はあるが、一般に知られて居らぬ、而して本書に



(像の王天頭牛)

云ふ方位は舊曆に載せられて居るものと、一般に流行してをるものを稱へたのである、今こゝに舊曆の方位の神殺を略説すれば、天道神は祇園の牛頭天王で、歳徳神は牛頭天王の后隨梨采女である、また其次の八將神は牛頭天王の子で天徳神は蘇民將來である、而して此因縁は一寸これを記して置く必要があると思ふ太古、北天竺の牛頭天王は、南海の龍神の娘、頗利采女を娶つて后と爲さうと思たら、八萬里の船路陸路を旅された、其道中に恐るべき夜叉國があつたが、天王齊戒して此方位に向はれたため、天王を始め従者及び車馬財物毛筋ほども之を損なわれなかつたが、夜叉國の王、巨且は天王を其城中に置くことを拒み、色々とあらゆる迫

害を加へた故、天王は遠く郊外に行つて貧しい暮しをしてをる、蘇民將來と云ふものに宿を置かれ、蘇民が粟の供御を召しあがつて、之をまた從者にも頒たれた、斯くして蘇民の云ふ事を聞いて、夫れから船に乗りかへて、南海に行つて龍女を娶つて、八人の御子が出来て歸り途に、またも夜叉國を通られた、其時に天王は八將神とにも、巨且を攻めて之を亡ぼされた、此巨且の精魂は即ち金神である、而して此巨且の殺された時、大變疫病が流行した、但し蘇民のうちだけは、天王から其子孫を守る印と、無量の福を授けられて、此災を受けなかつた、其後に天徳神と崇められた、以上の歳徳神八將神は只今では京都の牛頭天王、即ち祇園天王の攝社として祀られてある、佛教家は此等を舊曆にのせてある、神殺は西天竺、波羅門僧の撰んだ、七曜攘災決または一行阿闍梨の梵天、火羅九曜、或は大方等大集經などに説いてある事を述べて以上の金鳥玉兔集にある事柄は一種の神話であると云つてをる、多少眞理のある事と思はれる以下、昔と今の方位の主要なものを説きましよう

第七項 三鏡寶珠の吉方位

是は年々の目出度ためしとして舊曆のうちに出来てある三鏡寶珠である、安倍晴明博士は三鏡と云ふのは日、月、星の三光、天、地、人の三才に象つたのであるから此上もない大吉大福の方位である其譯は三瓣如珠は以上の意味のあるばかりではなく、一切無量の寶を雨ふらす徳のある珠であつて福徳の本尊、虚空藏菩薩は此珠を誓願として御坐ると同時に眞言宗などで、此珠を根本大日如來の極

秘の生能の體であるまで説いてをる、而して見れば天、地及び天地間の所有ものは、皆この珠の功に因つて出来てをると云つても差支はない、金鳥玉兔集によると此三鏡寶珠の三鏡は、眞中が天星玉女で、此方位は表に記して置いた通りで諸願成就、諸事祈禱に用へれば大吉である、また左の側の色星玉女の方位は新しい衣服をきたり裁つたりするに用へれば大吉である、また右の側の多願玉女の方位は旅行、乗初などに用へれば大吉であると説いてあるのは矢張、如意寶珠能く萬の物を生ずると云ふ處から之に子を生む女體に見たてたのである、要するに此如意寶珠の方位に向つて正月の元三の旦から禮拜して陽福を祈ると云ふ事は極めてよろしい其方位は左の通りだ

方位	舊曆	正	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
天星玉女方位	乙	甲	乙	丁	甲	甲	坤	壬	辛	坤	壬	壬	癸
色星玉女方位	辛	丙	丙	癸	丙	乙	巽	乾	壬	巽	坤	坤	辛
多願玉女方位	乾	庚	丁	乾	庚	丁	艮	巽	癸	艮	艮	艮	癸

第八項 天道神の吉方位

此神は前説した通り、世間の人は牛頭天王であると多く信じてをる方鑑家の説からすると、此神の方位は陰陽の開き通する處で天の元陽の順理の向であるから萬事に上吉である、此方位を嫁娶、旅行、

普請、移轉などに選擇すれば其用へた人は頗る幸福の人となる事が出来ること云つてを、又金鳥玉兔集では此方位は萬事に大吉で胞衣を藏め馬の鞍置をして乗始または一切求むるもの成就する處であると記してあるのは併せ用ゆべきものである其方位は左の通りだ

天道神方位	南	坤	北	西	乾	東	北	艮	南	東	巽	西
立春を記略し雨水を略す以下之に做ふ	正	二	四	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
	立春	啓	清明	立夏	芒種	小暑	立秋	白露	寒露	立冬	大雪	小寒

第九項 歲德神の吉凶方位

金鳥玉兔集には此神を八將神の母としてある、舊曆にまた此方位を萬よし明の方と記してある、而して此神の事を假名曆略註に、此神は陰陽の氣の交はり遇ふて萬につき發達する方位であるから、嫁娶、結婚、造作、移轉、普請その外の一切の善事に用へれば大吉であるが惡事に用へれば大凶であると記してある、而して其方位は、年々の十干で定めて、陽の干のみを用へてを、是は此神は陽の徳の自在な神であつて、年中の萬の物の生れる徳を司ごつてをると云ふ處から出たのである、一口に云ふと此神は禍を授け、禍を除く神で五行の相生の體と相と用があるが、五行の相尅の氣は微塵だけでも無い譯である故に、凶事に用ゆれば悪いと云ふのは、此神が此方位に向つてよくない事をすれば此神は其人を守護せぬ故、凶殺の惡神はその折を得て、祟を爲すのである、俗に立春節に入つた翌朝

惠方詣をする、是は十干の干を用ひ、十二支の支を用へないから、干方詣と云ふべきを此神の吉神であると云ふ處から俗に惠方詣と文字に書くやうになつたのである、其方位は左の通りだ

年	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
歲德神方位	甲	庚	丙	壬	丙	甲	庚	丙	壬	丙

第十項 八將軍の吉凶方位

八將神の事は前に説いてある通りである、一説に是れは東、西、南、北及び乾、坤、巽、艮の八方の方位の首領の神と云ふ義であると云ふものがある、これも一理あると思ふ、却説八將神の(一)太歲神である曆林問答のうちに太歲は歲星の精で天地の間に降つて、萬の物を觀察して八方に臨見してをる故に歲の君の名がある、此方位は犯さず慎むものは能く福徳を保ち、逆ひ犯すものは亡びると記してある、之を犯すと云ふのは歲星は木の精であるから、木をきつてはならぬ、木は陽氣により養育せられるものであるから、畢竟此神は生ける事を樂しみ、殺す事を憎むと云ふ譯になる、而して見ると此方位に向つて葬式を出したり、喧嘩、口論をし殺傷などをすれば必ず祟がある、而して普通一般に此方位を犯せば疫病に罹ると云ひ傳へてある、又造作、移轉其他に善い事で事を始めるには大吉であると信じられてをる

(二)大將軍である、大將軍は協紀辨方に太歳の右に居る、是は軍事には右を尙ぶ儀であると云ふ譯である、要するに大將軍は武の道の職で、城を守る猛き兵の首領の象があるから此名が出たので随つて文の道は左を尊ぶ其對になつてをると思ふ故に太歳が、子歳であれば大將軍は丑歳となる安倍晴明博士の用へられた、新撰陰陽書のうちに、大將軍は太白金曜星の精であると云ふ事を記してある、太白は金星であるから、よく物を殺し伐つことを主ごつてをる、循環曆にも此方位に向つて萬事にふかく恐れなければならぬ、之を忽せにすれば禍災は免れる事が出来ない、俗に三年塞と云ふのは此神の方位であると傳へてをる、猶ほ此事は第十二項の金神の凶方位のうちに説いてをく

(三)太陰神である、此神は鎮星即ち土曜星の精で、太歳の皇后である、太歳の後之二辰にをる故に、太歳が子歳にあれば後へ數へて亥戌と戌の年にあると稱へられてをる、而して此神は陰の精で陽を愛して陰を妬む氣があるから、此方位に向つて産をしてはならぬ、又一切婦人の事によくないから氣を付けて之を犯さない様にせねばならぬ

(四)歲刑神である、尙書曆に歲刑神は天の陰の精で水曜星である故に、此方位は禍をほく福はすくない、特に此方位に向つて種をまけば稔は凶い其他一切に犯してはならぬ

(五)歲破神である、歲破神は太歳と相向つた反對の方位であつて、太歳につき破られる象があるから此名が出たのである、方鑑家の用ゆる陽明案索のうちにも、之と同じ事を説いて天上の天星(星の名悪い事を好む支那の忠義水滸傳などでは梁山泊の豪傑は此星の化現としてある)である 普請、移轉

建築、嫁娶、旅行、葬式等に此方位を犯せば主人を取り殺すと云ふ事を説いてある、此凶殺は吉神が重なつて、制止止める事が出来ないから方鑑家は大凶殺と云つてをる

(六)歲殺神である、此神は金曜星の精であるから、殺氣を主ごつてをる故に、曆例に萬の物の滅びる方位であると説いてある、而して其居る方位は丑、未、辰、戌の土に向ふて土生金の陰氣最もふかく害毒畏るべき處で萬事に大凶である、舊曆には此方位に向つて嫁とらずとだけしるしてあるが、決して此事ばかりではない

(七)黃幡神である此神は、羅喉星の精である、其方位は丑、未、辰、戌だけに巡り廻つてをつて、餘の方位に行かない丑、未、辰、戌は五行で云ふと土である、土の色は黄である、此神の形は幡を樹てた様であるから、黃幡神と云ふ名がある、また曆例に太歳神の墓であると記してあるのは、己に述べた通り太歳神は萬の物を生ずる處の方位で、之に對して萬の物の滅する道がなくてはならぬ、萬の物は土から出て土に歸へる原則から云ふと生ずるもの、滅した墓も土、滅したものの生える門も土と云ふべきものである、而して五行は皆滅するものであるから、此丑、辰、未、戌は此五行の五つの墓と云つてをる、丑、辰、未、戌は四方の隅に位してをるから、中央の土を合せると五黄になる、舊曆には此方位に向つて弓始せずとだけ云つてをるが、此外、萬事に悪い方位であるから犯してはならぬ

(八)豹尾神である、此神は計都星の精であつて、最も速疾にその凶殺が行はれる、而して其象は豹の尾の動く如きものであつて、丑、未、辰、戌の四隅に旗の如くに立つてをる故に、舊曆には此方位に

向つて尾のある善類を求めてはならぬ、大小便してはならぬと記してある、編者は此方位は萬事に悪るいと思ふ是れで八將神を説き終つた次に八將神の方位は左の通りである

太歳神方位	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
大將軍方位	酉	酉	子	子	卯	卯	午	午	午	午	午	酉
大陰神方位	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉
歲刑神方位	卯	戌	巳	子	辰	申	午	丑	寅	酉	未	亥
歲破神方位	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳
歲殺神方位	未	辰	丑	戌	未	辰	亥	未	寅	辰	卯	酉
黃幡神方位	辰	丑	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑	戌	未
豹尾神方位	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑

第十項 天德神の吉方位

金鳥玉兎集に、天德神は蘇民將來の方位である、或は之を武塔天神ともいふ、此方位に向つて病を避け舟にのるのは吉である、また軍立、建築、旅行にもよろしい、其理は牛頭天王の爲に蘇民が宿をか、粟の供御をたてまつたと云ふ因縁から、八萬四千の疫病の神でも此方位を犯さない大吉の方位である

あると云ふ事になつてをる、協紀辨方などによると、此神は天地の極めて、福のある神で、陰陽の感通する位であるから、普請、移轉、嫁娶など一切に吉であると記してある、要するに此天德神は日月の會合する位で萬の物の生育の正しい處であつて、如何なる凶殺の大きなものでも敵はぬ、萬善の吉慶の目出度方位である其方位は左の通りだ

冬春の記し雨水略す	正	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
以下之に做へ	立春	啓蟄	清明	立夏	芒種	小暑	立秋	白露	寒露	立冬	大雪	小寒
天德神方位	丁	坤	壬	辛	乾	甲	癸	艮	丙	乙	巽	庚

第十二項 金神の凶方位

金鳥玉兎集に、金神は巨且大王の精魂であると云つてをる、此事は前に述べた通りであるが、さて日本と支那の金神は、其凶殺に輕重がある故に、支那では此金神の方位を非常に八ヶ間敷いふてをるけれども、日本には差したる事がないと云つてをる、此理由は日本は支那よりも鑛山が多くあつて、此神の祟殺も金と金と相殺されて薄らいでをるため、餘り激しく感じないから、此方位を犯せば七人を取こらす等は支那のみで云ふ話である、之に依て考へ見るに、自然と物質の理性とはチャンと脈絡が通つて居ると思はれる、而して此金神の事は色々陰陽雜書に説いてあるけれど、假名曆略註が最も正しい、之を摘要すれば、金神に正説がない或説に庚申の神である、其七殺と云ふのは西方は純金の

氣の方位で、金は殺伐を事としてをる、其魂の数は七つである、此神のをる方位から土をとつて造作をしたり、土藏をつくつたりするのは甚だ悪い、此金神に天金神、地金神の別がある、天金神は陽の神であるから禍は軽いが地金神は陰の神であるから、禍は重いと云つてをる、また一説に春秋の金神は其崇は強いが夏、冬は温和である、庚辛甲乙の年は其崇はげしいが丙丁壬癸の年は温和であると云つてをる、是五行の相生、相尅の原理であると思ふ、次に只今の流行の方鑑家は大將軍は子、卯、午、酉の方位にをつて三年に一度うつる故に寅、卯、辰の三年は亥、子、丑の間の子の方が方位である、是が所謂、大將軍の三年塞りであるが、其實は大金神の異名である、而して此大金神の外に姫金神と云ふものがある、是は大將軍即ち大金神と向ひ合つて居る、また天金神は俗に巡ぐり金神と云つて、十干のうち左の表の如く庚辛の泊する宮で、地金神は六十干支納音の金の泊する處である、要するに凶殺の甚だしい、姫金神は大將軍即ち大金神に對して位してをる、天問星であるから、大金神とにも歳破に次ぐ大凶殺の方位である、之を犯せば種々の災難が涌き出でて血脈が絶え家は亡びると云つてをるのはこれも又支那一流の説で、實際家の物質的の性理説ではない編者は此方位は凶いが方鑑家の云ふほど實際に應驗はない、併しながら犯さない方がよろしいと思ふ其方位は左の通りである

大將軍方位	年	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
酉	酉	酉	子	子	子	卯	卯	卯	午	午	午	午	酉

大金神方位	年	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
酉	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸			
申酉	未	辰巳	寅卯午	寅卯	申酉	午未	辰巳	寅卯午	寅卯	申酉	戌亥	申酉	子丑

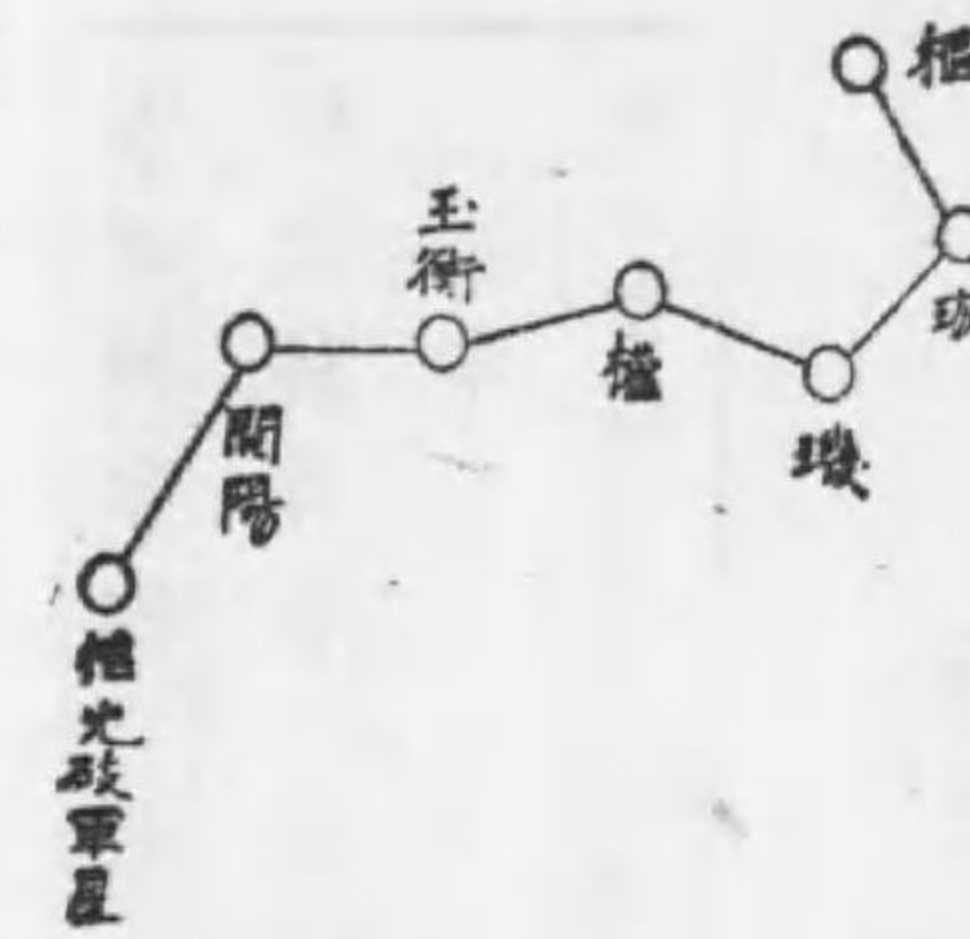
第十三項 年塞り、月塞り、日塞り、日遊の凶方位

年塞りは大將軍の子、寅、卯、辰にをる、大金神の方位で三年塞りである、次に月の塞りは月の金神の方位である、次に日の塞りは天一神の方位である、金鳥玉兔集冠註に天一神は地星の靈である、此方位に向つて百事みな凶い、別して産婦が此方位に向へば横死する、兵士この方位に向へば戦死すると記してある、其方位を記せば、月塞りの其方位は正月は丑の方、二月は辰の方、三月は未の方、四月は戌の方、五月は子の方、六月は卯の方、七月は午の方、八月は酉の方、九月は亥の方、十月は寅の方、十一月は巳の方、十二月は申の方で萬事に凶い犯してはならぬ、日塞りの方位は天地八方塞りである、一日、十一日、廿一日は東の方、二日、十二日、廿二日は巽の方、三日、十三日、廿三日は南の方、四日、十四日、廿四日は坤の方、五日、十五日、廿五日は西の方、六日、十六日、廿六日は乾の方、七日、十七日、廿七日は北の方、八日、十八日、廿八日は艮の方、九日、十九日、廿

九日は天塞りで十日、廿日、三十日は地塞りである、そうして地塞りは普請、井戸堀、種子蒔等は太に凶るい

第十四項 土公居坐と制克説

舊曆に土公即ち土の神の居坐は春は竈、夏は門、秋は井戸、冬は庭とししてある、是は土の神の四季の變化である、方鑑家は此土公の大土、小土の事は眞理であるが居坐は取るに足らぬと云つてを而して大凡、此土の祟は相生の吉神の方位を以て制することが出来ることと理窟を云ふてをるが、編者は此居坐の方位は昔の金鳥玉兎集の方が意義があると思ふ、一口に之を云ふと土は萬の物の出入し死生する處であるから、其祟の激しい事はクドク謂ふまでもない、方鑑家の五黄殺も土の凶殺ではないが故に、此土の神の四季の居坐は決して之を犯し又土を動しその居坐に手をつけてはならぬ



(圖の星軍破)

第十五項 月建及月破の吉凶方位

月建は毎月北斗の搖光の向ふ處の支を云つたのである、是は曆の中段の十二直の建で俗に破軍星と云つてをる、委しい事は次章の年、月、日、時の吉凶の十二直の建に説く事にする、而して是は其別名の破軍星といふ如く此月建の搖先の方位に向つて軍をすれば必ず負

ける、又公債、株券の賣買、相場、取引その他、争ひ事即ち勝負ごとをすれば必ず破られる、是は其方位を犯したものの、蒙むる方災である、忘れても此方位に向つて一切の勝負ごとをしてはならぬ、曆林問答に此月建は能く萬の物を建て生ずるものであると云つてをるから、善い事には大吉の方位である、次に月破は大凶殺で月建と對ひ合つてをる、故に月建で制して破らると云ふ處から此名がある、此方位を犯せば災害を蒙むる事、掌を見る様にやすい、其月建、月破の方位は左の通りである。

方位	舊曆
正	寅
二	卯
三	辰
四	巳
五	午
六	未
七	申
八	酉
九	戌
十	亥
十一	子
十二	丑

第十六項 暗劍殺大凶方位

昔から臣下が主君を弑し、子が親を殺し、または突然死亡し、或は殺害され、大病に罹り、大怪我をなし、商賣に理外の大損を爲し、遊逸に耽つて財産を空しくし、盜賊に遇ひ冤罪を被るなど一切の悪事、災難は此暗劍殺を犯した方災から起る事が多い、而して此方災の起るのは恰度、暗の夜に劍を以て其方位を犯したものが殺傷されると同じ鹽梅で受けるものは思ひも寄らぬ時に不意に降つて來る様に起るから之を防ぐことが出来ない、また誤つて胞衣を此方位に藏むれば、其子は多病で短命とな

る、さもなければ其子は成人して大悪人となる故に是等は最も心を用へて此方位を犯さぬ様にせねばならぬ、方鑑家は普通、此暗剣殺の方位に向つて移轉、旅行、動土、普請、建築、伐木、嫁娶、勝負、賣買、公事訴訟其他一切の事をしてはならぬ犯せば必ず方災が来るから極めて恐ろしいものであると説いてをる、今、實例を挙げれば藤澤南岳先生は其著書のうちに此大凶殺を犯したものの、事を詳かに記してある、之を一寸摘んで云ふと或日、暗剣殺を犯したものが方鑑家を訪ねて救を求めた方鑑家は仔細に其もの、生年月日其他必要の事柄を聞き、易の原理によつて九星を明らめ、其犯したものに某の日の夕刻、外出して夜をそく家に歸つて家の丑寅の方位に向つて大聲で叱れば怪しい物で出る、之を取り押へれば此大凶殺を免れる事が出来ると示した、そこで此暗剣殺を犯したものは數の如くした結果、丑寅の隅の押入から一人の男が飛び出した、之を捕へて吟味すると自己の妻が其男と不義をして居つて妻と謀合せて自己を殺さうとする仕組も分明された是の犯したものは八白中宮の位に入つてつたから、暗剣殺が丑寅に當つてをつた、而して不義した妻も不義した男も、此大凶殺の方位にをつて、此大凶殺を犯したものを殺さうとして居つたのである、是れで自然の運命の理を解釋される事が出来た、故に盜賊、逃亡人なども其年、月の此暗剣殺の方位にかくれ、宴會で喧嘩を賣られたり、失物を爲し途中に掏兒に逃つたりなどは十中の九分まで此暗剣殺を犯したものの、受ける方災である、而してまた天變、地妖のあつた地方を調べて見ると大概、此暗剣殺、歳破の方位に起つてをる、郭氏元經の此大凶殺の方位は以下の通りである

- 一白が中宮に入れば暗剣殺は北になつてをる、そうして一白の處へは六白が入へる
- 二黒が中宮に入れば暗剣殺は未申になつてをる、そうして二黒の處へは八白が入へる
- 三碧が中宮に入れば暗剣殺は東になつてをる、そうして三碧の處へは一白が入へる
- 四緑が中宮に入れば暗剣殺は辰巳になつてをる、そうして四緑の處へは三碧が入へる
- 五黄が中宮に入れば九星定位に復するから暗剣殺はない
- 六白が中宮に入れば暗剣殺は戌亥になつてをる、そうして六白の處へは七赤が入へる
- 七赤が中宮に入れば暗剣殺は酉になつてをる、そうして七赤の處へは九紫が入へる
- 八白が中宮に入れば暗剣殺は丑寅になつてをる、そうして八白の處へは二黒が入へる
- 九紫が中宮に入れば暗剣殺は南になつてをる、而して九紫の處へは四緑が入る故に九星の四角の天盤でも八角の天盤でも裂えて見れば直ぐわかる

第十七項 五黄殺大凶方位

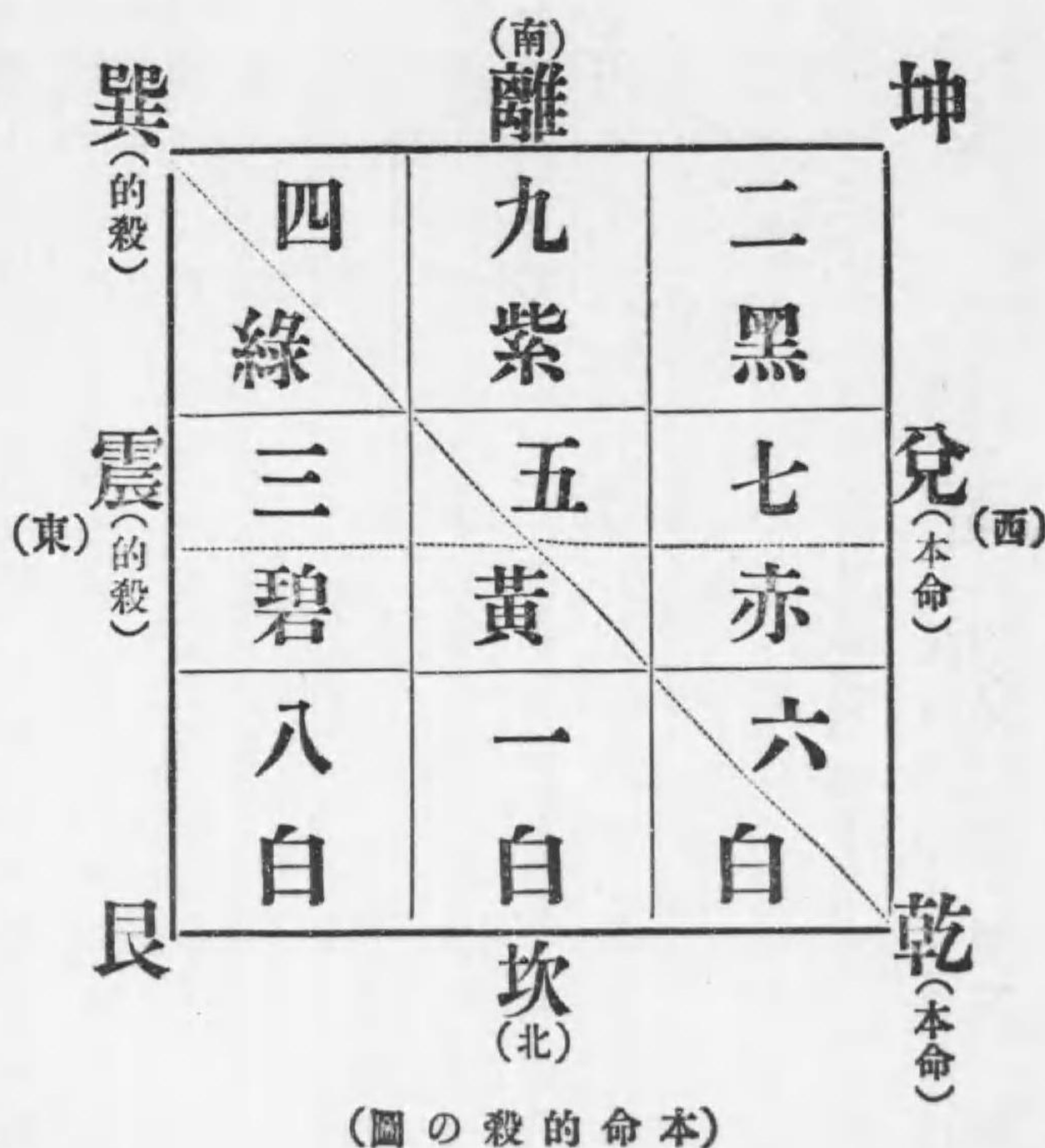
五黄は中央の土で、天の參と、地の兩を合せた數で、不動の性質をもつてをる、萬の物が地から生れ出て地に入つて終ふ、故に素問のなかに土は萬の物の出入する處であると説いてある、故に其殺氣は極めて烈しい、而して此五黄の大凶殺が八方に巡る時は暗剣殺に冲れるから、此五黄殺は冲關殺と云ふ別名がある、歳破に匹敵してをる大凶殺であるが、都天殺（都天殺は凶殺あまり酷しくないが五

黄殺と重なれば五黄殺の勢力を増すものである」と重なれば、殺氣は殊に烈しくなる、災害速にいたつて病氣が絶えない、殊に井戸を掘り池をこしらひ堤防を築くなど其他、一切の動土などに此方位を犯さない様にせねばならぬ、要するに土は動かぬのが本来であるから、此動土を忌むのである、又、田舎などの人が此大凶殺の方位に胞衣を藏め汚血の雑水を流したりなどすることがある、之を犯せば小兒は短命で成長しない慎しむべき大凶殺である、而して世の方鑑家が五黄が九星天盤のうちの中宮に入っている時期を八方塞（本命星の時も中宮に入れば八方塞りと云ふ、此吉凶の理は此五黄殺と異なる事がない）と云つて、この方位の時は動く餘地なき不動であるから慎んで何事も爲してはならぬと説いてをる、是は甚だ愚の極で、五黄中宮でも八方の星に相生、相尅のものもあるから、其吉を探つて福を招き、凶を除いて禍を避けたならば何時でも宜しい、方位の吉福を得ることは素より當然の事である、但し、中宮本命の我が星と同性の比和は必ず忌まねばならぬ

第十八項 本命的殺大凶方位

郭氏元經に本命的殺を犯せば之を救ひ制する方法がないと云ふ意味の事を記してある、抑々、此方位は其文字の如く本命星の如く相對つてをる大凶殺の義で相尅の悪星である事は明白である故に五行の原理からすると、絶對の相尅の時は尅されるものは尅するものに到底反抗する事が出来ない事は火を見るよりも炳かである、而して其凶殺の應報の來る事の早いのは暗劍殺と同じな位である、又こ

乾	中
宮	宮
二歲	一歲
十一歲	十歲
二十歲	十九歲
二十九歲	二十八歲
三十八歲	三十七歲
四十七歲	四十六歲
五十六歲	五十五歲
六十五歲	六十四歲
七十四歲	七十三歲
八十三歲	八十二歲
九十二歲	九十一歲



の、大凶殺も他の一般の吉神、凶殺と同じく年、月、日、時の四つを持つてをるが、年の凶殺最も重く月これに次ぎ日これに次ぎ時是最も軽い故に、年の豊凶または月日の水、旱、雷、地震、風等はこの大凶克殺から起ることが多い、さうして見れば此大凶殺の氣が其相對つてをる本命星の人に災害を及ぼすことは極めて考え易い道理である、今この大凶殺のある處を三白寶海によつて算え出せば左の通りである

右の表は上元、中元、下元の百八十年の陰遁、陽遁の例を用へたのである、而して此本命も的殺も生れた年は俱に中宮に起つて、二歳から本命は乾宮に順行して、的殺は巽宮に逆行し、三歳の時は本命は兌宮に順行して、的殺は震宮に逆行する、此くして次第を逐ふて循環して常に相對ひ合つてをるが、十歳になると元の生れた時の如くに、本命も的殺も俱に中宮に歸つて十一歳からまた循環し始めるのは二歳の例に同じである、要するに此大凶殺も本命中宮の時は其應報の餘地なく只々、本命が不動の八方睨となつてをるだけであるのは、前章の五黄殺の中宮と異なる處がない

第十九項 方位吉凶 生氣、比和、殺氣、退氣、死氣

兌	艮	離	坎	坤	震	巽
宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳
十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳
二十一歳	二十二歳	二十三歳	二十四歳	二十五歳	二十六歳	二十七歳
三十歳	三十一歳	三十二歳	三十三歳	三十四歳	三十五歳	三十六歳
三十九歳	四十歳	四十一歳	四十二歳	四十三歳	四十四歳	四十五歳
四十八歳	四十九歳	五十歳	五十一歳	五十二歳	五十三歳	五十四歳
五十七歳	五十八歳	五十九歳	六十歳	六十一歳	六十二歳	六十三歳
六十六歳	六十七歳	六十八歳	六十九歳	七十歳	七十一歳	七十二歳
七十五歳	七十六歳	七十七歳	七十八歳	七十九歳	八十歳	八十一歳
八十四歳	八十五歳	八十六歳	八十七歳	八十八歳	八十九歳	九十歳
九十三歳	九十四歳	九十五歳	九十六歳	九十七歳	九十八歳	九十九歳

●生氣は父母の印綬星である陰陽五行が相生して萬の物を養育する意があるから、此星の在る處は造化が人氣に順ふ地、富貴有徳の方位である故に普請、建築、動土、嫁娶、旅行等すべてに用へて其方徳を受け幸福となる大吉の方位である

●比和は我が本命星と同氣の兄弟であつて親しく睦まじく相輔くる星で其方徳は生氣につくと稱へられてをる故に此方位に向つて造作、嫁娶等萬事に吉である

●殺氣は我が本命星を尅する凶星である故に、其泊する處の方位は大凶であるから萬事に用へてはならぬ、尙ほ歲破、月破、暗劍殺、五黄殺、本命的殺など、同じく會へるのを犯せば大病に罹り、死亡し、其家亡びて終ふ方位である

●退氣は我が本命星の恩惠を得て生ずる星である、抑々我から彼を生じ氣力を漏らす故、この方位を凶惡である云ふものがあるが、夫は誤つてをる、素より退氣は本命相生の星であるから凶殺であらう筈はない但し比和に次ぐ方徳あるは明かである

●死氣は我が本命星の尅する星である其泊まる處は殺氣につく凶方位で、家を建つるには頗る凶なり、之を犯せば散財ごとがある、併し天道、月徳などの吉神と重なれば此方位を用へても差支がない、以上の吉凶方位は左の通りだ

本命星	方位
一白	生
二黒	氣
三碧	七
四綠	六
五黄	赤
六白	九
七赤	紫
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四
三碧	五
四綠	六
五黄	七
六白	八
七赤	九
八白	一
九紫	二
一白	三
二黒	四

死 氣	殺 氣	退 氣	比 和
八五二 白黃黑	九 紫	四三 綠碧	〇
一 白	四三 綠碧	七六 赤白	八 白
八五二 白黃黑	七六 赤白	九 紫	四 綠
八五二 白黃黑	七六 赤白	九 紫	三 碧
一 白	四三 綠碧	七六 赤白	八二 白黑
四三 綠碧	九 紫	一 白	七 赤
四三 綠碧	九 紫	一 白	六 白
一 白	四三 綠碧	七六 赤白	二 黑
七六 赤白	一 白	八二 白黑	〇

第二十項 方位の吉凶

婚姻、移轉、建築、動土、賣買、旅行

●婚姻は嫁とり婿とりの事で、人間一生の大事である、必ず吉福、相生の方位を撰擇することは勿論、また第五項から第十九項までの吉神、凶殺の注意を怠つて方災にかゝてはならぬ、此等は斯に略して述べないが、此婚姻に最も注意すべき事は世俗に嫁または婿が婚姻を結んでから幾日も経ないうちに、其父母の家へ里歸する、里歸して宿ると折角の吉方位も滅茶苦茶になつて決して吉福を生じない、反つて方災を受ける事がある、此様の時には其嫁または婿は行つた家の吉方となるまで待たねばならぬ事になる、故に吉方を撰んで嫁または婿に行つたものは四十五日間は里歸してはならない次に世の方鑑家は嫁または婿をとる時に、とる家の方から吉方位を見る、是は極めて間違つてをる、其理は易のうちに吉凶悔吝は動より生ずと云つて、動くものに善悪があると云ふ以上は、嫁または婿の

方から吉方位を撰擇して、よい方位をまつのが順である、故に反對の方位を撰擇して吉方位と思つた事が凶方位であつて不測の災難を蒙る事が多い、實に慎んで誤まらない様にしなければならぬ

●移轉する時に其移轉する家の方位が凶いければ、吉方位へ移轉して四十五日の後に再び其望んでをる家に移轉すればよろしい、建築にも此法を用ゆるも妙である、而して此移轉を九星から考へると一白の人の移轉の吉福は三碧、四緑の方位へ行けば水生木で至て早い、諸事心のまゝである六白、七赤は金生水であるから吉福は至つて遅い、九紫の人の移轉の吉福は三碧、四緑の方位へ行けば水生火で吉福は来るが餘り早くない、二黒、八白の人の移轉の吉福は、六白、七赤の方位へ行けば土生金であるから其来る早さは中位であるけれど萬事心のまゝになる、六白、七赤の人の移轉の吉福は二黒、五黄の方位に行けば幸福を生ずる、三碧、四緑の人の移轉の吉福は一白または九紫の方位へ行けば至つて早く萬事心のまゝとなると傳へられて居る、而して一白の吉福は穩で九紫は穩でない傾がある

●建築の方位は移轉に準すべきものである猶ほ委しい事は次章の家相のうちに譲つてをく

●動土は日も方位も四委の土用の日及び二黒、五黄、八白の日と方位は極めて宜しくない、六白、七赤、九紫の日並に此方位は頗る吉福がある此上に本章諸項の吉神凶殺は必ず參酌せねばならぬ

●賣買は其方位移轉と同様である、而して賣買の相手方の九星が互に合つてをれば、相生して俱に吉福を得ることが出来る

●旅行もまた移轉に同じ、之に年、月、日、時の吉凶を勘考し九星の部の旅行の條を照らし合せて、

吉福多き日時と、方位に赴けば安全である、一説に旅行の方位が歳破、年月の暗剣殺、五黄殺、本命、的殺等に當つてをしても、其日の吉方位へ向つて出立すれば妨げが無いと云つてをる、其法は其日の本命星の相生の方位へ、一日前に行き、其吉方位で一宿して志す方位へ翌日行けば方災を受くることがないと云ふ譯で一夜方違の昔の法である

第二十一項 移方轉氣及び土砂撒敷の秘法

四十五日間、吉方位へ移轉し、自己の本住所へ吉神の巡り来る時に歸へれば、惡氣を轉じ、方災を除くことが出来る、故に誤つて方位を犯したならば、此法を行はなければならぬ、但し本命、的殺、五黄殺、暗剣殺には實驗上、此移り方、轉氣は利かないと云ふものがあるが決してさうではない、確かに此等の大凶殺を犯した咎も解き除くことができる、次に土砂撒敷は方災を解き除かうと思ふ人が、心と體を清淨にし清淨の自宅の土砂數升を取りて吉方位の神社、又は吉方位の日光雨露を十二分うけ、燥も濕も程よき處の土砂を擇んで、同分量の自宅の土砂を取り替へ持ち歸へり、屋外の吉方位に神壇を設け、清淨の吉神の土砂を神壇の中央に備え、米、水、鹽、野菜、果實の五種を吉方位から求め之を供物と爲し、八度、中臣の祓をよみ一心に方災を解き除く祈念を爲し、終つて薫香をたき、守宅神咒經七度誦し、一心に壽福を求むることを開白して後、神壇の土砂を取つて床の下、宅地の周圍に遍く撒敷する方法である、斯すれば常に吉方位の清土の上に、坐臥する事となるから、生氣が相應し、吉い運命を開き、病をいやし、災を解くことが出来る、要するに此秘法は兩部神道の最極の一つに數へられてをる開運の略法である

第六章 家相の吉凶

人は太古は穴のなかに棲み、獸のやうに居つたが、其後は木に枝を結びつけ、其上に棲んで、鳥のやうになつた、夫から後、木から降りて草木、土石を用ひて家と云ふものを製いて、之に住むやうになつたのである、是は日本、印度、支那ともに同様な歴史を持つてをる、西洋各國の太古もまた同一である、要するに此住居の沿革は、自然の變遷をもつてをるもので、食物とても穴に棲んでをる時は、鳥、獸、蟲、魚または果實、野菜等を見るに任せ、取るに隨ひ生で喰つて生活をつたが、木に棲やうに成つてから多少進歩しても猶ほ全然この境遇を脱しなかつたさうである、次に家に住む様になつて後は、鳥、獸、蟲、魚を食うても、之を煮炊或は炙蒸などし、猶ほ草木、果實を味うことが多くなつて、牧畜の法が開け田畑の業が始つて、益々家と云ふことに心を用ゆるやうになり、自然の經驗から、陰陽吉凶の家のあることや、數地の形に善惡のあることも段々と悟られて來た、或は日本、印度、支那三箇國のうちに、我日本は最も早く家が開けた、祓の詞に「高天原に千木たか知りな」と云ふ言葉があり、また天孫の此中國に、天降ませし後、高天原の宮居の制に則つて、皇宮をつくられた事があると云ふものがある、併し本章の家相云々は支那の傳説に始まつた事を斷つてをく

第一項 家相の眞訣と嚆矢

家屋は支那では已に太古伏羲氏の時に起つたが後、炎帝神農氏の世になつて、ヤ、進歩しても猶ほ今日の家屋などは雲泥の隔りがあつた、後に黄帝軒轅氏が天子の位に即いて、大昊伏羲氏の河圖をのべ陰陽、五行、干支の道を悟り、之を世間の生活に應用し夫から進んで、天文、地理、咒術、醫藥の法が備つて來て終に家屋に吉凶、禍福の造りかたがある事を人民に示された、是が所謂、宅經である、易の繫辭傳のなかに「上古は穴に居り、野に處たが後の代の聖人これにかへるに宮室を以てして棟を上にし宇を下にし風雨を待ち凌ぐ事が出来る様になつた」と説いてあるのは、即ち此事である、而して此宅經に「地がよければ苗が茂る宅がよければ人が榮へる」と云ひ「草木の生えない地に居るものでない」と説いてあるのは、此書物の大體の眞理である故に、安倍晴明博士は金鳥玉兔集のうち多く之を引き用ひられた以下これを述べましよう

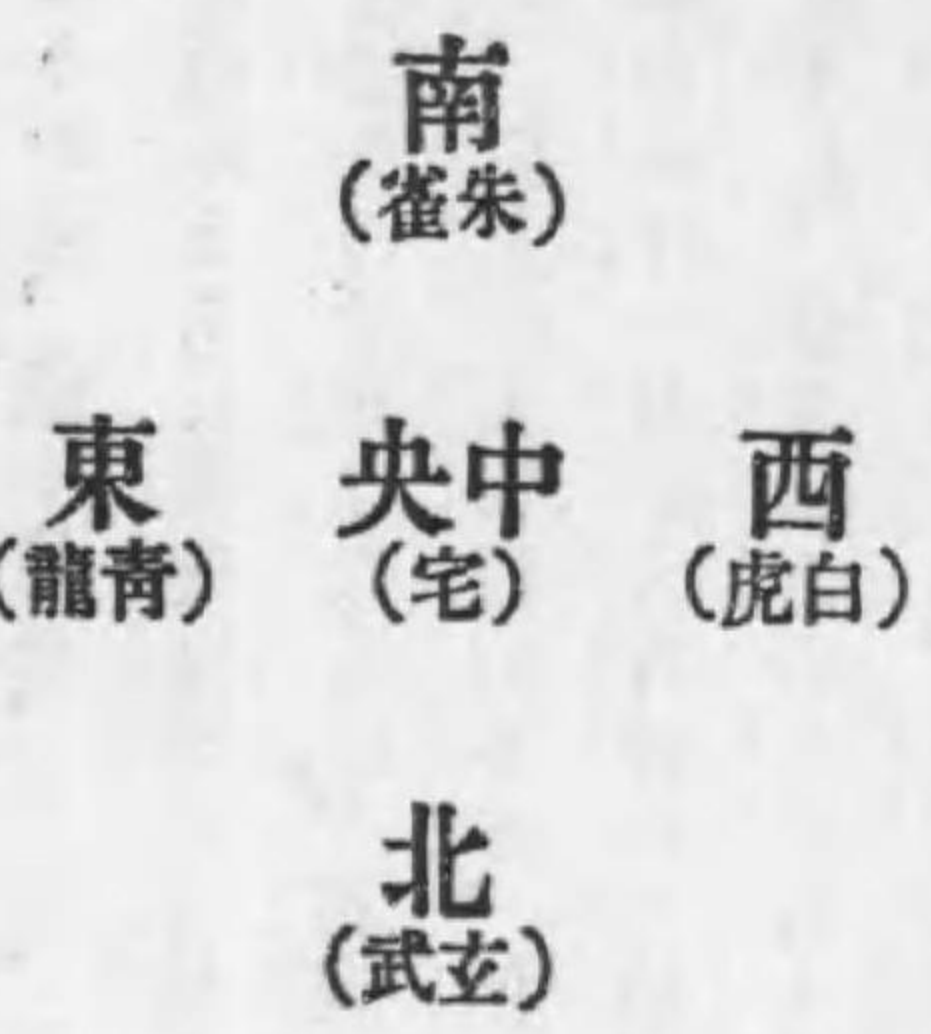
第二項 家相と方位の不離の秘説

家相と方位は互に兼用すべきものである、一口に云へば如何ほど家相、地相がよくとも、方位をよく選ばなかつたならば、凶殺の祟を受けて折角の苦心も水の泡になつて不運に泣くやうになる事は明かな事實である、故に家相秘傳に地形、家相とも吉相であつて、家内に長病の人のあるのは、必ず

其病人の本命の場處に、剛、水、火、土、木、金、手、水、鉢など凡て不淨ものがあるに相違がない、此等は吉方の節を撰んで、取除けば忽ち平癒するものであると説いてある、故に天德、月德、生氣等の大吉神で防ぎとめる事の出来ない、歳破、月破、年月の暗劍殺、五黄殺、本命、的殺等の大凶殺は激怒で慘酷の祟があるから、能く建築、普請、動土の時には此等を犯さぬ様に心を用へなければならぬ、而して前章の各項のうちに此建築等の方位の吉凶をのべてあるのは總べて本章の應用である、方鑑家は眞の吉方位を得やうと思ふならば、召使は忌み避けるに及ばない、けれども其處に住居してをる親族は残らず夫々、以上の大凶殺の本命、的殺、歳破、月破、年月の暗劍殺、五黄殺に罹かつて居らぬか、又主人の本命相生の星が大吉神の天德、月德などに同じく會ふか否かを見てよい時を選んで、地相、家相に心を用え、富貴萬倍の吉形ある構を造れば、家相と方位の徳を受け壽福を得る事が出来る、但し以上の吉方位を撰む時は、兩三年前より造作、普請、轉居などで凶方位を犯した事がないかと云ふ事を一應吟味するのも必要である、斯く爲なければ、其建築などの時に家相、地相、方位の三つが揃つて吉くとも役に立たぬ此等は極めて主人が注意せねばならぬ事である、因に磁石の置き處は方位のうちの中央を定むる方法に記してある如く、本宅の中央を用ゆることが必要である、猶ほ本章には前章に洩れた家相に云ふ方位は之を後に漸々掲げ載せやうと思ふ

第三項 黄帝宅經四神相應の極秘

陽の氣は光明に集まるが、陰の氣は幽冥に集る、是は同氣相求むる理で、陽宅には福があるも、陰宅には禍が多い、併し陽宅でも極端な陽宅は元氣のみ盛んで調和の氣味の乏しい、此様な家は地相によつて之を制することが出来る、概して家相に多少の缺點があつたにしても、地相がよければ之を補つて吉福を招くことが出来る、却説、地相を説けば地相の最も尊い最も吉いのは四神相應の地である、此地相は黃帝宅經から出て、安倍晴明博士などは盛んに之を唱へてをられた、之を分明よく述べれば、左の東の方の震の卦に當つてをる、流れ水が青龍、右の西の方の兌の卦に當つてをる、長道が白虎、前の南の方の離の卦に當つてをる、清き池が朱雀、後の北の方の坎の卦に當つてをる、丘陵が玄武である、而して此四神は四方の正位の神靈である、故に北斗の曼荼羅のうちには、此四神を描いたものを鎮宅の修法の本尊としてある、要するに此四神の地形は富貴無量、延命長壽を得る相のあるもので、其居宅は必ず平坦でなければならぬ黃帝宅經に宅地の平坦なるを名けて梁土と云つてをる、之にをる時は吉であると説いてある、故に高低、缺張などのある地形に畸形な家をつくつて住んでをるものは貧苦に泣て居るのが多い、故



(圖の地宅應相神四)

に心ある人は能々注意して最吉の地相、家相、方位を選んで家をつくり又は住はねばならぬ

第四項 加茂保憲假説四神の秘傳

安倍晴明博士の師匠の加茂保憲は、吉備大臣の後裔で、朝廷の陰陽道の事すべてを司つてをつた、此加茂家は後に幸徳井家と云つて、土御門家の支配上に付いて居つたが、此土御門家は即ち安倍晴明博士の子孫であるから、昔と反對に師匠の家が弟子の家の下にをる事になつた譯である、而して當時、陰陽道の神とまで恐れ尊ばれた、保憲の家も地相が大に凶かつた故、保憲は假説の四神相應の地を製えた、其法は東の方に、柳九本植え、西の方に椀子七本植え、南の方に梅九本植え、北の方に李三本植えただけであるが、此結果その道ますく精しく家富み、位貴くなつた、然るに不幸にも其四方の植木を一本伐り取つたものがあつた爲め、流石の此道の長者も、定期であつたか人手に罹つて横死された、是は藤原時平の頼を聞いて、菅原道真を調伏しなかつたのと、時の陰陽師が保憲を妬んで隙をねらつてをつて、其四神の木を凶つて凶地にかへたと云ふ説がある、實に恐れなければならぬ、一説に東の方の柳の代りに桃、西の方の椀子の代りに榎、南の方の梅の代りに棗、桂、北の方の李の代りに杏子を植ても宜しいと云ふ説がある、此等の植木は何の爲めであるやと云ふに、皆その方位の四方の自然の数理と特質を備へてをるものであるから之を其向々にうえて、四神相應の地を製えたのである、而して此の結果は本當の四神相應の地と靈驗が同じであると云ふ事は、昔から此地相の傳説である、故に禍を避け福を招くには必ず此方法を用へなければならぬ

第五項 安倍泰親清土假説四神の秘傳

町家などの小狭い處では、四神相應の地を選むことが難い、假説の樹木の四神相應の地でも製える事が出来ない、此様な時は非常に困る、此際は安倍晴明博士の後裔の泰親博士の清土假説四神の法を應用すればよろしい、是は地鎮祭が終えて後、地曳の時に、地の正中および東、西、南、北に清土を置くのである、此清土は其土をのくの色の工合で、方位を分つたもので、中央は黄土、西は白土、南は赤土、北は黒地である、此色の土を各々その方位にをき、其土の上に其色に應じた五色の幣をつくつて立て、神酒を供えて之を祭つて、其土を其處に埋めれば、それで假説の四神相應の地が出来、但し此清土をとる吉方位と、忌日がある、吉方位は正月は丙丁の方、二月は未申甲の方三月は壬丁の方、四月は庚辛の方、五月は戌亥丙の方、六月は甲丙の方、七月は壬癸の方、八月は丑寅庚の方、九月は丙辰の方、十月は甲乙の方、十一月は辰巳壬の方、十二月は庚辛の方である又忌日は四季の土用の中、毎月十日二十日晦日である、斯くの如くして假説の四神相應の地を製えれば、大將軍、鬼門、金神はいふに及ばず、其ほかの凶方位にあつて、殺氣を降伏して、富貴長命を得ることが出来る

第六項 地形高低古今の口訣

地形、高低について、古今に多少の違がある、其真理あるものゝみを述べれば、宅地の北方高く、南方低いのは吉相である、之と反對に北の方低く南の方高いのは凶方である、此傳によると西の方高く、東の方低いのは吉相で、東の方たかく、西の方ひくいは凶相と云はねばならぬ、其理は、東の方、南の方は陽氣を受ける處で、西の方、北の方は陰氣の満ちてをる處であるから、吉凶禍福は自然に其向によつて備つてをる、諺にも、日光の入らない家には病人が絶えなると云ふのは真によい格言である又、西方に山があつて次第に高く、其中央が平地で巡の山脈に遠くない地は、大有福の尅相である、此處には村落をつくる事ができる、又、四方が低く、中央のみ高いのは大凶相である、一旦、繁榮になつても後年衰微する、是等の以上の説は、家相にも應用される、次に神社、佛閣、墳墓、戰場、城地、大驛、英雄の宅地の跡は積年の靈氣が地中に止まつて散せずをるから妖災が絶えない、此等の地は三尺位、ほつて吉方位の土と入れかえ、前章第二十一項の土砂撒敷の秘法を用ゆれば、決して祟なくなるが墳墓の土だけは汚れたと思ふ以上も深く掘りかへなければならぬ

第七項 地宅諸家吉凶極秘

大凡、土の色は黄で堅く潤のあるのはよろしいが赤黒く地質締のない自から崩れ焼け爛れたやうな土はよろしくない、富貴延命の土と云へば、始にのべた黄土を擇ねばならぬ、後に説いた焦土に住へば短命貧苦を免れない、よく草木を植えて枯れる土がある、此様な土は孤獨貧賤を司るものであるから

此土にをれば悪運に襲はれる、又バサバサした死灰のやうな土がある、是は生土でないから此地にをれば魂氣が消耗されて終ふ、人は必ず生土に居らねばならぬ、生土は始にのべた土である、肥料を用へないで草木の能く繁茂する土も吉相である、又、若も濕り潤ひ過ぎた土があつたならば、燥き乾いてをる土、各々三尺を程度として、互に入れ換をすれば吉い土となる、或は五性によつて夫々、住む士を異にすれば宜しいと云ふものがあるが餘り感心せぬ、土はその色黄いのが本来であるから漫りに心を動かしてはならぬ、以上で土に關する極秘をのべたから、以下地相、家相の雜説を記せば潤水の邊に住めば、陽氣の勢をうけて長命になる、水氣の多い地から脚氣、溜飲が起り、養蠶は不出來となる、道路が四方にある地形は水難が絶えない、前に流れ水があつて後に舊墓があれば富んでも衰へる、小兒は疳または眼を煩ひ、牛馬に災がある、東北間に古塚あれば小兒を殺し、西南の間に小山あるは雙が出来る、婦人は血病、消渴、流産を煩ひ、前の地面高く我家低く後に大樹があつて室内薄暗い處には妖氣が籠つて不運の事がつゞく、青々とした、竹や木が家の四方に有つて、勢よく生ひ茂りた地には文學を好む人が出て名高くなる、また西東の間の方位の木の枝が悉く家と反對になつてをるのを離郷樹と云つて、家内不和合且つ離散を意味してをる、東南に岡か山があつて長い川が流れて前に來る様になつてをれば、萬事の望かなひ諸藝に達し、武勇に秀づる人が出る、西南の間と西北の間に池があつて、東に山あれば凶相で涙の乾くひまがない、竹や木が池に臨んでうつるのは、小兒水に溺れ、酒に病者を出す相である、家の四方に梅の木があれば、色情に其財産を失つて終ふ、西北の間、東南

の間に池があつて家を狭んでをる相は、遠方から福徳が來て、年々財産が出來て家内繁昌する是の理は東南に運氣を起し西北に黄金の礎ををく意味がある

第八項 地形家屋の缺込凶相見分け秘傳

地形及び家屋の東の方張りで、丑寅、辰巳の二隅かけてをるのは子孫に障があつて家運衰ひ永住なしがたい、又西の方に欠込のあるのは易の卦から云ふと、水澤節の象と云つて、女又は目下などが家事の切もりして、男主人の權利が薄くなる、又南の方に欠込のあるのは山火賁の象で、火難の相がある、又北の方に欠込のあるのは、澤水困の象で天死、病身等が出る、又乾の方に欠込のあるのは、風天小畜の象で散財したり掛り負けの相がある、又艮の方に欠込のあるのは、火山旅の象で子孫に障がある、生れても不具者が多い、又巽の方に欠込のあるのは天風姤の象で、巽の一陰の災が下に伏して福分に障があつて、世話事が多く損失夥しい、又坤の方に欠込のあるのは雷地予の象で、家事家業を疎にして遊ぶことを好んで親子同居せぬ相がある

第九項 家屋九宮八方の最極秘

本項は洛書に源を起したもので、九星の形と同じである易の原理はみな之に應用される、併し専門に此家相地相を説くとになると、是非ながくなるから、此處には簡短に其形ばかりをのべて應用ので

きる様にしてをく、却説建物の四方の礎を界として、是を九つに分ち、其なかの界目から四隅を斜にして八方にとれば、中央とにも九宮が出来、そうして見ると九間、四面の建物は三間づゝ四隅を欠き除けば八方の局面ができる譯だ、又この各面に三を乗ければ三八二十四山の數が出る、此割方によつて吉神、凶殺を考へ、磁石を本屋の中央に置いて、家屋をたてれば極めて宜しい、吉禍をほく凶禍の微塵でもない家相を得ることが出来る、故に方鑑家は常に家相の鑑考を請はれると圖面を見て方位を定め、年、月、日、時の神殺を見、次に地形と家相を覽て、其請ふ人に適するや否やを明らめ其凶るい點は之を改めねばならぬ

第十項 安倍晴明、家相三略の極意

家相三略の極意は、安倍晴明博士の秘傳で、上略、中略、下略の三卷ある、之を簡短に意解すれば、以下の如くなる、家宅が吉相であつても塀垣などが高過ぎて宅の負けてをるのは困究の相である、家宅を此處、彼處に建て亂したのは取締のない散財の相である、本家の棟梁たかくて前後の低いのは孤獨の相である、又本家から前の小屋の高いのは公訴を招く、家宅の前後にあたつて左と右低く山の字または火の字の形に似てをれば火災散財ごとがある、家の傾いてをるものは、病災が多い、柱曲り席上に高低あるのは家運衰へる、家根の棟の損じたのも同断である、戸障子の透風多いのは賊風と云つて病難を受け易く且つ貧困となる、宅前の水筋が家に衝き當るのは凶るい、但し神社、佛閣や書家

は吉しい、家宅の下を水道或は下水などが流れ通るのは病を主とつてをるける病めば治し難い、家宅の下に窓のあるのも同断である、一棟の家を半分新しくすると家運が轉する、姪の家は少しの建築でも凶い、神社、佛閣に向つて家宅をつくれれば、家運開けず、病難に罹る、往來の行き當りの家宅は種々災が踵をついて起る宅地に敷石が多いと地徳を失つて財産が傾むくものである

第十一项 疊間取の吉凶の説明

疊は常に坐臥してをる吾々の安心立命の場處である、故に其徳は地の萬の物を載せてをるに同じい、此結果、家宅の用に對して自然に吉凶を顯はすことが著しい、而してまた此疊に五行の配當がある、一疊は乾の金、二疊は兌の金、三疊は離の火、四疊は震の木、五疊は巽の木、六疊は坎の水、七疊は艮の土、八疊は坤の土で九疊から上は何十疊でも以上の數から八を引いて餘つた數が八卦となつて五行に配當される要するに吉相の間取は五行の順環にあるもので以上の例により一軒の家をつくるに先づ表五疊は巽の木にし、次の三疊は離の火木生火とするから、福録が集まつて來る、又、此三疊より次の七疊へつゞく七疊は艮の土で火生土であるから、子孫繁昌のさまがある、又其次の九疊は乾の金で土生金であるから、財貨を重ねうる譯になる、此九疊の金から戌亥の土藏に通ずるとすれば金生水となるから富貴延命となる、又六疊の土藏から表五疊にかへつて水生木となるから實に萬代不易の吉相のある家宅ができる、而して甲の方に井戸をつくる是は可もなく不可もない、癸の方の雲隠、浴

室をつくるも平安である竈の東に向つて作られたは實に大吉である、此等は太陽の氣をうけ惡魔を拂ふ事となる、要するに疊の間取は五行の相生を吉とし相尅を凶とすること屢々述べた通りである猶ほ此間取に就て委しく書くと専門に流れるから建築するもの圖取をして疊の五行に當て符め、干支の理を應用して解釋して貰たい

第十二項 九星方位による家相の吉凶奥傳

- 一白本命の人は巽の方に門戸を改め竈の口を向け、枕をなし店を開らき、倉庫を構へれば福運が来て壽命が長い
- 二黒本命の人は丑寅の方に門を開いて、神棚、佛壇を備へ、店藏を其向に構ひ竈の口をむけ枕を爲せば運命が開けて来る
- 三碧本命の人は南の方に神棚、佛壇を安置し、辰巳の方または北の方に門を開き竈を据え、枕を爲せば幸運の人となる但し不淨をいむ
- 四綠本命の人は北及び東の方に門を開き、神佛を安置し、竈の口を向け、枕を爲せば、家業繁昌する不淨の物を置いてはならぬ
- 五黄本命の人は戌亥の方、丑寅の方大吉であるから、神佛を安置すれば大によろしい、又之につぐ吉方は西の方と坤である、竈の口をむけ枕を爲せば萬事大吉である

- 六白本命の人は西、未申の方吉方である、次につぐ吉方は丑寅、戌亥の方で、門戸、倉庫、店舗等を開き、竈の口をむけ神佛を祭るに大吉である
- 七赤本命の人は丑寅、戌亥の方大吉で、未申は中吉、西の方は小吉である、其吉方の大小に隨ひ店舗、門戸、神佛、倉庫を開けば大吉である
- 八白本命の人は西、未申の方が大吉で、戌亥、丑寅は中吉である、西、未申の方に門戸、倉庫、神佛の祭壇を設ければ大吉である
- 九紫本命の人は巽の方は大吉、東の方は中吉で南の方は小吉で、同じく門戸、倉庫、店舗等を開き神佛の祭壇を備へれば大吉である

第十三項 竈の座向吉凶の秘密

竈は五行の集まれる處、五味を調理して、人身を養ふ生活の靈場であるから極めて竈を尊ばばねならぬ、故に秘笈通書のなかに、竈は五祀の首で禍福の上であると述べてある、而して其構ひ處は坤艮の方位、及び中央に置くのは大に凶い、乾、巽、及び四方真中の位置を除いて家主の本命の方を考へて据れば吉福が來ると傳へられ、或は乾と兌に向つてをれば散財を生ずる、又坤艮に向つてをるのは災害が多く、病氣を煩ふ患がある、又南に向つてをれば争論ごとがある、坎に向つてをれば病氣に罹る、唯々、震と巽は大に吉しい、震は福祿を發生し、巽は家業が繁昌する、而して竈の火

口が往來から見ゆるのは大に凶い、又火口の数は三、五、七の半で連続してをるのは吉、一、二、六、九と丁半又は飛び離れてをる数は凶い、是は救貧龜卦の傳である、因に竈を毀した土は能く清き水を酒いて潤はして吉方位の地中に埋めて、速に生土に歸さねばならぬ、之を棄つれば病氣に罹り災難を受けること明かである、而して竈をつくる時に誰れでも必ず吉方位の清土を取つて築き製えるものであるから、竈が其用を絶えたならば之を丁寧吉方位の土を掘つて其中に毀れた竈の土を入れ、生土に歸くさねばならぬ、是は竈の神を敬ふ意から出たのであるから、商店から竈を買ひ求めて來たものでも自家で製えたものと、同じく之を敬ひ終始これを粗末にし汚してはならぬものである

第十四項 神棚、佛壇の構所の吉凶

●神棚は神明を祀る處である、此敬神の美風は我國民の忠孝の基づく處で、普通祭る神は伊勢兩宮、稻荷大神其他、常に信仰する神々である、また佛敎の天等なども兩部神道から神棚に祭られる、併し以上の純粹の日本の神々とは別の構で祀られる、而して我日本の神々を祀る神棚は、寢所居間を除くの外、別間の清淨な處を用ひ二階下、庇し下、低い處、往來より見ゆるは凶い、決して佛と一所に祀つてはならぬ、唯一神道は非常に汚れを厭ひ忌ものである、次に其祀る方位は乾の隅から南向にすれば大吉で、富貴延命、家運長久の感應がある、寅の方位もまた日の若宮と云つて、旭日の始て昇る、生氣の發る處であるから大吉で靈驗あり、且つ感應が著しい、北から南向に祀るのも乾の方位につく大吉の構で神威加はつて、加護著しい、其備によつて辰巳又は西に祀るも吉である、祀り處が吉相でも門口、入口に向ひ井戸、窓、佛壇等に向ひ合ふは神徳空しく、却つて崇谷の氣が烈しい、艮坤の兩隅はよくない、北向は凶い、また別構で乾の隅の出張つた處へ一寸六分の大黒天を祀れば神靈最も著しく、感應が厚い、巽の隅へ辨財天を祀れば靈驗また著しい、其理は巽は此天の神使の龍蛇相應の方位であるからである

●佛壇は佛陀を祭つり、又は祖先を祀る所となつて居る、故に人家では神棚とにも最も尊敬すべき大切な構である、其方位は乾の隅へ南向に構へる時は先祖代々の加護厚く福祿備つて家運長久となる、北の方へ南向に構へるのも子孫繁昌、富貴延命の吉相である、西の方に東向に構へるのは佛陀相應の方位であるから頗る利益がある、艮の隅もよろしいが備によつて崇や谷があるから普通は避けた方が不難である、南へ北向に構へれば子孫に障があつて家運衰微する宮や寺でも此方位では繁昌せぬ坤の隅もよくない北向は大に凶い

第十五項 天窓、浴室構へ所の吉凶

●天窓は窓開の事である、東に窓を開くるを青龍眼と稱ひ願望成就の吉相としてある、また巽の隅に窓を開けば家業繁昌する、南は陽の明を受ける相であるから出格子なども共に吉相である、坤の隅に窓を開けば病氣災難に罹り、婦人の月經不順となる、西の方に窓を開けば、女に付て口舌があつ

て散財する乾の隅に窓を開けば、盜賊火事の災難に遇ひ、目上に對して心配ごとがある、また北に窓を開ければ眼病濃血の煩がある、艮の隅に窓を開ければ邪氣、妖魔病、盜難が絶えない、艮、坤の間に窓を開けば病災多い、井戸竈の上に窓を開けば家運が衰へる

●浴室は湯殿である、身を洗ひ清める功用があるが、不淨であるから、四方四隅に之を設けるのは凶い、但し二十四山の十二支を除いて、十干の部に構へればよろしい、また東に浴室のあるのは男子に障を爲して願望を妨げ不祥の事を招く、巽に浴室のあるものは藝能は上達しても遠方の親戚、知己の爲めに散財が絶えない、南に浴室のあるのは眼病、逆上などの煩を生じ、目上に對して心勞が絶えない、坤に浴室があれば腹部、脾胃の病または血症の煩があるが、左右へよれば無事である、西に浴室があれば女につき口舌世話事があつて多淫となる、乾に浴室があれば金銀の損失が絶えない北に浴室があれば心氣亂れ疑ひを抱いて一家不和合となる、艮に浴室があれば病難のうち別して濕毒、手足の病に罹る事が多い

第十六項 井戸、廁構へ所の吉凶

●井戸は地下の黄泉から沸き出る水で、萬の開化の源、運氣の始である、故に其構は人用を足す上に於て火と並んで極めて大切なるものである、而して其方位は井戸の竈の邊にあるのは宜しくない、家運日々に衰へる、是は水尅火の結果である、又その構は東、西、南、北ともに正當の方位にあるのは

凶い、就中、南の眞向に井戸があれば、家内に盲、聾、瘖が出るか難病のものが出る、又、丑寅、未申に、井戸を構へれば家運衰へて世嗣が出生しない、出生して居れば短命となる、此等の相は代々、養子相續の家である、但し井戸構の、吉方位は辰巳、戌亥の向である、此方位の方位は福祿をほく家業繁昌して子孫富貴となる、甲、乙、庚、辛の四つの方位も吉しい、壬、癸は水の本位であるから無難である

●廁は雪隠の事である、東の方に廁があれば男子の相續人に障があつて願望を妨げ家運衰微する、巽に廁があれば厄介世話事が多くなる、南に廁があれば眼病、逆上、亂心、口舌、訴訟等の心勞が絶えない、坤に廁があれば妻子に障があつて病氣になやむ、西に廁があれば女難、口舌の爲め家内和合せぬ、乾に廁があれば鬼神の祟を受け、目上の首尾が悪くなる、北に廁があれば人氣が落ち、下人に縁が薄く親しい人も遠くなる、艮の隅に廁があれば子孫に障があつて不意の災難が絶えない、廁の家根が本家の家根と同じであつたり、または神棚、佛壇、井戸、竈、門口、倉口に向いてをれば病災口舌がたへない、又、凶相の廁を改めるに、溜を堀り不淨の土を取のぞき其跡に火をたき陰濕の氣を拂つて四辻の土を三握半と、金銀箔を其うちに入れ其月の吉方位の清土を取つて來て之を埋め、其上に白紙で男女の雞二つ拵へて立てをけば地中に陰氣が遣り籠ることが無いから障がない

第十七項 門戸建立及び方位の説明

門戸は家の入口である、支那では竈、井と、もに此門を祀るが日本では竈を祭るだけで門も井も祀らない、是は陰陽道の沿く信じられない結果である、支那では一家の禍福は門から始まると云つて、家相の上にも門戸を深く心を用へてをる、却説ドウ云ふ門戸が吉いか、安倍晴明博士の説によれば、東、西、南、北に張り出てをる門戸は吉相で富貴延命を主どつてをる、之に次ぐ吉相は巽、乾に張り出てをる門戸で願望成就、家運繁昌疑がない、總じて門戸はすべて四方、四隅を除いて立てるのを吉相としてある、次に長にある門戸は盜賊口と云つて悪鬼妖魔の往來すると傳へられてをるから凶相である、東の眞向の門戸は相續人に障を生じ、色情の爲め運命を損なひ、醫師の出入はげしくなる、西向の門戸は相續人に男子を得ることが出来ない、北向の門戸は北の陰氣を受けて家運衰微する、南の欠込の門戸は火難の相があつて眼に障が出る、南向の門戸は體裁がよいが内證が苦しくなる、又門戸は吉相の處へ構へても道の行當は凶い、東の道を受けてをれば相續人に障る、南の道を受けてをれば散財が多いばかりでなく目上に對して心配が絶えない、西の道を受けてをれば妻に障りがあつて口舌散財ごとがある、北の道を受けてをれば水難、風難の損失を蒙る、又、流れ川や城門社寺等に對ひ合つてをる門戸は病災が多くまた永住することが出来ない、因に夏三箇月孕み女が其家につたならば門戸を造つてはならぬ、而して家宅に不吉の事があれば門戸に對つて神壇をつくり、名香をたき、神酒洗米を供え、酒難布を拭きかけ門戸を清めれば必ず吉福が來ること確かである

第十八項 山林の用材柱木等の用法及び方位の説明

家を建てるに用へる材木は、杉、檜、松、桐等は陽木であるから、一般に用ゆべきものである、之に反して槻、楠、栗、梅、檜、槐等は陰木でよろしくない故、これを用へるのは悪い、又生立やすい雜木は之を忌まなければならぬ、田舎などで建築の用材を特に選んで山林から伐り取つて來る事がある、其時、其山林が凶殺に當つて居つたならば、如何ほど吉相の家宅、地形であつても、必ず祟咎を免れない、故に用材を伐るにも必ず方位を選択せねばならぬものである、而して材木の用法は本末の順逆を誤つてはならない、俗に夜鳴柱と云ふものがある、是は夜陰になると鳴るもので、響が強く聞へる極めて凶相である、木の本末を逆にして柱を用へたのであるから、早く方位の吉い時を見て取り替へなければならぬ、而して家屋の柱に最も大切なのは大黒柱である、之れを根接してあれば、主人必ず死亡の災をうける、其他、敷居、鴨居等に至るまで切つぎがあれば、主人又は妻子に祟がある、埋木、惡木等は用へてはならぬ、又、門戸の柱に根つぎがあれば下男、下女に不忠、不心得のものが出る、用材もまた注意して不運を招く様なことをせぬがよい

第十九項 鬼門、裏鬼門、凶方位の要訣

四方の四隅は戌亥を天門と云ひ、辰巳を地門と云ひ、未申を人門と云ひ、丑寅を鬼門と云つて居る、

而して此四門のうち鬼門と人門は世人これを恐く思つて犯さぬやうに注意してをる、昔の語によると東海の中の度索山に大きな三千丈もある桃の木があつて、東北に垂れてをる此樹の枝下に鬼神が出入する鬼門と云ふ門がある、此門に神茶と爵墨と云ふ神があつて、鬼神の道でない事をしたものを罰してをる、併し此方位を犯し、或は悪い事をした人を鬼神が殺傷したところで二神から責められる事がない、故に此鬼門の方位は恐いものであると云つて居つた、此は支那の神仙等の妄談を數ふものの説で毫も採るに足らない、由來、艮の丑寅の鬼門は方鑑家は陰惡の氣の聚る處で、百鬼の出入する門戸であると説いてをる、之を九星から考えると丑寅の鬼門は八白土星の管轄する處で、北の坎の一白水星を尅し東の震の三碧木星に尅せられる、此く兩局から相尅してをるから、常に闘ひの氣を帯びて居て、聊かも相生の氣がない故、陰惡の



氣が自然に此處に集まる譯である、さうして見ると百鬼は色々の災禍を出すから畢竟凶殺は之より生ずる事となる、而して此丑寅の方位は之を四季から云ふと陽の神が來て陽の氣の往く地で、節から見ると除夜である、即ち萬の物の終、始る要な處であるから、一切の不淨の物は此方位に置いてはならぬ、誤つて置けば病氣になり家運が衰へる、不淨の物と云ふのは廁、水滴、吸込などで、井戸其他の家に縁の有るものは此方位に置いては吉しくない、而して世の人は此鬼門と對ひ合つて居る未申の

方位を裏鬼門と云つて非常に恐がつてをる、是は冬から春になる鬼門の凶殺と夏から秋になる裏鬼門とを比較して見ると、其凶殺の程度が裏鬼門の方が鬼門にまさつてをる事が明白に分る、故に此道理から考へても、裏鬼門は鬼門よりも氣をつけ不淨の物、水に縁あるものを置いてはならぬ、因に鬼門開運の傳とて不幸のものが此方位へ引越し三年以内に吉方位へ更に引越せば必ず幸福の人となると云ふのは、冬から春に向ふ生氣を受ける道理と同じ事である

第七章 年、月、日、時の吉凶

年、月、日、時の吉凶も五行の相生、相尅である、其自然的の起源は素より天地とよもに發生してをるが、其世に知られたのは五行の發明された時からであると思ふ、而して支那では古來から此五行の順逆によつて禍福を定めてをるが、佛教が入つてから一轉して益々深理を含んで居る様に唱へらるゝに至つた、今一斑を云へば陰陽秘密經に釋迦如來は我、佛道を勵んでから以來、娑婆世界に往來すること今に八千度に及んでをる、善い日に生れた時は轉輪聖王の位を預かつたが、悪い日に生れた時には鬼神外道の難を受けたと御説になつた、故に此等の理から安倍晴明博士の述べられた、本章の事は純粋の陰陽五行ばかりではなく佛教の所説を加へられてをる、佛教の五大即ち支那の五行であるを考へれば體と相と用を備へてをるものに、此元素を有たないものがない筈である、而して年と云ひ月と云ひ、日と云つた處で、皆これ時間の長短の區別に過ぎないと云ふ事を考へれば、其の造化の不

思議の微妙なことも分明つて、其相生相尅は長き時間、短かき時間のうちに行はれてをる事も悟るこ
どが出来る

第一項 年、月、日、時の吉凶と暦の関係

暦は日讀の義である、而して其範圍は最初は年中の運氣を明かにして寒暑の節を詳かにしたものであ
つて、年、月、日、時の吉凶とは何等の關係を持つて居らなかつた、然るに禍をさけ福を招くは人情
の常であるとも、暦の範圍の事柄もまた、之を吉凶前知に應用する事が出来るのを見て、世人は
みな之を知りたいと云ふ望を有てをつたから、遂々和漢ともに之を暦にかく様になつた、今舊暦を説
いた書物を見ると運氣の事が三分で此等の年、月、日、時の吉凶または方位の吉凶凶殺などが七分を
占めてをる、因て先づ年の吉凶を説いて、次に月、日、時の吉凶の順序を述べ純粹なる暦と此吉凶と
の間に一定の境界を立て、見やうと思ふ、併し四時の氣候は暦にしるされ、暦の本體は天文であつ
て、此天文の循環によつて年、月、日、時の吉凶を生ずる事が多いから、特に此吉凶と暦とは全然連
絡のないもの、様に分ち得るものではない、只々近來、行はるる舊暦は王朝時代などの記載の點と同
一でない點があるから斯に之を別ち得る限りは其性質に従つて之を分ち述べる考である

第二項 有卦、無卦、十二運の吉凶

有卦、無卦十二運はもと陰陽家の説であつて暦法ではない、されど世人専ら之を稱へてをるから、徳
川時代の貞享の頃、これを假名暦にのせられる事になつた、それは木性の人は、申に氣をうけ、酉に
胎し、戌に養はれ、亥に生れ、子に沐浴し、丑に冠帯し、寅に臨官し、卯に王し、辰は衰へ、巳は
病み、午に死し、未に葬ると云ふ風になつてをる、而して胎から王までの七氣を王相の氣と云つて
之を有氣と云ひ、衰病から絶の受氣までの五氣を死没の氣と云つて、之を無氣と云つてをる、要する
に木性の人は酉年の八月酉日酉上刻に有氣に入つて、七年間はよろしい、七年過ぎて此性の人は辰年
三月辰日辰上刻に入つて五年間はよろしくないとしてをる、是は一行阿闍梨の案出せられた十二支
の五性の運命である、之を輕々しく考へてはならぬ五性十二運は左の表の通りである

十二運	胎	養	長生	沐浴	冠帯	臨官	王	衰	病	死	墓	絶
五性	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
木性	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
火性	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
土性	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳
水性	酉	戌	亥	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申
金性	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑	寅

第三項 厄年の吉凶

吉備大臣の拾芥抄に厄年と題し、二十二、二十五、三十七、四十九、六十一、八十二、九十四と記されてあるが、俗説には大約男子は二十五と四十二を厄年とし、女子は十九と三十三を厄年としてを、或は二は陰の數、五は陽の數で、陰が上にあつて陽が下にあるから、男子が二十五になれば、之を恐れる事は甚だしい、又四十二は其數みな陰で一つも陽がない、其上に四二をよんで死と云つて一層、恐れてをる、而して女子の十九は十は陰の數、九は陽の數で、陰が上になつて陽が下にをるから懼れるのであつて、三十三は其數、陽を重ねてあるから、女子には極めてよろしくない、夫のみでなく敗た事を散々になつたと云ふ、其音と三三の音が同じであるから之を恐れる事が甚しい、一説に水鏡に三十三を過がたくとあるのは三十四の厄の前年の事を云つたので、四十二の厄も其實は四十三の前年の義である、又六十一を本卦がへりと云ふのは甲子がへりと云ふ意を誤つたのである、八卦に六十一の數がない八卦の本卦に返へるとすると八八六十四であるから、其翌年の六十五にならねばならぬ昔から男子の厄年と云ふうちに、四十二の物争ひなど云つて非常な慎しみとして、神佛に祈願して、此年を息災で過すやうにと云つて苦心してをつた世間の歴史があるが、是等の厄年は陰陽五行から考へても毫も吉凶禍福に關係のないものである

第四項 十二直の吉凶

循環曆のうちに、十二直は曆にしるしてをく中段である、陰陽書に上は星辰に配はり、下は萬の物

を主として、人事に當つてをる、故に吉凶最も大きい、用捨しなければならぬと記してあるから、此十二直で、吉い星と、凶い星がある、却説この十二直を述べれば

●建はタツとよむ、曆林問答に建は北斗の柄の指す處の名である、よく萬の物を建て生ずるから、之を建て云つてをる、是れが即ち毎月の月建の日である、譬へば舊正月は寅の月、二月は卯の月と云ふが如くに其月の支の方位に、此の星が現はれるのである、日もまた月に準じて之を其直日としてある、故に以上の如く此當日は寅の日卯の日と云ふやうに萬の物を生ずる大吉の日であるから、新しい衣を着、または柱をたて、財寶を取をさめ、旅行を爲し、種をまき、入學を爲し、神明を祭る等萬事によろしい

●除はノゾクと訓む、曆林問答に除は北斗の柄の前の支である、一名を戸曹とも云つてをる、萬の物を衝き折つて、一切の凶い事を除き去つて終ふから、此名があるのである、故に舊正月の月建が寅の月であつて其直日が寅であるから其前の支は卯である、故に正月の卯の日の中段は除となる、故に掃除し病を治療し炭掻す、拂、精進、沐浴、祈願を爲し、種をまき、井戸を掘り、旅行を爲し、針灸を爲すによろしい

●滿はミツと訓む、曆林問答に滿は天の倉曹であるから、財貨を納める處である、凶い等を奄覆て萬の物を満ちみたすから滿と云つてをる、而して其直日は舊正月は辰の日二月は巳の日と云ふ順序である、吉福は婚禮、轉居、旅行、裁衣、神祭に吉い土を動かし藥をのむにはよろしくない

●平はタイラと訓む曆林問答に平は天井の吉星が會して、萬の物を平分するのである、一名帝路と云つてをるから、平の義があると記してある、而して其直日は舊正月巳の日、二月午の日の順序である、吉福は婚禮、轉居、壁ぬり、裁衣等に吉である、又道路を平かにし動土を爲すも咎はない溝ほり種まき等には凶るい

●定はサダンと訓む曆林問答に定は北斗の柄の前の方の四つ目の支である、又大忌と名け能く諸々の客を定めると記してある、されば其直日は舊正月は午の日二月は未の日の順序である、而して其吉福は一切の定の掟、神祭り立願、種まき、動土、井戸ほり等には大吉で下人を抱へ牛馬を求むるによろしいが、訴訟旅行には凶るい

●執はトルと訓む、曆林問答に執は北斗の柄の前の五つの支である、よく萬の物を執り断をするが故、執と云ふと記してある、即ち此星は月建の前、五番目の支であるとすれば、舊正月は未の日、二月は申の日の順序である、而して吉福は建築、井戸ほり、種まき、婚禮、神祭に大吉である、又此日、網を張り獵をなし、盜賊を捕へるに吉しい、移轉、旅行、庫開には凶るい

●破はヤブルと訓む、曆林問答に破は北斗の柄の相つき破る處である、又、天の遊激と云ふ名がある、故に破と云ふと記してある、而して見ると月建が正月の寅の日であるから、七ツ目の申の日が破である、此日は罪人を殺し、出陣を爲し、漁獵、服藥を爲すに吉しい、此日は他の日と反對で善い事には凶るい言葉を換へて言へば悪行をなすに大吉の日である

●危はアヤブと訓む、曆林問答に危は北斗の柄の前の處にをる、故に高きに昇つてはならぬ、危と云ふ名は之から出たのであると記してある、而して其直日は月建より六つ目、即ち舊正月は酉の日、二月は戌の日の順序である、其吉福は建築、種まき、婚禮、酒造、神祭は大吉で、魚を捕り獸を獵するによろしいが、舟にのるのは凶るい

●成はナルと訓む、曆林問答に成は北斗の柄の相對に當てつをる、一名を天の主記と云つてをる、其理は事をなせば必ず成るから、此名があるのであると記してある、さうして見ると舊正月々建の寅の月、即ち寅の日の北斗の柄に其正位は夜五時刻であるとの之を成と云ふ、故に正月は戌を以て、成の直日としてある、二月は亥の日の順序である、吉福は建築、婚禮、立願、入學、旅行、轉居、五穀種まき等によろしい但し訴訟ごとには凶るい

●納はオサンと訓む、曆林問答に納は收め歛める萬の物を納むるを云ふのである、一名天倉と云つてをると記してある、其直日は正月は亥の日、二月は子の日の順序である、而して其吉福は婚姻、轉居、壁垣をなほし、漁網を張り、獵を爲し、種をまき萬の物を買ひ納むるに吉しいが、葬送、旅行、鍼灸には凶るい

●開はヒラクと訓む、曆林問答に開は北斗の柄の前にをる、天の使者が驗しきを開き後に通ずるから之を開と云ふと記してある、要するに北斗の柄の前にをるから、天帝の使者と云ふ義も出る、而して其直日は舊正月の子の日、二月は丑の日の順序で難を凌ぎ驗しきを開き後から來るのを通ずると云

ふのであるから諸藝を學び、旅行し、轉居または奴婢を召抱へ、婚禮を爲し、庫開きを爲し、門戸をたて、祭祀を爲し、病氣の療治をするに吉しい、葬式その外の不祥の事には凶るい

●閉はトツと訓む、曆林問答に閉は暎星と名づけてある、是を閉塞して通じないのであるから最も禁むべき邪惡の日である、其理は天地陰陽の氣が閉ぢ塞がつてをる日であるを記してある、此の如く不調和で何事も出事得ない日は決して普通の事を爲してはならぬ、而して其直日は舊正月は丑の日、二月は寅の日の順序である、要するに前述の如く陰陽の氣が塞がつて通じない日であるから堤を築き、池を埋め、穴を塞ぎ、墓を築など總べて陰氣な事には吉日であるが陽氣の善い事には凶るい以上の直日は左の通りである

第五項 天恩、天赦、大明、母倉大吉日

●天恩日は天から恩澤を下す日で最上の吉日である、而して其日は甲子から五日間、己酉から五日間である但し其うちの黒日、十死日の二日は此天恩日のうちでない、假名曆略註に此天恩日は大抵、官位にのばり、嫁娶、結婚其外の慶事に用へては大吉である凶事に用へてはいかぬと説いてある、又頭書長曆には此他に家根ふき種子まさなど大吉であると云つてをる

●天赦日もまた最上の大吉日である、故に舊曆のうちに萬よしと記してあるのは此日ばかりである、故に假名曆略註に天赦日と云ふは天の生氣の萬の物を生養して其罪を宥むる日である、天賜るす日と

かくのは此譯である、此く神明が天に登つて會合する日であるから毫も忌み憚る處なく何事に用へても大吉であると記してある、而して其日は春は戊寅日、夏は甲午日、秋は戊申日、冬は甲子日である

●大明日は陰陽和合の大吉日である、故に假名曆略註に是は天地開通して太陽のてらす處の日の辰である、凡そ一切の善事に用ひてよからぬと云ふ事なく滯ふる事はないと説いてある、而して其日は

甲申 乙丑 丙午 丁未 戊辰 己酉 庚戌 辛亥 壬申 癸酉 である

●母倉日は四季の旺分を生ずる日であるから一切の事に用へて吉日である、併し大惡日に當つたならば慎しまはければならぬ、却説、季の旺分を生ずると云ふのは譬へば春は木である木の母は水である、故に春三月は亥子の水を以て母倉としてをる、夏は火である火の母は木である故に寅卯の木をもつて母倉としてをる、秋は金である金の母は土である故に巳午の火生土を以て母倉としてをる、冬は水である水の母は金である故に申酉を以て母倉としてある、而して此母倉の當日に十干を用いない十二支を用へる理は、十干は氣で天の道に象つたもので、萬の物の質を爲すに必要であるが、其體を爲す上から云ふと十干は十二支よりも直接の應用はない、十二支は地の道であるから母は子を生む義倉は藏で萬の物をさむる處の意であるともにも母には地と云ふ易の象があるから此日取に十二支をとつたのである

第六項 本命死線の凶歳及び凶日



大正十七年戊辰九紫中宮



大正十八年己巳八白中宮



大正十九年庚午七赤中宮



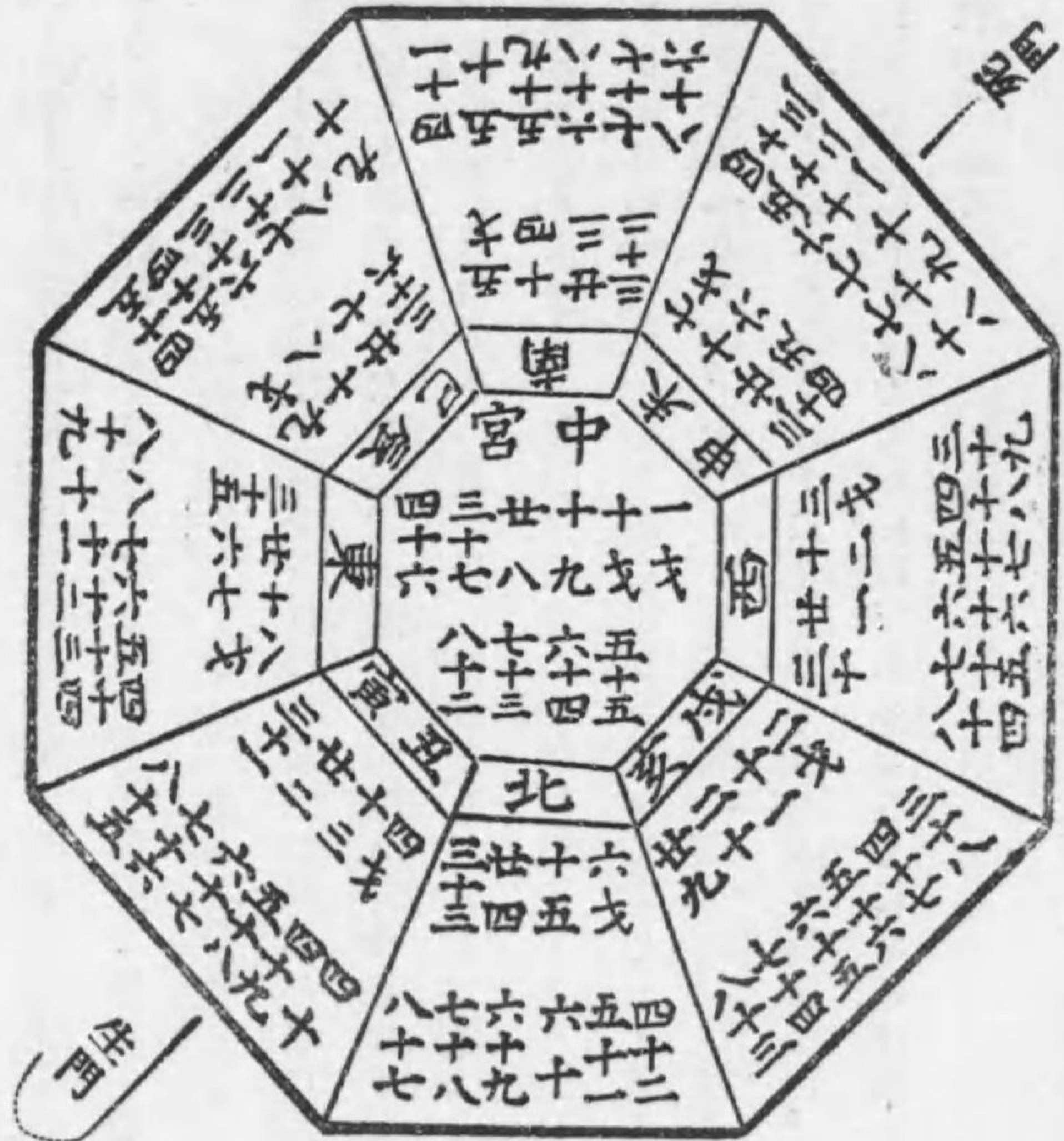
大正十四年乙丑三碧中宮



大正十五年丙寅二黑中宮



大正十六年丁卯一白中宮



本命とは本命星の義である、併し佛教に云ふ本命星は北斗の七星であるからこれは宿曜に述べて此處には九星の本命死線に入る歳と日を述ぶる事にした、或は本項は九星の部に述ぶべきものと云ひ、又方位の部に記すべきものと云ふ説があるが此事が歳及び日であるから特に何處に書いたのである順序としてまづ始に歳を明にかし、次に日を説き之を準じやうと思ふ、却説、本命星死線に入ると云ふのは我が本命星が九星天盤の中央、即ち中宮に入つた時と未申の方位に入つた時と、丑寅の方位に入つた時を謂ふのである、又、本命星が年の暗剣殺に當る處に入つた時も死線に入つた時と同じ様な不祥がある、故に方鑑家は此死線に本命星の入つた時でなければは此死線を失ふのも皆この年であると云つ

本命とは本命星の義である、併し佛教に云ふ本命星は北斗の七星であるからこれは宿曜に述べて此處には九星の本命死線に入る歳と日を述ぶる事にした、或は本項は九星の部に述ぶべきものと云ひ、又方位の部に記すべきものと云ふ説があるが此事が歳及び日であるから特に何處に書いたのである順序としてまづ始に歳を明にかし、次に日を説き之を準じやうと思ふ、却説、本命星死線に入ると云ふのは我が本命星が九星天盤の中央、即ち中宮に入つた時と未申の方位に入つた時と、丑寅の方位に入つた時を謂ふのである、又、本命星が年の暗剣殺に當る處に入つた時も死線に入つた時と同じ様な不祥がある、故に方鑑家は此死線に本命星の入つた時でなければは此死線を失ふのも皆この年であると云つ

大正廿年辛未六白中宮



大正廿一年壬申五黄中宮



大正廿二年癸酉四绿中宮



てをる、而してこの凶歳の直歳は之を上、中、下の三元、各六十を乗じた數、即ち百八十を陽遁、陰遁の順逆にして繰れば未來永劫、適用することが出来るものである、之を圖で示せば左の通りだ
 因に以上の天盤は年であるけれど、月日時に應用されるものである、又一白、二黒、八白、五黄が辰の年、月、日、時の内、いづれにても辰に會ふ時、又三碧、四緑は未に會ふ時、六白、七赤は丑に會ふ時、九紫は戌に會ふ時は共に墓に入ると云つて運が弱い、一白は六白、七赤に當る年、月、日、時のうち、何れにても旺氣になる、又二黒、五黄、八白は九紫に會ふ時、三碧、四緑は一白に會ふ時、六白、七赤は二黒か五黄か八白に會ふ時、九紫は三碧又は四緑に會ふ時は共に旺氣となるから大

吉である

第七項 天一天上、日遊神の吉凶日

天一天上は天一神が天上にのぼる日取である、而して此天一神は地星の靈なるもので、其天上にのぼると云ふのは人間の作つた罪業を天帝に訴ひ、善人には福を與え、悪人には禍を與ふるものとしてあるから慎んで人道に外れた様な事を爲してはならぬ而して此天一神の臣下には日遊と云ふ火神がをる人間の家に住して不淨を忌むこと甚だしい、天一天上の十六日の間は此日遊神が替つて人間の善惡を注るしてをる、故に不淨を慎しみ此日遊神のをる間は取わけ、掃き清めて其祟を受けない様に古から傳へてをる、天一神の天上は癸巳の日から戊申の日まであつて、此間は天一神の方位に障がないが、たゞ鹿狩、鷹狩、川狩等には深く忌んでをる、そうして其習日の己酉の日から此世界に下つて四十四日の間、四方を巡る、此方位に向つて軍をすれば、刀折れ、矢つきて不祥に終り、産婦これに向へば一命が危ぶない、其他、對決、殺生等を爲すのは凶るい必ず禍を蒙るものである、其四季の地を巡る方位は乙卯の日から己未の日まで五日間は東、乙亥の日からは己卯の日まで五日間は西、乙丑の日から己巳の日まで五日間は南、乙酉の日から己丑の日まで五日間は北、庚辰の日から甲申の日まで五日間は乾、庚戌の日から甲寅の日まで五日間は艮、庚申の日から甲子の日まで五日間は巽、庚午の日から甲戌の日まで五日間は坤、癸巳の日から戊申の日まで十六日間は天一天上

である

第八項 七曜、重日、復日の吉凶日

●七曜日は日、月、火、水、木、金、土の直日である、而して此曜は天の尊貴なものである事は誰しも、よく知つてをる處で、其委しい日取の吉凶は二十八宿に譲つて贅さない

●重日は復の道理と同じなもので、吉事をば用ひ、凶事をば捨てて行はない事は昔からなつてをる、而して不斷この直日は、巳の日と、亥の日である、是はともに陰も重なつてをれば、陽も重る意味から重日と云つてをるのである、即ち一切の事みな重疊してをる理で、凶ると云ふことはない、又、吉い事と云つても時に随つて用へなければならぬ、其凶るいと云ふのは一般に嫁娶、種まき、養子縁組、弟子入り、疾病治療、葬式などである

●復日は善惡の品は、重日に類してをる、吉凶ともに行へば、再び復へる意味を持つてをる、而して此復は寅、卯の月は木が旺んになるから、舊正月は甲の日、また相對する庚の日も、また復の日である、舊一月は正月の例によると、乙の日が復で、其相對する辛の日も、また復である、三月、六月、九月、十二月は土、または火生土であるから共に復日は戌己の日で、四月、十月は丙の日、壬の日であつて、五月、十一月は丁の日、癸の日である、要するに木は木に與みし、火は火に與し、土は土に與し、水は水に與し、金は金に與して、重なるから復日である、復日の吉凶は重日に同じである

もが遠く行くには吉である

第九項 滅門、大禍、狼籍の惡日

金烏玉兔集には、此滅門、大禍、狼籍を三箇惡日と云つて、深く戒めてをる、協紀辨方では陽の月には十二直の平の日、陰の月には納の日に、本年の其陰遁の十干を加へて滅門と云ひ、また陽の月には納の日、陰の月には、平の日に本年の其陰遁の十干を加へて大禍と云つてをるのである、而して見れば滅門も大禍も十二直の平と納の二つの日取であるから、金烏玉兔集の云ふ程でもないと思ふ、併し一説には此日取は佛教で主に云ふ惡日で、貧瞋痴の三毒の化現した、貧窮、障礙、飢渴の三神の直日であると云ひ、大禍日には手斧始、普請、門立、船路、葬送は大に惡い、用ゆれば必ず祟がある、また狼籍日は此日、犯し用ひたるもの、財産は必ず次第に散失する故に用へてはならぬ、滅門日は此日、犯し用ゆれば其家門を滅ぼすと傳へられてをる、日取は左の通りである

日取	正	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
大禍日	亥	午	丑	申	卯	戌	巳	子	未	寅	酉	辰
狼籍日	子	卯	午	酉	子	卯	午	酉	子	卯	午	酉
滅門日	巳	子	未	寅	酉	辰	亥	午	丑	申	卯	戌
同出生	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	子	丑

第十項 三隣亡、凶會、五墓凶日

●三隣亡は東京より東北の地方にかけ非常に信じられてをる日取である、此名は此日、建築また普請を爲し薪を採れば、火難に遇ひ、兩隣を亡すと傳ひ、旅行すれば、過失を生ずると稱ひ、又轉居をすれば盜難に遇ふと云つてをる、伊勢貞丈は此日取は陰陽家の傳であることは明かである、關西に忘られて居るの



(像之明晴倍安)

は、其説が京都に絶えて田舎に存して居つた爲であらうと説いてをる、而して其日取は舊正月、四月、七月、十月は亥の日、二月、五月、八月、十一月は寅の日、三月、六月、十月、十二月は午の日である、猶ほ米相場に關しての事は後に投機に之を述べて置いてある

●凶會日は金鳥玉兎集のうちに詳かに書いてあるが、支那では此日取は孤陰、孤陽、相對つて衝き破り、陰陽その徳を失ふから、大に凶るい一切の事に用へてはならぬと説いてある、一口に云ふと夫婦喧嘩の形で、男の剛が、女の柔を服従させる事の出来ない態である、而して其日取は大歳の前と後にあつて、徳川以前の際書には必ず之を記されてあつたが頗はしいと云ふので省かれて終つた、吉備大臣などは非常に

此惡日を恐れ、諸天は此直日になると太歳會と云ものを行つて善神を敬ばせ、惡神を宥めて居る事を説かれてをる

●五墓日は曆日詳解などに、有卦、無卦、十二運のうちの墓の運に値る日で、五行みな生死があるから、五墓と云名が起つたと云つてをるが、是は二説を合たのであるから道理にかなつてをらない、其理は十二運には十二運の定つた法があつて、年の循環が一つの支に當てられて動かぬ様になつてをる、そうして見ると五墓は五行みな、土より出で、土に歸へる法を考へ見ると、十二運の墓と、五行の墓とは其應用の分量が違つて居る、故に此直日は矢張り第一章に述べた通り、丑、未、辰、戌に配當して、六十甲子のうちの 戊辰日大にあし、丙戌日大にあし、壬辰日大にあし、乙丑日大にあし、辛未日大にあし、をを取るのが正しいと思はれる、要するに此五墓日は五性ともによくないと云ふのは土の生氣のない日であるから、動土、地鎮祭、葬送または門立、旅行、出陣、祈禱、種まき等に極めてよろしくない

第十一項 天火、地火、血忌、歸忌凶日

●天火、地火日は二つの日取である、天火は舊正月、五月、九月は子の日、二月、六月、十月は卯の日、三月、七月、十二月は午の日、四月、八月、十一月は酉の日である、而して此直日に棟上、家根ぶき、種まき等をすれば乾度、火難に遇ふ、地火は動土、建築、種まき、墓所づくり、葬送等に宜しく

ない、犯せば病氣に罹る

●血忌日は天の梗河星の精である、殺鬼、日忌、血忌の三つの名があるが血忌は一般は知られてをる名である、其血忌と云ふ理は、諸々の善神が、悪神を退治するため、集會して悪鬼の血をとつて調伏せらるゝ日であるから、人間が血を出せば、此悪鬼どもの血と混つて、之が爲め災をうける、故に血を出す事を忌むのであるから生者の命を断つことや、針や灸を据ることは大禁物としてある

●歸忌日は天倍星の精である、此星に上は昇つて天帝のをる紫微宮をつき、下に降つて人間の門戸に居つて家の人の歸へるものを障礙してをる悪星の直日である、而して其直日は、舊正月、四月、十月は丑の日、二月、五月、八月、十一月は寅の日、三月、六月、九月、十二月は子の日、家に歸へり、又は轉居、嫁娶、結婚には不吉である、次に其日取を挙げれば左の通りだ

日取	舊曆
正	正
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
地火日	巳
血忌日	丑
	未
	寅
	申
	卯
	酉
	辰
	戌
	巳
	亥
	午
	子

第十二項 往亡、黒日、下食、凶日

●往亡日は往けば亡ぶと云ふ悪るい日であるから假名曆略註に此日、専ら旅行、入學、嫁娶、建築、轉

居、船乗または財寶を納め醫師を招くに用へてはならぬ、用ゆれば大に凶るい戦争に往けば必ず亡ぶと云つて武士は非常に此日を慎しんだものである

●黒日は受死日とも云ふ舊曆に●と黒い點を記してあるのが此悪日である一名を迂日と云つてをる、此直日の神は行疫神で其遊行を先に行くに手足なく轉び廻るから此名が出たのである、故に服薬、針灸、旅行、出陣等は大に凶るい但し葬送に此日を用へても妨がない

●下食に歳下食と時下食の二つがある、其理は天上にをる天狗星と云ふ悪星が六十日目に一度づゝ此娑婆世界に降り來て食を求め故、一年に此悪星の降りて來るのが六度である、而して其降りて來る時の刻は何時と云ふことを、もと舊曆に記してあつたが今は除いてある、此時下食は歳下食と違つて月に一回づゝの日取になつてをる、頭書長曆に歳下食、時下食ともに種まき刈りめ、食物調理等に凶いと説いてあるのは食物の關係から其禁忌を説いたのであると思ふ

日取	舊曆
正	正
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
往亡日	七日
	十四日
	廿一日
	八日
	十六日
	廿四日
	九日
	十八日
	廿七日
	十日
	二十日
	三十日
黒日	戌
	亥
	巳
	子
	午
	丑
	未
	寅
	申
	卯
	酉
	辰
時下食	未
	戌
	子
	寅
	午
	申
	酉
	巳
	亥
	丑
	卯
支年	子
	丑
	寅
	卯
	辰
	巳
	午
	未
	申
	酉
	戌
	亥

歲下食日	丁丑	庚寅	丁卯	壬辰	丁巳	丙午	丁未	庚申	丁酉	丙戌	辛亥	庚子
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

第十三項 天德、月德、鬼宿、神吉、吉日

●天徳日、月徳日は方位のうち述べてある、天徳神、月徳神の直日で、凶日を伏せ得る大吉日である、故に建築、普請、動土、婚姻、入學、開店、轉居等に此上もないよい日で、大概晴天であると唱へられてをる

●鬼宿日は二十八宿の鬼宿の直日である、此日も大凶の日であるから、一切に用へて利益のない事はない

●神吉日は日本製の大吉日で金鳥玉兔集には上、中、下の三段に分たれてをるが、神事、祭禮、遷宮、祈禱、立願、造社等に大吉日である

第十四項 六曜 吉凶日

此六曜日は支那三國の時、蜀漢の軍師諸葛孔明が常に用ひた日取であると稱へられてをる、而して其理はドウ云ふものであると説いた人は無く、只々傳へられて事た吉凶だけの來である、先づ理の分らぬ間に善惡の日取を讀んでおくだけであるが、一説に此六曜のなかに、赤口は金鳥玉兔集のうちの赤舌と同じであると説いてをる人もあるが感心の出來ない話である、而して其吉凶と直日は舊曆にて

●先勝は舊正月朔日と、七月朔日で急ぐこと公事沙汰、願い事によいが、午の刻より凶い、そうして見ると先きに早くすれば勝つが、グズグズしてをると負けると云ふわけで、時に於ては午の刻十二時以後は其日が時の遅れた理であるから凶いのは當然の事である

●友引は舊曆の二月朔日と、八月朔日で朝晩よろしいが、午の刻は凶い勝負がない其理は友引といふのは五分五分の義で、勝負の無いのが當然である、併し朝と晩とは眞晝間の午の刻の此友引の性質を現はしてをるけれど其反對に事を爲せば相應に利益を得ることが出来る、東京及び關東一帯には此直日に葬式を出すことを大に嫌つてをる是は、此直日に葬式を出せば友を引くと云ふ迷信から起つたものである

●先負は舊曆の三月朔日と、八月朔日で静かな事によいが、動くことには凶い、午の刻より吉と云ふ理は先勝の反對である、急げば不利益であるが静に動かないで時の運の來るのを待つわけである、午の刻より後のよろしいのも、先負だから後勝に定まつて居るわけである

●佛滅日はもとは物滅と書いたものであるが、物と佛と音が通つて居つて佛の滅に入つて終つた程わるい事がない、故に物の滅すると云ふよりも能く人の心を動かすから、其文字に取かへたのである、而して其直日は舊曆の四月の朔日と、十月の朔日と稱へて何事にも凶い用へてはならぬと云つてをる、其理は説明を要さなくとも分る

●大安日は舊曆の五月の朔日と、十一月の朔日で、門出、移轉、其他何事にも大吉であると記してあ

る、是も文字の通りで日出度日と云つてよろしい
 ●赤口日は舊暦の六月の朔日と十二月の朔日で萬事に用へてはならぬ、午の刻ばかりよろしいと載せてある、是は午の刻は吉祥の時間で五行から云つても午は南で、陽氣の盛んな位徳を持つてをるから若も陰氣の人が行つたとすれば、相應に氣分は進んで陰陽調和の姿が多少現はれるのであるから、吉しい理である

第八章 曆日の一斑

曆は月日のうち豫め知れ得る事柄を列ね記したもので、一日、二日、三日と日を繰り讀んで、農、工、商業に用へるから日讀と云つたのがコヨミと訛たのであると云ふ説と、天地の間の事柄を細かに讀み得るやうに製え農、工、商業を助けたと云ふ處から細讀と云ふ意に用へられて略してコヨミと云つたと云ふものがある、是は何方でも通する理である、而して其内容は天文を以て繰る様に製えられた、七曜曆または歳時の事を記した年中行事曆或は方位宿曜日取などを陳ねた具注曆、その他、其人々の必要に應じて造られたもので、中にも盲の用ゆる盲曆と云ふものが出来たが、先づ曆は古今を通じて考えて見ると三期に分たれてをる、それは次に説くが兎に角に曆は眞に人間社會に非常に功用のあるものであるが、千有餘年の間、用へられて来たものだから毎日三度づゝ御飯を無意味に只々、腹が空たと云つた調子で食と同じく一寸、今日はドウである、明日又カウだ位で要事をたしてをるが所聞、

知らず知らずのうちに、聖賢の考えて世に遺した、天地の秘密を平凡に善用してをる理である、近來、公に發行される曆の農事に必用の事を載せやうとの議があつて實行されてあるのは昔に返つた筆法である

第一項 曆の起原と其秘密

人皇十五代應神天皇の御母神功皇后が三韓を征伐されて、支那の書物が日本に渡來されたが其當時はまだ曆は來なかつた、第二十九代欽明天皇の時、聖德太子が此曆の事につき、多少こゝろをつけられたが夫れがまつたく世の中に用へらるゝ様になつたのは、人皇四十一代の時、吉備大臣が入唐して支那から曆本を持つて來て、之を製えられた結果これから年々、曆が出来て、朝廷に陰陽寮を置き、吉備大臣の子孫が加茂家で之が頭となつて、並せて天文卜筮等の事を掌つて居つた、已に説いた通り此加茂家に最も傑れた保憲と云ふ人は能く此の術で鬼神を使つて神と人の間にをつて常に神變不思議の法を行つたが、遂に非期に死なれた、其弟子の安倍晴明博士は師に勝る神通自在の人で、シキノカメと云ふものを使つて朝夕一切の事柄を辨じて居られた、是は眞言秘密の法で、夜叉使役を成就されたのである、其外、陰陽道の事は總べて、之を明らめ天地を一ト握みにした様な理であつたから、朝廷も其靈驗を此上なき國の寶としてをられた、曆もまた此晴明博士の支配で、師の保憲の子、保榮は其下風に立たなければならなくなつた、晴明博士の家は土御門家と云つて、代々陰陽頭となり、保榮は

の家は代々陰陽助となつて幸徳井家と云つて俱に連綿して来た、後、徳川時代に和蘭の曆本が入つて来て、之を用へられるやうになつて陰陽寮は朝廷にあつて無きが如くに衰え、江戸天文方が曆を造つて、之を用へられた、但し其材料は土御門家から出たのである、而して曆の秘密は日月の行度の盈縮によつて二十四節、七十二候の盛衰をはかるだけであるが容易ではない、要するに其方法は上は日月五星と其纏次を知つて陰陽五行の理、干支の法を辨へて後、曆日を知らねばならぬ

第二項 干支と新舊陰陽曆

十干は天の道で、十二支は地の理である事は屢々のべた通りである、而して此名義は實によく出来てをるもので、已に説た如く天地は一本の木の幹枝に似てをる故に其文字から扁をとつて干支と云ふ字を製えたのであるが、之を和訓に云ふと干支をエトと呼んでをる、是は第二章に一寸かき洩したが是は兄弟の義である、陰陽即ち天地と云ふ父母が子を生んだ、其子二人は兄弟で父死の血脈を受けてをるから、親に似て居らねばならぬ、故に十干と十二支は離るる事のできないものであるから、兄弟と見做てエトと云つてをるのである、故に此兄弟合體して天地の道理を成就してをるが、各々に陰陽の五行があるのは恰度兄弟のうちに、夫婦二組ある形である、而して昔の曆は太陰曆と云ひ、略して舊曆と云つてをる、今の曆は太陽曆と云ひ略して新曆と云つてをる、一口に云ふと太陰曆は月を標準として支那法に則り、太陽曆は日を標準として歐米法に従つてをる、而して調を置く法、自然の節候も

相違してをる但し太陽曆は簡便で、太陰曆は一寸むづかしいが、今日の處では太陰曆と太陽曆と對照して必要の處をとり、不要の處は採らないから、聊かも不便を感せぬ、猶ほ本章に於ては何人も必要を感ずる曆日の一班に就いて簡單に述べ様と思ふ

第三項 月の出入と潮汐の干満

月の出入の實測法たるや専門的で日の長短と同じく數理の智識が極めて必要であつて、高等なる學問であるが、此處には誰しも知り置く必要のある部分のみを説かふ、却説、月は太陰であつて元は光の無いものであるが、太陽によつて夜かどやくものである、故に海の潮汐の満干は月の盈と縮によつて差があり、其來る時間も月の出入に相應してをる、是は天地の至信で之を詳かに云へば一日の十二辰を計つて見ると子から午までは陽氣で、自然に昇り降りがあつて晝になつてをる、此晝の午から亥までは陰氣で陰氣も自然に昇り降りがあつて陰陽の氣が一晝一夜に再び昇り再び降る理であるから、一日の間に潮汐は二度あるものである、而して朝滿つるものを潮と云ひ夕に滿つるものを汐と云つてをる故に日が子の方位に臨んでをる時には陽氣は始て昇り、月が午の方位に臨んでをる時には陰氣は始て昇る事と定まつてをる、言葉を変へて云へば夕汐の時は、日は子の方位に臨み晝潮の時は月が午の方位に臨んでをる、一説に潮汐の滿つるを知るのは晦日の六時から毎日四分増にして算へれば分明る、此朝夕の滿干は世界萬國かはれる事がない、要するに月の出入は此潮汐の干満に比例してをるか

第四項 春夏秋冬及び土用

ら、之によつて經驗的に測れば容易に常に知ることが出来る

一箇年十二箇月を四つに分てば各々、三箇月となる、之を一季と唱ひ、寒さ暑さの次第に循つて之を春、夏、秋、冬に分ち、其季のうちに各々、土用を置いてある、又、別に五日を一候として一箇年七十二候と云ふ、三候を一氣または一節と爲して、一箇年二十四節と爲し、其外に雜節と云つて社日、八十八夜、梅雨などがある、一箇年三百六十五日二十五刻も此の如くに色々に分別たれて四季が之を統べ司つてをる、却説、いま此四季の時日を考へると、一箇年を四分した日数は各々九十一日餘であるが、此中から四季各々、十八日二十六刻をとると七十三日五刻になる是が純粹な春、夏、秋、冬の各々つかさどる氣候となる理である、而して春の名は草木の芽を發し張ると云ふ意である、即ち北斗の建柄が寅の方をさすと陽氣地に降だる、さうなると、地の陰地が上つて天地和合するが故、前に述べた通り草木の芽がふく様になるのである、此くして春が長れば草木が段々茂りて夏となる、夏は成と云ふ義があつて熱と云ふ意を含んでをる北斗の建柄が此時になると巳の方をさして居る日、月、東、南の赤道を巡つて火氣の純陽が盛んになつて、炎熱の時節となつて陰氣が衰へ、極まつて午に至つて陰氣は殆んど有るが如く無きが如くなる陽の精、天にあつて温暖の氣、百木を養つて生ずる事となく、斯くて夏が萬の物を育てて、秋に移る、此秋になると夏の末の末に生れた陰は北斗の建

第五項 土用、間日と正、五、九

柄が申の方をさす様になると、屢々、盛んになつて天の色は明かになり、酉から戌になれば草木の葉も赤くなつて木の實も色づいて来る、此様になると百穀みな成つて、萬民飽たるやうになる、即ち萬の物が出来あがつて冬となるのである、冬は冷ゆると云ふ轉語で、支那では冬は終であると字形で説いてをる、北斗の建柄が亥の方をさすと寒さは日に増し、雪が降つて陰が頂上となる、子に至つて陽氣が萌ざして来るのは夏と反對で此時になると萬の物を育てる元氣は地に在つて外に出ないで、丑になつて夫から又、春に移り循環して四季つくることがない、其うちの土用はまた格別で土氣旺んになつてをる、是は地氣が大過して變化を生じて節がわりとなる準備と見ても差支がない、故に人の病氣に土用が悪いのも之が爲で、人間ばかりではない草木、禽獸でも氣を變へるものであるから、陰陽道では鍼灸を忌み土を犯すことを忌んでをる

土用に間日を説くのは陰陽家の常であるが、一説には土用に間日はないものである、若しも間日があるとするれば、春木、夏火、秋金、冬水も、またそれ／＼間日がある筈である、然るに木、火、金、水の氣に間日が無くつて土用にのみ間日のある道理がない、是は一應道理ではあるが精しく考へて見るとさうではない、四季の間に行はれる天地の氣で五行の氣でないものははい、而して四季、五行の氣も十干、十二支の氣運によつて其日其時に巡ぐる結果、其氣に厚く薄く或は強く弱い事もある理であ

る、況や土氣は萬の物の終始する元氣であるから、此薄弱氣の間日が十八日二十六刻のうちに必ずなればならぬ、已に此く間日があるとすると、日本支那では差支がないが、印度などでは一季四箇月の正、五、九であるからドウいふ風に、此土用及間日を繰るかど云ふ疑が起る、去れば末の四箇月の割方と年中の運氣とは其線方を異にしてをる年中の運氣は五大で配當してあるから日本支那とは變つた處がない、また末のうちに安居とて雨期が日本支那などから見ると非常に長い、畢竟印度のこの正、五、九の三季一年は農家の仕事の鹽梅から出したのであつて五大の氣運に於ては土用の事などは最勝王經のうちに述べてある通り、決して彼國と我國との説が反對して居らぬ、要するに土用及間日はともに同様である、因に日本で正、五、九と云つて此月を非常に尊とく懼れ敬ふべきものとしてをるのは印度で時の修法をして其間の四箇月間の幸福を祈つた慣習その儘が傳へられて來てをるのであるから婚禮に忌むとか建築を見合せるなどは無意味の事である

第六項 二十四節七十二候の配當

二十四節、七十二候が分らないければ、曆は無論別らない理である、併し此説明は普通では要領を得て居らぬ去りとて委しく述べる事が出来ないから其節中の配當を記さうと思ふ

●正月(立春) 東風凍れるを解き、整れた蟲始て振き魚氷ちかく上ぼる、(雨水) 獺、魚を祭り鴻雁來て草木萌し動く

●二月(啓蟄) 桃、始めて華さき倉庚鳴き鷹、化して鳩となる(春分) 玄鳥至り雷乃ち聲を發し始めて電する

●三月(清明) 桐、始めて華さき田鼠化けて鶉となり虹始めて見はれる、(穀雨) 萍、始めて生え鳴鳩羽を拂ち戴勝、桑の木に降りる

●四月(立夏) 蜩蟪なき蚯蚓いで王瓜生へる、(小滿) 苦菜秀で靡草かれ小暑が至る

●五月(芒種) 蟠螂生れ鶉、始てなき反舌、聲が無く、(夏至) 鹿の角解ち蟬、始て鳴き半夏生いて木董はなさく

●六月(小暑) 暖かき風、始て至り蟋蟀かべに居り鷹とび習ひし、(大暑) 腐れ草は螢となり土潤ひて濕暑く大雨、時々ふる

●七月(立秋) 涼風が來て白露ふり寒蟬なく(處暑) 鷹、鳥を祭り天地始て肅り殺を登めみのる

●八月(白露) 鴻雁が來から玄鳥歸へり群鳥、羞を養へる、(秋分) 雷、始て聲を收め整れる虫、戸をふさぎ水、始て潤れる

●九月(寒露) 鴻雁來つて雀、大海に入つて蛤となり菊、黄ろい華がさく、(霜降) 豺、獸を祭り草木黄み落ち整れる虫みな俯む

●十月(立冬) 水、始て氷ほり地、始めて凍り雉、大海に入つて雁となる、(小雪) 虹かくれて見へず天の氣塵ほり地の氣降り閉ち塞つて冬となる

●十一月(大雪)百舌なかつ虎、始めて交み拵挺はいる(冬至)蚯蚓結ばれ鹿角をち水泉動く
 ●十二月(小寒)雁、北にむかひ鶴、始めて巢くひ雉、始めてなく、(大寒)鶏、乳をなし征鳥はげしく疾く水澤あつく厚い、以上は拾芥抄に述べてある處である真によく節候にあて箱めたものと思ふ

第七項 甲子、己巳、初午

●甲子は一年に六回あるもので、五行から見ると水生木であるから實に目出度たい、之を曆のうちに書いてあるのは商工業ともに、此日を尊び敬ひ大黒天の縁日としてあるからである、大黒天は印度の福神で其最も靈驗のあるのは、十一月の甲子に祭を行ふのである、日蓮聖人の三面大黒天の讚に甲子の日毎の生の黒豆千粒を用へて祭れば必ず福が授かる、是は秘中の秘であると記された、而して十一月の甲子の日から來年の十一月の甲子日まで用ゆる燈心を貯へてをけば必ず邪鬼が來ないで福神が集まると稱へられてをる、俗に之を子の日の燈心と唱へてをる

●己巳もまた一年に六回あるもので、三養雜記に辨才天の縁日としてあるのは面白い、己は陰の土、巳は陰の火で俱に女の象があるから、此天を祭るのである、而して土と火は火生土の相生で大に目出度い、由來この天は妙音と福德で冠のうちに宇賀神王を戴いて、貪欲、神飢、渴神、障礙神即ち荒神を調伏し給ふ誓願があるから、此天を信仰する人が頗る多い、其神使は大黒天の鼠と同じく、此天は蛇で蛇、金になると云つて利益を祈つてをる

●初午は稻荷祭である、稻荷大神は倉稻魂命即ち伊勢外宮豐受大神と同一體で御在して、衣食住の神で御坐るから、大凡、我日本で祭られない處のないのと云ふのは此大神であらう、而して其祭日は舊曆の正月の中の午の日であるが、元は舊二月初午の日であつた、太陽曆では二月初午の日で昔の太陰曆の其日も其儘もちつたのである、即ち此二月初午祭と云ふのは弘法大師が東寺の門前に稻荷大神の神使に遇つて之を東寺の鎮守に勤請し、稻荷山三箇峯に社を立て、大神を二月初午の日祭たのが例になつたのである、要するに此大神は五穀の神、特に稻魂として敬ひ尊ばれ其神使の狐もまた神同一に見做てをる

第八項 社日、彼岸、庚申

●社日に三月と九月の兩度あるのは春秋に土の神を祭るのである、土は萬の物を養ひ五穀を生ずるが故に祭つるので、春は農事によいことを祈り、秋は其恩徳を報する意である、而して其祭日は立春後の第五の戊の日を春社と云ひ、立秋の後の第五の戊の日を秋社としてある、支那にも此祭があるが、我國にては、春祭、秋祭、野社講などの名で此五穀の祈念を爲してをる、併し支那の様には定まつてをらぬ、又土の神として特別に祭つて居らず、多くは其村社即ち産土神と俱に祀つてをる、夫を何故に曆に出してあるやと云ふに春の社日に種をまき秋の社日に五穀を刈り初むる日取としてあるからである

●彼岸は曆に記すべきものではない、夫は佛敎の説であるから普通、陰陽道の理に因つてをらぬが、安倍家では春秋二分から三日目を初にし六日目を中日とし九日目を終りと記し彼岸入に没日があれば、一日延ばして次の日を彼岸入としてをつた、而して此彼岸と云ふ言葉は翻譯した言葉で梵語では波羅密と云つてをる、即ち此日が恰度、春分、秋分とも日が東の真正面から出て西の真正面に入るから時正と云つて尊んで、佛事作善を爲し、此時の功德は無量であると傳へられて来た、所謂この功德と菩提によつて衆生が生死の苦海を脱して成佛の彼岸に至る事を得る義である、俗に彼岸の中日には極樂の東門が開くと傳へられ、佛に供え僧に施した飲食品と同一のものを餘分に製え之を知已親戚に配ばる事は一般の慣習で之を茶子と云つてをるのは禪宗から出たので、本來が點心の様な引菓子であつたと思はれる

●庚申は年に六回あるのは六十甲子のうちであるからである、而して其日は八專の入から九日目で庚も金、申も金で金氣強く盛んなる日であるから、甲子から五十四日も經過して天地の氣の漸々、移り濁つたのを此庚申の日に改め變へるから最も大切の日としてある、故に日本では神道に之を猿田彦大神と崇め、佛敎では青面金剛としてをる是は其道々で名を立つたものと信する、併し神佛その名は變つても庚申の日を尊ぶことは一つである、夫れを庚申は猿田彦太神である否、青面金剛であると口から泡を飛ばして論ずるのは米をさして是は酒になるものである、是は團子になるものであると云ふと同じ事で本地垂迹と云ふものは教是、學よ可きものではない道家になると此日、人の身の中の三尸と云ふものが、天に昇つて天帝に其もの、罪科を訴へると云つて庚申の前の夜から男女の交合を誠しめ寝ずに其夜を守つてをる寝ると三尸は天に昇つて終ふ、而して六回、庚申を守れば一切の罪科が消え失せて延命長壽、福德如意になると傳へられてをる、此事を歴史で調べると王朝時代からあつたもので徳川時代は庚申の夜は酒を飲み唄をうたつて、遊興に一夜を明かし反つて亂らな風が起つたと傳へられてをる、又、此庚申の夜、交合して出来た子は盜賊になると傳へられて居るのは誤りである、已に述べた如く此日は萬の物を清く改まる日であるから人も謹んで精を洩らさないで、靜かに陰陽の氣の改ため變るのを守るのは至當でまた鐵漿をつける事を忌むのは庚申ともに金であるからである

第九項 八專、十方ぐれ

●八專は壬子の日から癸亥の日まで十二日の間である、此中丙辰、戊午、壬戌、癸丑の四日は間日と云つて、此日のうちに入らない、其餘の八日はみな上の十干と下の十二支と同じの氣である、譬へば壬も水、子も水で甲も木、寅も木である此くみな十干の五行と十二支の五行と同一の日八日あつて其氣が專一であるから八專と云ふ名が起つたのである、而して間日は十干の五行と十二支の五行とみな異なつてをる丙は火、辰は土、戌は土、午は火であるが故、五行の火は專一ではない、依つて間日と云つたのである、八專の間は十干十二支の氣が偏專てをるから、人氣も平和ではない、是を以、鍼灸等には忌んでをる循環曆には是は即ち同氣の干支が相併んで傾かない縁を採つたのである、夫

れ故、礎をすへ柱立、棟上等に用へる婚禮或は奴僕を抱ひ牛馬を賈買する等其外、佛神の事には凶るい

●十方ぐれば甲申の日から癸巳の日まで十日の間これを云つたものである、五行の氣が相尅するから天地の氣も鬱々蒙々として清明でない、十日のうち八日は十干と十二支と互にみな相尅してをるけれど其中の丙戌の日は火生土で巳丑の日は干支ともに土である、されど土氣の平らでない結果、十方不和の日取である故、昔から陰陽家は旅行に忌んでをる

第十項 八十八夜、入梅、夏至

●八十八夜は立春節から八十八日目である、俗説に此夜ふる霜を名殘霜または別れ霜と云つてをる、而して此節は穀雨の中にて土用である、即ち春の氣が終つて地の氣旺んになり夏の火氣に變る界目であるから陰陽相うつて地氣上にせまつて濕陰極まり以上の霜を生ずるのである、或は多く降らないが降れば草木の若芽を損じて終ふと云つてをるものがある、又一説に年の氣運は米であるから八十八夜に苗代を營み秋米のよく實るやうに祝ふ風習の地方が多いと語るものもある、又此前後に綿を蒔くのは一般の慣習と認められてをる

●入梅は其説、昔から多い天中記には舊四月の節の後の庚の日を入梅とし、五月の節の後の壬の日を出梅とし、荆楚歲時記には五月の節の後の壬の日を入梅とし、五月の中の後の庚の日を出梅として暦

符通書に五月の節の後の丙の日を入梅とし、六月の節の後の未の日を出梅しとてあるが、何れも當つてをらない目下の曆法は舊五月節の後の始の壬の日が入梅で六月節の後の壬の日を出梅としてをる、其日数は三十一日目に明けるのである人この雨氣を受ければ病む物その氣を受ければ微が出る、衣類などが黒くなつたならば、梅の葉を煎じて洗へば落ちて元の通りになると云つてをる、却説、梅雨の此く濕氣の深い理は五月の節頃には太陽が我が頭上に近よつて來る萬の物が燥かうとして蒸あつく、シメトくする、譬へば生木を火で焙ると先づ濕氣がたれて後に燥くと同じ理窟で、梅雨も此の如く太陽の火氣に照つけられて地上の濕氣がまづ雫となつて降るのである其梅雨と云ふ名は此頃梅の實が黄み落ちるから付けられたのである

●夏至は二十四節の説明の中に述べてあるが此は芒種節から十六日目で、太陽は丑寅の方位から出て成亥の方位に入っている故、日の長い事は此時が一等である、冬至の日の極く短かいのに對してをるのが面白い、而して此夏至の日に西南の風があれば、六月に洪水がある、晴天であれば暑氣が強くと早である、北風ふけば水が盛つて夏中夕立が多い爲めに米穀は高い、午の時に南方に赤い雲があれば豊年である、また夏至が中旬にあれば豊年であるが下旬にあれば米價がたかい、此の日淫欲を犯してはならぬ、今日は日の長い頂上で所謂陰陽の争ひ天地の死生の分たれる理であるから、男子は齋戒して心氣を定め保養すべきものである

第十一項 半夏生、三伏。

●半夏生は五月中より十一日目である、此頃に藥草の半夏生する處から此名が出たのであるが此藥草には毒がある、これに準じて半夏生には毒が降るなど、傳へられて、循環曆には其前の夜から井戸に覆をして毒氣の下るのを防ぐべき事を記してあるのは甚だ以て不明な妄の說である、金鳥玉兔集などには此日、不淨を行はず、淫慾を犯さず、五辛酒肉を食はざる事をのせてあるのは、釋迦如來の生母摩耶夫人の中陰に當る處から善事をなし惡事を除くと云ふ理で此く記したのである、能く曆にのせてある事を調べて見ると是は全く農家で種まきの節としてあるから之を記したのである

●三伏日は種蒔、療病、旅行すべて和合の事に用へてはならぬ、其理は四季の移りように先づ秋の金は冬の水を生じ、冬の水は春の木を生じ、春の木は夏の火を生じてをるが、唯、夏の火ばかり秋の金を尅してをる、故に夏至第三の庚の日を初伏とし、第四の庚の日を中伏とし、第五の庚の日を末伏としてあるが、就中末伏を忌むのは秋の金氣が夏の火氣に伏せらるゝからである

第十二項 二百十日、二百廿日

●二百十日は立春から二百十日目である、世俗に今日の風を恐れるのは二百十日は早稻の花ざかり、二百二十日は中稻、二百三十日は晚稻の花ざかりである、是から後は花散つて實になる故、風が吹ても稻に障らない稻の花の中には水の様な白いものがある、是が米になるもので風が吹けば、此水を吹ちらして終ふから米が出来ない、雨がふれば此水を花でつゝんで終ふから雨が降つても、さほどに害を爲さない雨なしの大風は實に恐ろしい、東北から吹く風を大阪あたりでは上げと云つてをる、此風が吹き暮れば冷えてシケになり、西から大風が吹けばモドすから之を嫌つてをる、要するに秋は金である、北は水であるから、金生水の理で、雨が生じ易い、而して此日は長くも上御一人は歡慮を惱まし給へて、各地方の天候の奏上を開召することが毎年の例になつてをる

●二百二十日は一説に晚稻の花ざかりと云つてをるが、晚稻は二百三十日中稻の花ざかりが二百二十日に當つてをる、概して此頃は氣候の變動が甚しいから天下萬民みな之を氣遣つてをるゆる之を曆に記されたのである

第十三項 冬至、小寒、大寒、節分

●冬至は舊十一月節より十六日目である、今日は日南至つて短かく夜はながい事文類聚に至に三の義がある事を述べ、一に極陰の至り、二に陽氣始めて至り、三に日輪南に至ると記してあるのはよく盡したものである、要するに二十四番の花信風この日吹きをめ來るもので、人々よく此氣を受け之を動してはならぬ故、内に安く坐して漫に他行し又は男女の交合を爲すことを慎しまなければ、必ず身體に災があるものであるから、古人は冬至前後には婚姻を爲すのは宜しくないと云つてをる、而して此

冬至も小寒、大寒と、もに二十四節の一つであるが、其曆書に掲げられてあるのは、以上の事文類聚の三至より外にないのである、また世俗は此日、燧を鑽つて火を改め餅を製ひて家内ともに食ひ柚湯に入つて来るべき一陽來復を祝ふ事となつてをる

●小寒は大寒と、もに三十日間あるが所謂、寒の中と云ふのは此二つの寒を云つたのである、此間に食物藥物などを製へれば水の性が宜しいから久しく貯はいても損しない、寒中丑の日は丑紅と云つて女子之を愛し諸人大概、鰻を食ふ事になつてをる、而して小寒は十二月節で地下の陽氣が地上の陰氣を追ふて昇るが故除氣最も追つて寒氣烈しい、大寒は十二月中で小寒から十六日目で地上の陰氣が地中の陽氣に追はれ寒氣は一層甚しくなるので水の性は此時に極めて清く純らであると傳へられてをる ●節分は立春の前の日である、而して此日は其文字の如く冬の陰氣去つて春の陽氣來る界である、要するに陰氣を鬼とし陽氣を福として鬼を退け、福の神を迎へる事が古來から慣習になつてをる、故に其の夜、追儼と云ふ事を爲てをる即ち惡鬼の夜行するのを追ひ攘ふ義で半日閑話に節分の夜、白大豆を點く成るほど煎り、弦懸樹に入れ夫を箕に入れて持ち來り福は内と三聲、鬼は外と一度云つて三度づ、壽く事を記してあるのは今時の節分の豆壽に同じ有様であつた斯くて一夜あけて立春になつて恵方詣をする事になる

第九章 宿 曜 占 察 法

宿曜占は天文占である、支那も印度も非常に之を重んじてをるが、併し互に異なつてをる處が多い、而して其靈驗から見ると、印度の方が支那よりもズツト優つてをる、要するに宿は二十八宿、十二宮等の星のことで、曜は七曜星、九曜星等の事である、此等の星が互に相纏まる次第がある、此次第のある間に吉凶禍福が起きる、之を宿曜家は宿と曜の犯し戦ふ處によつて、天地間及び人事に善惡を生ずるのであると云つて居る、さうして見ると風災、水災、旱害、地震または五殺の豊凶、國家の治亂或は個人の水火盜難、死病傷害若くは吉祥幸福、健康愉快等はみな此宿曜の善惡に因ると斷言する事が出来る、要するに本章は文殊菩薩の宿曜經に基いて其うちの重要な應用を平易に述べやうと思ふ

第一項 宿 曜 占 察 の 沿革

波羅門教徒は世界の初、梵天は吠陀經典と天文と梵字悉曇を世の人に傳へたと云つてをる、故に波羅門教の四種の吠陀の中には、天文に關することや、此神話が非常に多い、其後今から約六千年以前、迦盧風陀と云へる仙人が、諸天龍神の請に因つて天文の事を説かれ後、釋迦如來は阿羅々と云へる仙人から天文を傳はつて無上正覺の後、之を大集經の中に御説になつた故に釋迦如來の右に常に侍つて御坐つた、三世十方諸佛菩薩や、一切衆生の智の母と稱へられた、文殊菩薩は無論よく天文に就て如來と同覺の佛であつたと云ふ事は明かである、或時中天竺の香山に五萬三千人の仙人が集つて、

天文曆數の事を論議し、日の善悪を撰んだ時、文珠菩薩は忽然現はれ給へて宿に曜善悪があつて其天



(像の薩菩珠文)

御説と、もに尊んで来た、而して此宿曜經の所説は支那の陰陽道と同様な占察が出来結果、支那でも日本でも宿曜家と云ふ一種の賣卜者のやうなものが出来た是は佛菩薩の本來の目的ではないが炳かな靈驗が此占察で分明るから末世の衆生の利益の方便に用へる爲には中々よろしいものである

第二項 宿曜占察の元機

宿曜經は大乗經である、機根上乘でなければ、其極秘を悟ることが出来ない、故に此法を世間損益の吉凶禍福に應用することになると丸で問題にならない、但しこれが因となつて悪い事を未だ來ないうちに防ぎ、行々吉福のみを得る果が出来れば、其人は自然に佛教の目的たる菩提の道に入ることに

なる、恰度佛は衆生を慈で釣つて眞の教を諭すやうに御仕組になつたと云つても宜しい、之が方便を以て畢竟する理である、要するに宿曜占察の元機は人々の三世の實相が走馬燈の様に因果を生じてを、運命の儚ない事を知らせ、六道四生の輪廻を解脱させやうと云ふ、佛心の結晶である、故に人は必ず宿曜によつて運命を知つて凶を轉じて吉と爲し、慈悲を行ひ佛教を信仰せねばならぬ、而して支那では一行阿闍梨は此宿曜の儀軌念誦法で神變不思議を現はし、本朝の弘法大師は眞言秘密の法術として天門上の奇瑞の前兆を示して穢災星祭を行ひ、安倍博士は入唐して、伯道仙人から此道の極秘を傳はつて吉凶善惡掌を見るやうに世人に諭し、之を金鳥玉兎集のうちに説き、日蓮聖人は此星宿の變怪を見て、天災地殃を知つて立正安國論のうちに八大恐怖の難を説かれ、又、天台僧正は宿曜三十六禽星によつて人の性情や一切の禍福の玄妙な事を述べられた、是等はみな此宿曜占察の元機によつたものである

第三項 宿曜占察の極秘

世の中に悪い事をして幸福の様で、善い事して不幸の様な人が随分ある、是は世の掟の勸善懲惡の道理に相違して居るやうであるから、法律の網に罹らない限りはなご、云つて際どい事を遣るものがある、又善い事をしても餘り香ばしくない人を見て彼は馬鹿だなご、嘲けるものがある、是は皆宿世の因果の影が現在に顯はれて來たので現在悪い事をすれば、未來世に其報は屹度來るものである

から、此處の理をよく咀み分けなければならぬ、而して此宿曜占察の極秘は、宿曜十二宮の性質、宿曜命重の性質、命業胎の三九秘要、七曜陵逼の難、七種三重の傳三十六禽法等である、而して此宿曜を會得するには、先づ十二宮を説かなければならぬ、十二宮が分明ないと日月諸星の行道を計り、二十八宿の配當を解くことが出来ない、此十二宮が分明れば二十八宿の運ぐる分野の方位と、十二箇月の配當が明かになつて来る、次項に二十八宿から牛宿を除く理を述べて、十二宮二十八宿等を順々に説くことにしやうと思ふ

第四項 廿八宿廿七宿の秘密應用

金烏王兎集に昔し二十八宿を其儘、日に配當した時、支那長安の城中に疫病のため死するもの一萬人に及んだ、玄宗皇帝これを哀しみ天刑星の法を行はれた、牛頭天王現はれて此災は我が主とつてを牛宿が亂雜になつた爲である、此宿を除いて毎日の午時に配當すれば、此災は忽ち止んで終ふと御託になつた、帝歎んで之を用へられたと説いて、之を牛宿を除く原因としてをる、而して此時の天刑星の法を行つた者は一行阿闍梨であつた、故に弘法大師も日蓮上人も二十七宿として之を占察に用へられたのである、然るに宿曜經に牛宿を除く本文がないと云つて、其儘二十八宿を日に配當するものがあるのは、是は二十八宿の法であつて二十七宿は術即ち占察である云ふことを知らない結果である、されば占察になると、斗、牛、女の三日を術の上で斗、女の二日に應用する事になつてをる、

而して此牛宿を除くのは、寶星陀羅尼經に、牛宿は星の中の王で神は有るが形はない宮殿だけであるが、最善の星である故に宿曜家は斯く形が無いから日の直の次第に列ないで、正午時に配してをると云ひ、又佛説に牛宿は諸星の總體であるから一切みな之を除くとある事を説く者がある、是は牛宿を除く理と思はれる、要するに二十八宿は法で二十七宿は占であるから、法術を混じて互に執着しない様にして其區別を明かに考へるのが肝腎である

第五項 二十八宿秘密の諸配當

印度では我が一ヶ月を二つに分けて、白月、黒月と云つてをる、白月は月の一日から十五日まで、黒月は月の十六日から三十日まである、また梵曆は北斗の柄が卯の方位をさして居る時が正月であるから、支那の寅の月よりも一ヶ月後れてをる、又曆には二十八宿の名をつけ太陰即ち月の現はる、十五日の夜が年の始で角月とつけてをる所謂、角亢氏房の順序に繰ら



(像の人聖達日)

れるのである次に二十八宿は四方に配られ、東方七宿は角、亢、氏、房、心、尾、箕。北方七宿は斗、牛、女、虛、危、室、壁。西方七宿は奎、婁、胃、昂、畢、觜、參。南方七宿は井、鬼、柳、星、張、翼、軫である、而して年も月も日も二十八宿の繰りかたは、東方七宿の順序から北方、西方、南方の各七宿に繰つて南方七宿を終つて

から、また東方七宿の始めに移る、之を支那の五行に配當すると室、圭、鬼、軫、角、女は木で、婁、參、柳、亢、氐、心、尾は火で、壁、畢、斗、虛、危は土で、胃、星、張、箕は金で、昴、菁、井、翼、房は水で除かれる牛は金であるが、矢張り相生、相克の理が應用される、譬へば參宿の直日に生れた男と、畢宿の直日に生れた女とは、火生土であるから相性がよく合つてをる、同じく參宿、畢宿の直日に生れた男と男女と女は陸じいと云つたやうに、之を建築、動土、旅行、嫁娶、賣買、交際その他一切に應用ができるから此配當は極めて重要である、随つて第一章の五行の諸配當、第二章の干支等もみな此理で推すと適應があるから讀者は總てに用ゆる諸配當を造つたならば面白からうと思ふ、但し困つた事には二十八宿の星の性質で多少の應用が違ふ事がある、是は眞言秘密の極意で梵字悉曇に顯はれてをる内容だ、一寸いつて見ると鍔の水のなかに囉の火が燃れば、水火の關係で雨が降らねばならぬのが反つて晴天である云ふ様な深秘のものもある、是れは所謂、此門に入らなければ分明らか口傳ものである

第六項 十二宮各月の奥傳

元來、十二宮は天の神の象で體はあるが、宮殿はない、十二の方位に在て二十八宿は其中に配付されてある、西方は前で東方は後であるから、北方は右で南方は左である故に其宮の中にある太陽の位置と星宿とに依て、春分、秋分等の季節が分明るのみでなく、寒暑長短の時刻なども明白になる、即ち

陽位の獅子宮から、摩羯宮まで六宮は太陽に屬し、陰位の蟹宮から瓶宮まで六宮は太陰に屬してをる而して十二宮は宿曜經では一百八足に割りつけ、二十七宿(十二宮からは星宿の占察の術數に入いるから牛宿をとつてをく)をまた之に配つて置いてある、斯くして日、月、火、水、木、金、土の七曜星は漸々、十二宮の領分の星宿の上を運ぐり、其本命に従つて下界の衆生に禍福、吉凶を應驗してをる、故に本命宿の人は其屬する宮を本宮と云ふ事が出来る、左に新曆によつて四季を配當すれば左の通りである

- | | |
|--|--|
| <p>白羊宮—三月二十日—春分</p> <p>春宮—金牛宮—四月二十日</p> <p>男女宮—五月二十一日</p> <p>天秤宮—九月二十三日—秋分</p> <p>秋宮—天蠍宮—十月二十三日</p> <p>人馬宮—十一月二十三日</p> | <p>巨蟹宮—六月二十一日—夏至</p> <p>夏宮—獅子宮—七月二十三日</p> <p>室女宮—八月二十三日</p> <p>磨羯宮—十二月二十二日—冬至</p> <p>冬宮—寶瓶宮—一月二十日</p> <p>双魚宮—二月十八日</p> |
|--|--|

第七項 十二宮 吉凶秘密

●双魚宮は舊正月に相當してをる、此宮は室一足 壁四足 圭四足 以て、歳星の位である、官を加ひ職を増すことを主として居るから大に目出度い、また此宮の人は宰相大將に相應してをる、學問はあり忠

直であるが苦勞性で心配が絶えない、併し魚は寒の節に入つて性定まるもので活動の質があるから出世する運命がある

●白羊宮は舊二月に相當してをる、此宮は婁四足 胃四足 房一足で、熒惑星の位である、福德多く、病少なく、長壽で忍辱の性がある、而して料理の事を主とする方がよろしい、而して目出度いのは舊二月は極陰で位が火星であるから陰陽調和される理である

●金牛宮は舊三月に相當してをる、此宮は昂三足 畢四足 觜二足で、太白星の位である、衣服に縁あり又福があつて果報である、又此人の性は温和で伶俐且つ容貌に悠長な處があつて人に敬ひ尊ばれ牛馬を著ふ意味があるから、衆人の頭となつて勞働に従事する方である

●男女宮は舊四月に相當してをる、此宮は猪二足 參四足 井三足で、辰星の位である、子孫繁殖の事を主としてをるから妻の外に妾を蓄へる様な愛敬に富んでをる性である、又忍耐のある方で緇があるから會計などに相應で、而して四月は極陽で寄ると觸ると子が出来る

●巨蟹宮は舊五月に相當してをる、此宮は井一足 鬼四足 柳四足で、太陰の位である、争論を主としてをるから、公事訴訟を掌る役に宜しいが、性質は悪く人を欺すことを何とも思はぬ横紙破りである、又自己ひとり事を爲し、人と與せぬ傾がある、但し聰明で學問あり達識で氣位が高い、五月は陽の極まつた月で陰氣増長して降雨が多い

●獅子宮は舊六月に相當してをる、此宮は星四足 張四足 翼一足で、太陽の位である、富貴此上もない

から大將となちやうな大器量である、又其性質は孝順で正直の事は、恰度太陽の下界を照らして萬物を育てる徳のあるに同じである六月は極暑である

●室女宮は舊七月に相當してをる、此宮は翼三足 軫四足 角二足で、辰星の位で、而して女子は吉、男子は凶である、其理は男子が女子の如く陰性を含んで心動き定まらず人に従はなければならぬ傾があるからである、また心中に邪心のある方である、但し男女とも富んでをる生れだが何らかと云ふ人の取持などに適してをる、氣節暑氣衰ひ行から中正を得てをらぬ

●天秤宮は舊八月に相當してをる、此宮は角二足 亢四足 氏三足で、太白の位である、晝夜寒暑等分であるから先月の氣分の不平均が補はれて陰陽調和し萬の物が生ずる理であるから寶庫を主として才あり心直く秤の様で最も吉である、故に以上の理から會計金庫の番人大藏省の役人が適當である

●天蝎宮は舊九月に相當してをる、此宮は氏一足 房四足 心四足で、熒惑星の位である、是は火星の物を焼き盡すごとく物を生ずる氣分のない陰氣盛んな時であるから病氣に罹り易く其身を損う理である但し醫師看護人は適當であると思ふ

●人馬宮一名を弓宮と云つてをる、舊十月に相當し尾四足 箕四足 斗一足で、歳星の位である、武士の象があるから文事には向かない、女子には不吉だ十月秋實を收むるから殺氣の強い割合に財に縁がある、先づ剛氣あつて人望も兼ね備つてをる

●磨羯宮は舊十一月である、此宮は斗三足 女四足 虛二足で鎮星の位である殺氣の重い土星故争論のみ